

第百二十九回国会 環境委員会 議 録 第 四 号

平成六年六月三日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 奥田 幹生君

理事 林 幹雄君

理事 谷津 義男君

理事 笹山 登生君

理事 大野由利子君

持永 和見君

前田 武志君

山本 拓君

田中 昭一君

竹内 謙君

高見 裕一君

坂本 剛二君

出席國務大臣

國務大臣 國務大臣

出席政府委員

環境庁長官官房

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

局長 環境庁企画調整

厚生省生活衛生

局水道環境部環

境整備課長

飯島 孝君

農林水産大臣官

房総務課環境対

策室長

柘植 茂見君

水産庁海洋漁業

部国際課長

田中 誠君

水産庁海洋漁業

部遠洋課長

森本 稔君

水産庁研究部漁

場保全課長

杉浦 正悟君

運輸省鉄道局施

設課長

藤森 泰明君

運輸省港湾局環

境整備課長

井上 聰史君

気象庁観測部管

理課長

椎野 純一君

建設省建設経済

局調整課環境調

整室長

馬渡 五郎君

建設省河川局河

川計画課長

尾田 栄章君

建設省河川局治

水課長

山田 俊郎君

建設省河川局開

発課長

坂本 忠彦君

自治省財政局公

営企業第二課長

坂田 隆史君

環境委員会調査

室長

工藤 桂司君

環境保全の基本施策に関する件について調査を

進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。福水信彦君。

○福水委員 それでは、質問をさせていただきます

いと存じます。

浜四津長官、このたびは御就任おめでとうございます。

私も、官邸に呼ばれるなんということはお

よそ見当もつきませんけれども、今度大臣に御就

任になられるときに、総理官邸に呼ばれて、総理

から環境庁長官を仰せつかるといふか拝命なさる

ときは、総理大臣からどういふような御指示とい

うのですか、お話があったのですか。

○浜四津國務大臣 当日、羽田総理大臣から、環

境問題というのは生命にかかわる問題である、あ

るいは国民の方々の生活にかかわる大変重要な問

題であるから、女性の視点をしっかりと生かして頑

張ってほしいと、こういうお話がありました。

時間的、空間的広がりを持ちます環境問題、人

類の生存がかかる問題である。まさに総理がおつ

しやられたように命にかかわる問題、そしてまた

国民の皆様方の生活の安全にかかわる重要な問題

であるというふうに感じました。今後ますますそ

の重要性を増していくだろうというふうに思っ

ております。

その意味から、環境問題に先駆的に取り組んで

こられた先輩の皆様方、そしてまた歴代長官、

関係者の方々のこれまでの御努力、これからま

ます重要になっていき、また生かされていくだろ

うというふうに思っておりますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

○福水委員 今羽田総理が、命にかかわる極めて

重要な問題であると、したがつて一生懸命頑張っ

ていただきましたという御指示があったということ

であります。

しかしながら、去る五月十日、羽田総理御自身

の本会議における所信表明では、残念ながら三回

ぐらしか環境について出てこないのですね。そ

れも三行までいらない、三つの言葉しか出てこ

ない。それは長官御存じだろうと思うのですが、大

臣にそう御指示があった割には、総理御自身が果

たして、普通の言葉で政治を語るなんと言ってい

ますけれども、普通の言葉以前の問題として、環

境に対して真剣に、本当に大臣におっしゃったほ

ど考えていただいているのかどうかというのは、

この所信表明だけで拝聴をしますと、私は大変疑

問に感ずるところであります。

しかし、総理に質問しているわけじゃございま

せんので、それだけに長官が一生懸命おやりにな

ろうということで、昨日長官御自身の所信表明を

お伺いしたところであります。一生懸命ひとつ

取り組んでいただきたと思う次第であります。

この長官の所信表明の中で、一つ大変私は興味

を持ったといいますか、重要なことをおっしゃっ

ていただいたというふうに感ずるわけでありま

す。環境教育、環境学習の推進に大いに積極的

に取り組んでまいりますというふうに長官御自身が

御表明なすたわけでありま

す。私は、自然環境というのは、まあいろいろな観

点もあるし、いろいろな方策もあるかと思いま

すけれども、やはり小さい子供たちのうちから自

然を愛する、小さな、それぞれ草や木や鳥やいろ

いろなものを、そうした小さな命を愛していくと

いうことはとても大事な教育になるうか。それが

やがて大きくなって大人になっていけば、人を愛

する、世界を愛する、まあ少し大げさな言い方か

もしれませんが、まさに世界平和につな

がっていく、非常にとうい教育になる。情操教

育等も含めて、そうしたことは大変大事な大事

委員外の出席者

環境庁企画調整

局地球環境部長

文部省初等中等

教育局中学校課

長 河上 恭雄君

厚生省生活衛生

局水道環境部環

境整備課長

三本木 徹君

○奥田委員長 これより会議を開きます。

な点を長官はおっしゃっていただいていると私は思うわけであります。

そこで、きょうは文部省の方もお見えいただいていると思うのですが、私は素人よくわからないうので恐縮ですが、小学校課程で何学年あたりで、そうした教育を既に文部省でも行っているか、そういう教育を既に文部省でも行っているか、きょうと教えていただきたい。文部省の方にお願ひしたいのです。

○河上説明員 ただいま先生御指摘のように、環境問題は人類のこれからの生存と繁栄にとって大変重要な課題でございます。まさにこれから時代を生きていく子供たちに、こういった問題について正しい理解を深めさせて、そしてまた責任のある行動がとれるようにするということが極めて重要であると思っております。こういう観点に立ちまして、学校教育におきましても、従来から社会科とか理科を中心に、小中高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて指導しております。

平成元年に学習指導要領が改訂されました。これが平成四年から順次、小学校、中、高と実施されておりますけれども、この中でなお一層この環境問題に関する記述の充実を図っております。小学校で申しますと、社会科の五年生で新しく、例えば「国土の保全や水資源の涵養などのために森林資源が大切であることに気付くようにする。」こういう記述が入りました。また「環境保全のための国民一人一人の協力の必要性に気付かせるよう配慮する必要がある。」こういうことを言っております。

中学校になりますと、例えば理科で「自然環境を保全することの重要性について認識すること。」、新たにまた「自然環境の保全に関する態度が育成されるようにすること。」、こういう記述が入っております。

また、高等学校に参りますと、公民科でございますが、新たに「環境と人間生活」という項目を設けて、「環境と人間生活とのかかわりについて理解させるとともに、環境にどうかかわって

生きるかについて考えさせる。」という新たな記述が入っております。

こういったふうな、学校の指導の内容において充実を図っているわけでございますが、同時に、教師の方の資質向上というものが大切でございます。教師の方のための指導資料をつくりまして全国の学校に配付するような事業。それから、学校だけでなく地域ぐるみで環境問題に取り組む必要があるということで、モデル市町村事業というものを平成五年から行っております。

さらに今年度からは、新しく教員のための講習会というものを考えておりますし、それから環境教育フェアという形で、児童生徒あるいは教師、あるいは国民の方々に環境教育に関するいろいろな啓発的な事業を行う、そういうことも考えております。同時に、昭和五十九年度から自然教室という形でもって、自然の中でいろいろな触れ合いをする、そういう体験的な活動を行う事業も行っているわけでございます。

このように学校の学習内容の充実、そして教師の方々の資質向上という両面から環境教育に取り組んでおるところでございます。

○福永委員 今伺いさせていたでいて、文部省でも非常に一生懸命取り組んでいただいております。そういうことがうかがえるわけですが、教育と同時に、今お話しの中で、体験をさせてやるんだ、私はこれが非常に大事ではないかという気がするわけでありまして。

昨年の十月ですか、私は前の長官の広中大臣のときに、ピオトープという生物が生きて空間のお話をきくとさせていただきました。そのとき大臣も、大変目を開かれたようでした。こういうふうな御答弁をいただいて、積極的に今後ピオトープネットワークについては検討させていただきますと、こういう御回答をいただきましたわけでありまして。

つまり、ピオトープであるとか、そうしたことが身近に教育につながっていくのではないかと、うかがう私にはするわけでありまして、そうしたこと

では、あれからたった半年ぐらいいですから、十月からすればその日にちがたつてないですから、環境庁がどれほどその後積極的にそれに取り組んでいただいているかというのにはよくわかりませんが、その後どういうふうな、例えば大臣から御指示やあるいは環境庁みずからどういったことを行っているか、きょうとお聞かせをいただきたいのですが。

○農林政府委員 お答えを申し上げます。

先生御指摘のように、身近な自然の中で触れ合いながら情操教育をするということは大変重要な課題だと考えておりました。そうした考え方を含めた先生御指摘のピオトープづくり、またこのネットワークづくりということが大変大きな課題だということに私も考えております。

私ももとしましては、これまでこうした考え方に沿って、実は幾つかの事業をすでに手がけておりますが、例えば自然観察の森でありますとか、ふるさとといきものふれあいの里というところで、とんぼの里とかはたの里を復元するというような事業を手がけてきております。

最近の例で申し上げますと、横浜自然観察の森、これは横浜市の比較的町中でございますが、蛍の湿地づくりというようにやっております。また、先生の地元の埼玉県では、狭山丘陵でいきものふれあいの里ということで近々オープンをするというようにございまして。また和歌山県では、休耕田を利用して水鳥が生息する湿地をつくるというように、これもやはりふれあいの里というものでございまして、やっております。

今後こうしたものをさらに充実してまいりたいと考えております。

○福永委員 ありがとうございます。

そうして懸命な御努力をいただいているのはよくわかることではありますけれども、しかし、先ほど長官のごあいさつという所信表明の、いわゆる教育、学習となると、遠くへ行くなどというのとはなかなか大変なことだと私は思うわけでありまして。

そこで、小型ピオトープと申しますか、いわゆるサンクチュアリーみたいな自然の聖域をつくっていただいて、それも各市町村一カ所ずつ。大した金がかかるわけじゃない。しかも、サンクチュアリー的なものになりますと、その草や木はほとんど手を加えない。取ったりしない。それは例えば、通常のものがほとんど繁殖してほかの木を枯らすようだったら、それは少し間引きしたりということとはしていかねばなりませんけれども、そうしたところが各市町村に一方所ぐらいつあっても不思議ではないと思うのです。

しかも、最近の公園といいますが、本当にそれが自然公園なのかどうかというのは甚だ疑問なんです。例えば西洋種のヒマラヤシダーが植わっていきなり、その地方地方にもとれない木が、公害に強いとかそういう意味もいろいろあるのかと思えますけれども、いずれにしてもそうした木をどんどん植え込んで、本当にこれと身近な自然と言えぬのかどうかというのを大変疑問に思っているわけでありまして。その地域に昔から生えているような木や草を主として植えてやって、子供たちが本当の意味でそれに触れて、体験できて、なおかつ本当の意味のふるさとというのを再認識してもらうには、一番いいのではないかなというふうな気が私はするわけでありまして。

どちらかというと、今環境庁の方で狭山であるとか和歌山であるとかいろいろ御指摘のあったところですが、私は、ピオトープに関していえば、むしろ建設省さんとか農林省さんの方がはるかに進んでいるというふうな感じがしております。もちろん、別にセクションナリズムを申し上げているつもりじゃない。ところが指導をしようとしても、どこが先行しようと、それは結構な話ですが、少なくとも環境庁というお名前なんです。そうした意味では積極的に取り組んでいただきたいというふうな思っているわけでありまして。

しかも、今こうした長い不況のトンネルに入りつつ放しですから、公共事業、公共投資というの

は全国的に待ち望んでいるところでありまして、ビオトープに関して申し上げるならば、河川のコクリづけ、底から全部コクリづけを、護岸工事をやり直して、いろいろ自然を取り入れたりする。もちろんカーブしているところなんかは泥のままで洪水になるおそれもありますから、それはそれで専門家が考えていただくということになるわけですが、いずれにしても大変自然環境が戻ってくる、そしてさらに景気浮揚に大いに役立つ、一石二鳥以上、もともと効果がある気が私はするわけでありまして、そういった意味では、どうかどこよりも強い関心を環境庁が持っていて、今後これに取り組んでいただきたい。これから研究します、研究しますって、研究しているうちにそれはどうにかなっちゃいますからね。

もちろんビオトープはドイツから出たということでありまして、例えて言えば、河川を日本とドイツとを同じように考えたって、これはうまくいきつこない。ある外国の方がおっしゃっていらっしゃいますけれども、日本のは川と言わないんだ、滝だと言いますね、長官。すぐに、山から海まで距離がないですから、もうほとんど滝みたいなもの。これがドイツの大きな、ヨーロッパと同じ勘定にはなりません、似たような地理的条件といえますか、そういう意味でいいますと、このビオトープに関してはスイスが非常に参考になると思うのです。山から下まで割合短いところ、アルプスのところから、まあいろいろものをひとつ研究していただいて、速やかに打ち出して、本当の意味の日本の自然を取り戻していただきたい、こういうふうな思いがあります。

長官、今申し上げてすぐ御決意を言っても恐縮ですので、このビオトープの本がございまして、これは実は私も埼玉県の人たちが一生懸命研究して書いた割合いい本です。差し上げますので、どうかひとつ後でござらんになっていただいで、ぜひ取り組んでいただきたいと思う次第であります。

ここまで聞いただけでどういう御感想を持っていたか、ちょっとお聞かせをいただきたい。○浜四津国務大臣 今先生からビオトープのお話を伺わせていただきました。先生が本場に日本の中でも先駆的にビオトープの提言をされてこれ、そして今回予算もついて本格的に取り組む態勢に入った、大変尽力されてきたということをお伺っております。

私もこれまでの議事録等を見させていただき、また、今の先生のお話を伺わせていただきました。本場にサンクチュアリーだけではなくて、自然を保全し、またもとのままの自然を復活させる、こういう発想で自然環境保全に取り組まなくてはならないというのを痛感しております。

このビオトープに関しましては、今先生から資料をちょうだいできるというお話ですので、それ十分読ませていただきます。また、先生にいろいろお教えいただきながら、一生懸命取り組まさせていただきます。○福永委員 ありがとうございます。

実は、ビオトープで申し上げますと、私どもは埼玉県の出身でありまして、その埼玉県は大変このことに熱心に取り組んでいただいて、御存じのように埼玉県の知事さんはかつての環境庁長官の大先輩、土屋先生でいらっしゃいます。それだけに非常に御理解を賜りまして、平成六年度における主なビオトープ関係事業だけでもたくさんありまして、予算も、関係予算の合計だけでも約四十三億二千万もつけていらっしゃるのです。それに引きかえ環境庁が少ない多いは申し上げるつもりはございません。少なくとも積極的に取り組んでいただければ、一つの県でもこうやってできるという事例を申し上げたわけでありまして、ただいま決意のほどを十分承ったわけでありまして、どうか今後とも引き続きよろしくお願ひを申し上げます。これはかなり言っているところでありまして、昨今四月に種の保存法を制定、施行していただ

きまして、いろいろ少しずつであります。野生生物の保全に向けて、保全に向けて整えられつつあるわけでありまして。

しかしながら、あれから一年たちまして、国内の希少野生動物として指定を受けているのは、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律で指定されていた国内の特殊鳥類三十八種を省けば、イリオモテヤマネコ、ミヤコタナゴ等わずかに六種類にすぎないわけでありまして、環境庁の「日本の絶滅のおそれのある野生生物」、いわゆるレッドデータブックによれば、生育環境の悪化や乱獲の結果、日本の植物のうちその六種に一種に当たる八百九十五種が既に絶滅あるいは絶滅の危機に瀕している、いろいろこういうことがあるわけでありまして。そうしたことで、約一年たつて、それから数がふえているのかどうか。つまりせっかくなので、絶滅をしないようにということをつくつたのにもかわらず、それから果たしてふえているのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいのです。

○農林政府委員 お答えを申し上げます。種の保存法に基づき指定動物植物でございますが、先生御指摘のように本年一月に追加指定六種をいたしまして、現在この六種の動物植物について保護対策を詰めているという段階でございます。大変数多くのいろいろな絶滅のおそれのある種がございますので、私どもできるだけ指定を急いでまいりたいというふうに考えておりますが、やはり指定をいたします場合には、最新の生息状況についての科学的データを集めるとか、関係機関、生息地の地元などの調整などの手続もございまして、一定の期間を要しているというのが実情でございます。今後ともさらに努力してまいりたいと思っております。

○福永委員 同じように、今の種の保存法の中で、生息地等保護区の指定をするということでありまして、これも一方所まだ指定していないのじゃないですか。せっかく今のお話のとおり絶滅をしないようにしようと言っているのに、何年も何年

もかかっているのでは、せっかくなつくたこの法律の意味が出てこないと思うので、そこら辺のことでもきちんとひとつお答えいただきたいと思

います。○農林政府委員 お答えを申し上げます。先ほど申しました、本年一月に六種を指定いたしました。具体的な保護対策ということで、生息地等の保護区を指定すべく現在鋭意調整を行っている段階でございます。また、また段階で、それぞれ公告でありますとか公聴会などの手続、これは法規制、行為規制を伴うものでございますので、公告・縦覧、公聴会、地元の御意見を聞くという手続をとつてまいりますが、私どもとしては、できれば夏前には早いものから順次手続を開始し、年内には指定をしていくというようなことで努力をしております。

○福永委員 既に、国内希少野生動物植物種の生息地をめぐって、八王子市川口地区の開発問題を初め、全国各地で紛争がたびたび起きております。種の保存法第三十五条によれば「環境庁長官は、国内希少野生動物植物種の保存のため必要がある」と認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に必要必要な助言又は指導をすることができ」となっております。環境庁の守備範囲は自然保護、自然環境保全地域、自然公園地域だとみずから限定しないで、この第三十五条によって与えられている権限を私はもつとフルに生かしていいと思うのです。

全国各地で起きている紛争に対して、そういった今申し上げたような紛争に対し傍観的な立場をとるのではなく、他省庁の管轄地域においても積極的に野生生物の保全の、保存の立場から、せっかくなつくた法律でありますから、そうした立場を表明していくべきと考えられているわけでありまして、このことについてどうなるふうにお考えか最後にお聞きして、質問を終わります。

○農林政府委員 お答えを申し上げます。先生御指摘の八王子市の問題など、幾つかの地

区で、オオタカが飛来をしたり生息をしたりということ、その保護のための対策ということが各地でいろいろ議論をされている事例がございます。

御指摘の八王子の事例は、住都公団が開発する事業との関連でということでございますが、私も、東京都などを通じていろいろな状況を伺い、また現地では専門家の方々を含めた影響調査などが行われている段階のように承知しております。私どもとしても、こうした問題について、先生御指摘の点を踏まえて対応してまいりたいと思っております。

○福永委員 今、八王子の解説をいたさうというわけではなく、わかつての上で申し上げたので、つまり三十五条の権限をもつと自信を持って、胸を張って大いに生かしていただきたい、こう御要望申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○奥田委員長 林幹雄君。

○林幹委員 まず大臣に、所信演説に関して伺いをいたします。

大臣は、我が国が大規模な経済活動を営んでいるため、生活型公害が深刻化していると指摘されております。全く同感でありまして、便利さばかりを追い求め、大量消費、大量廃棄にすっかりなれてしまった我々のライフスタイルが、これまでの産業型公害とは全く別の新しい公害を生み出しております。大臣は廃棄物の増加について所信演説の中で触れられておりますので、問題意識を正しく持たれていると思えますけれども、今日、生活環境の中に処理し切れないほどにあふれ出ているごみ問題を、大臣自身は環境問題として早急に解決しなければならぬ大きな課題であると認識されているかどうか、まずお尋ねをしたいと存じます。

○浜四津国務大臣 今先生御指摘になられましたように、私たち日常の生活の中で、廃棄物というのが年々量的にも増加しておりまして、また多様性を増してきているということを日々の生活の中

で実感しております。私も主婦として生活をずっとしてまいりましたけれども、自分で好むと好まざるとにかかわらず、家の中にたくさんある廃棄物となるものが入ってきてしまう、こんな状況でございますが、それを本場に環境保全上適正に処理することがますます困難になっておりますが、こうした廃棄物の適正な処理ということが、環境保全の点からも極めて重要な課題である、先生おっしゃるとおりだということに思っております。

また、今おっしゃられましたように、本場に大量生産、大量廃棄、社会全体の仕組みがそのようになつてしまっているわけですが、私たち、この社会のシステムそのものを循環型社会に変えていかなければいけない、こういうふうな思っております。そのためには、行政もそれから事業者も、また国民のお一人お一人の方々一体となつて取り組まなくてはならない問題であろうというふうに思っております。環境庁といたしましても、関係省庁と一体となりまして、また連携しながら、一生懸命大変重要な課題として取り組まさせていただきますというふうに考えております。

○林幹委員 安心いたしました。実は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は厚生省所管であつて云々という答えが飛び出すのじゃないかと思つておつたわけでありまして、今そういうお答えをお聞きして安心した次第であります。

環境問題は、国、地方団体、事業者、国民が一体となつて取り組まなければ解決できません。大臣が所信表明の中で「政府を初め地方公共団体、事業者、国民のそれぞれが、より一層環境に配慮するような流れをつくり上げていく必要がある」と考えております。このように述べられておりますけれども、環境保全への取り組みが国民運動として推進される、それこそが環境基本法の立法の精神であると存じますが、大臣、いかがでしょうか。

○浜四津国務大臣 先生おっしゃられましたように、今日の環境問題は、かつての産業型公害と違ひまして、私たち国民一人一人の生活そのものに

起因しているという面が非常に大きくなつてきております。そういう意味におきましては、私たち一人一人が本場に自発的にこの環境問題を自分たちの問題としてとらえて、そしてその責務を果たしていくということが非常に重要になってくるというふうに思っております。そうした政府、それから事業者あるいは国民の方々、本場に力を合わせないと、また乗り越えられない問題であるというふうに思っております。

そうした意味でいいますと、先ほどお話に出ましたけれども、自発的に、外から言われてやるというのではなくて、そういう規制的方法だけではなくて、自分からみずから進んで環境というのは守らなくてはならない。自分たちの子孫のためでもあり、地球のためでもある。こうした本場に自発的な取り組みがどうしても必要、こういうふうな考えております。

○林幹委員 環境保全活動を国民運動として展開していくインセンティブとしても、国民が最も関心を持っているごみ問題に、環境庁がそれこそ総合調整官庁としての権限を十分に発揮していただきたい、そういうことでありまして、例えばごみ回収の現状は、ほとんどの自治体が行政の責任として集めております。結局は回収コストは住民税で賄っているわけでありまして、これはどういふことかといふと、ごみを少しでも減らすと心がけて、実際に減らしてごみを出している人、環境に配慮どころか全くむとんちゃくで、どんどんごみを出している人と負担が同じという不公平が生じているわけでありまして。自治体有料で頒布するごみ袋でしか回収しないということにすれば、ごみを減らす努力をしている人は、ごみ袋が当然少なくなるわけですから、その人の環境に配慮したライフスタイルが正当に評価されることになりまして。

事実、ごみ袋を有料化して実績を上げている自治体がありまして、例えば出雲市であります。出雲市長は、井戸端会議ならぬごみ端会議で主婦の声を聞いた。その声は、今申し上げましたとおり、

ごみを減らすという心がけをする人とは何でも構わずどんどん出すという人が同じではしょうがない、有料にしたら、多く出す人はそれこそお金を取つたらどうというごみ端会議からヒントを得て、そしてごみ袋の有料化というようなことを実施しているということをお聞きしておるわけでありまして。

そしてまた、私は千葉県でありますけれども、千葉県でも、出雲とは若干異なるわけでありまして、ごみ袋の有料化というものはかなり進めておりまして、安いものは、リッター数によるのですが、七円から六十二円まで段階で分けてあるようでありまして、八十市町村のうち六五％ぐらいこの有料化が進んでおる。その効果は、意外とその有料化によつて経済的効果、使用枚数の制限やらごみの減量化意識が働き、総体的に減量化につながるといふことが予想されている。

そして、販売した袋の料金は処理費用の一部に充当されることによつて処理費の節減につながる。その袋が規格品となることから、収集作業の安全性に配慮した袋とすることで、収集作業員の安全性にもつながり、統一されているところから、排出者の意識として分別意識が働いて、適正処理につながるというふうな効果が挙げられているわけでありまして。環境税を考へる前に、身近なごみ問題一つをとつても、いわゆる経済的手法による環境保全の推進が可能である具体例だと思ひます。

読売新聞の六月二日の社説にも「地球環境を気づかう社会」と題して、このごみ問題を取り上げたところであります。厚生省が踏み切れない背景あるいは事情があるかわかりませんが、ごみ袋も、家庭から出る一般ごみの回収について、全国一律の有料化推進というようになると環境庁が先頭に立つて国民に理解を求める役目を担つてはどうかと思ひますが、どうですか。私は、環境庁が本場に環境保全型社会の実現を願つておるとすれば、国民生活をよくするために他省庁が積極的にやるようしるをたくことを国民は必ず

支持するというふうに着信しているわけであり、けれども、大臣はいかがお考えでしょうか。

○浜田國務大臣 今先生お話しされましたように、ごみを有料化することによってごみの減量化が図られたという事例が幾つかの地方自治体で報告されているということも承知しております。特に、先ほど御指摘になりました出雲市の岩国市長がさまざまなところで、そのごみ有料化によってどれだけごみが減ったかというようなお話をされているということも伺っております。

確かに現状では、ごみを処理する費用というそのコストは大変かかっているわけですが、それは幾ら捨ててもたまたま行政が処理してくれる、こういう意識が生まれてもやむを得ない面があるかというふうに入れているか、そんなことで、経済的手法を取り入れて何とかできないかというふうな検討も、さまざまなところでなされているところであります。

環境庁では、リサイクルのための経済的手法検討会というのを設けまして、リサイクルを促進し、また社会に定着させていくための経済的手法のあり方について調査検討を行ってまいりました。その中で、基本的な方向といたしましては、一つには、今先生がおっしゃったようなごみの処理手数料の徴収、いわゆる処理の有料化を各市町村において進める、そして二番目としましては、製品の製造それから流通及び消費に際して、再生資源の回収、利用のための費用が負担されるような仕組みの導入を図ること、こういう二点が重要であるという報告書が出されたところであります。

こうしたこともありまして、また、こうした経済的手法の問題につきましては、現在厚生省等においても調査検討が進められているというふうな伺っております。他省庁との連携、そしてまた調整を図りながら、さらに先生おっしゃられました、本当にリサイクル社会を築いていくために適切な経済的手法の活用が図られますよう努力してまいりたいと考えております。

○林(幹)委員 ちょっと角度というか視点を變えて、提案を一つしてみたいと思います。

御案内のとおり、シンガポールはすごくきれいな国でありまして、空き缶やらたばこの吸殻やら、投げ捨ては禁止されておまして、それが目につくと罰金を科せられるというようなことで有名であります。我が国に罰金制がなじむかどうかはいろいろ議論があるところでありまして、けれども、環境庁は自然公園、国立公園を所管しておまして、中には不心得者がおつていろいろなことをして、中には、不心得者でなくても、そこが散らかっているから、汚れているからというところ、簡単な気持ちで空き缶やら空き瓶やらを捨ててく、いろいろなものを捨ててしまふ、いつの間にかごみの山になってしまふというようなことがよくあります。

そういうところから、精神的というか意識革命のために、国立公園においての投げ捨て禁止、見つけたときにはペナルティーを科する、罰金を取りますぞというくらい姿勢を見せて、意識革命をされたらどうかと思います。細かな点になりますと、では、それはだれがチェックするのかとか、幾らにするのかとか、いろいろな問題があると思いますが、そういうものも含めて、ひとつ提案をさせていただきたいと思ひます。

次に、同じごみの問題で恐縮でありますけれども、産業廃棄物についてであります。これは具体的にありますから厚生省にならうかと思うわけでありまして、最近、最終処分場をめぐめる問題で、全国各地で住民を巻き込んだいろいろな騒動、事件が起きておるわけでありまして、過疎地の山奥を、廃棄物処理業者が小谷地を買って、そこに大量にごみを捨てるといふようなことから出てくるわけでありまして、特に私どもの周辺から聞こえてくるのは小規模産業廃棄物の最終処分場についてなんです。

これは、御存じのように、廃掃法で許可を必要としないというために、無秩序に、どこでもいい

ということ設置が行われてしまふ。簡単に設置されてしまふ。そして、捨てつ放しというかやりほうだいというのですか、そういうことから、環境保全上、今、地域においては大きな問題になっておるわけでありまして、それも至るところで今出ておるわけでありまして、これは、事業者の自己処理責任と産業振興の責任から、あるいはまた環境保全上特に問題がないということから、法手続を小規模というところで義務づけていないというふうな考えられていると思ひますけれども、逆にそれが抜け穴というか盲点になりまして、各地方では大変困惑しております。野放しでいいのかどうか、もうちょっと積極的な措置、指導が必要と思うのですけれども、いかがでしょうか。

加えて、これと同時に、一番問題になっておるのは不法投棄なんです。夜行つて黙って捨ててしまふという不法投棄も、山奥になりますとかなり目立つわけでありまして、そういうものを、今は犯人捜しを夢中になつて主体にしてやつておる。それも大変大事でありますけれども、捨てられた方はたまたまのじやありませんので、現状回復を望むわけでございます。そこをだれがやるのかという問題もありまして、犯人捜しと同時に、その対処を具体的にすべきだと思ふわけでありまして、具体的対応を早急にしてくれという声もまた同様になつておるわけでありまして、これに對して、お考え、対応方をお尋ねしたいと存じます。

○三本木説明員 御説明申し上げます。

まず一点目の、小規模の産業廃棄物処分場の設置の許可に關してでございますが、廃棄物処理法の考え方では、事前の設置については事前に許可を得る、それからさらに、これは規模の大小にかかわらず、そこで埋め立て処分を行う場合の一定の基準がござっております。これは規模の大小にとらわれないものでございまして、御指摘の一定規模以下のいわば最終処分場について、事前チェックの意味での許可制度にからしめていないものがあるわけでございます。これ

については、他の公害関係の法律などでもやや似ているわけでありまして、事前チェックでございまして、環境への影響の程度とか、あるいはそういった他の法律の規制とのバランスなどを考慮して、一定の規模ですす切りをしておる、こういう形になっております。

私もとしては、先生御指摘のように、施設を設置した後、いろいろな面で規模の大小にかかわらず処分基準をかけるにはいるわけでありまして、でも、さらにもう一段事前のチェックを強化すべきではないかという御意見があるのは十分承知しております。この点については現在のところ、関係省庁ともよく連絡をとりながら必要に応じて検討していくという姿勢であります。

二点目の、不法投棄の現状回復の問題であります。実はきょう、今も厚生省の中の不法投棄防止対策のための検討委員会をやっております。これは不法投棄の現状回復について、先生御指摘のように投棄業者が不明であるとか、要するに犯人がよくわからない場合、あるいは犯人がわかつたとしても資力の問題で回復能力がない、そういう場合がよくございまして、この点について、排出事業者等に対する行政措置あるいは民事上の賠償責任ないしは費用負担のあり方についての検討を行つておまして、これはことしの秋ごろまでに検討結果を取りまとめたというところで、現在作業をやっております。

厚生省としては、この検討委員会の結果を受けてまして、今言つたような内容について施策として可能かどうか、あるいは可能なものから取り組んでいく、そういう考え方でございまして、資源ごみというのでも、缶とか瓶とか発泡スチロールとか紙とかいろいろあるわけですから、この再生利用というのか、それについても随分今言われておるわけでありまして、けさほどNHKのテレビで、宇都宮の中央卸売市場を例にとりまして、発泡スチロールが市場ですからすく出てくる、それを燃してしまふとえらい高熱が出て焼却炉が弱つて

しまうということから、重油に戻す方法がないかということでも検討をして、その施設をつくって、要するに燃焼しないで油によって重油に液化させるというような方法を生み出して、稼働したという放送がありました。

そこで、リサイクルはどうしても金がかかるわけですね。再生紙にしても高いと言われているわけですから、それをやはり公共事業で再生品利用の促進を図るべきだというふうな思いがあります。そのために、使う側に対する心遣いといいますか対処、あるいは再生品利用をする側、要するに機械、設備とかいろいろあるわけですから、そういうものにするリサイクル体制に取り組み姿勢といいますか、そういったものを具体的に考えて推進すべきだと私は思うのです。

例えば、そうしなければもう製品を出すところから、再生できる品物に最初から製品にしようというふうな指導まで最終的にはいけるんじゃないかなという気もいたしまして、それを具体的な仕組みづくりを考えたらどうか。回収するについても、今千葉市あたりでは、えらくコストが低いものですが回収業者が回収に来なくなってしまうという現実もあるわけですから、回収への対応といいますか、各市町村への助成も含め、あるいは工場建設の助成金の大幅アップとか、そういったものも考えて最初から仕組みづくりをやられたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○三本木説明員 ただいまの先生の御質問につきまして御説明申し上げます。

まずリサイクルをどう進めていくかの、例えば地域住民あるいは市町村、関係の業界、そういったいわばソフトの関係ですが、システム化をしていくというために、助成金といたしましては国費で十七億円ほど用意されております。これは都道府県と市町村に対して交付をするというふうな形になっております。平成五年度では、都道府県はほとんどでございますが、市町村の数でいきますと、およそ三百強の市町村がそういったいわば社

会システムづくりについての活動を始めてきております。私どもとしては、これを鋭意進めてまいりたいと考えております。

二点目の施設整備の補助でございますが、厚生省では、従来から地方団体に対して、リサイクルプラザ、リサイクルセンター、これらの整備を図ってきたところで、ここ二年ほどの間に約三十五の市町村でこの建設事業に取りかかり、稼働をしております。

さらに、平成六年度の予算、政府案でございますが、廃棄物をただ焼いて埋めるという考え方からある程度脱却をしなければいけないだろうというところで、リサイクル可能なものはできるだけリサイクルをするという、いわゆるごみゼロ社会を目指した、廃棄物を循環していくような社会施設整備に対して助成をしていくという、いわば補助の方針を大幅に変えております。

これは政府予算が上がりましたならば、その方針で対応したいと考えているわけでありまして、その関係で、廃棄物循環型社会基盤施設整備事業として廃棄物処理施設整備をとらえて、リサイクルの関係、特に平成六年度予算では、資源ごみの回収の効率化のためにストックヤードを整備するとあるいは固形燃料化の施設の整備をするとか、その他もろもろの整備をするということと考えております。

ちなみに、国費でございますが、こういった廃棄物の関係の建設事業について千三百億円弱が政府予算として計上されておまして、これは公共事業の中では、対前年度比一四％という極めて大きな予算計上額になっていて、ところでございまして、これらを使いまして施設整備を鋭意進めていきたいと考えております。

○林(幹)委員 最終処分場の問題に戻りますけれども、今、最終処分場は、各地方では迷惑施設というふうな市民意識が定着しつつあるのですね。悪いものだというふうなイメージすら出てきておる。私どもの千葉県内の市町村でも、最終処分場は絶対反対だというふうなものを町あるいは市で

決議をしております、そういったものをボーコットしているというのが現状であります。

そこで、今度は環境庁にお尋ねしたいのですが、一般廃棄物であれ産業廃棄物であれ、ごみ問題全般について今までいろいろお話を承ったわけでありまして、総合調整官庁として、環境庁そのものが積極的に乗り出して、例えば処理施設の設置のための大幅な助成の問題とか、あるいは減免措置の問題とか、あるいは場所確保のための土地対策の問題とか、今お話しされたリサイクルに対する問題とか、あるいは自然環境や水質への影響について適切なアドバイスをしてやるということによって、地域住民も自治体も、もちろん業者も、いろいろな意味での解決策が一本化されてくるんじゃないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○野中政府委員 廃棄物の問題につきましては、先生お話しのとおり、総合的な観点から積極的に取り組む必要があると私も考えているわけでございます。

基本的には、今日の大量消費、大量廃棄の社会のあり方を見直して、持続可能な経済社会を形成していくというところが必要でございます。そういう意味では、環境庁も、関係省庁、自治体と連携をしながら、国民、事業者一体となったリサイクルの推進にも努めているところでございまして、

また同時に、今もお話ございました最終処分場の問題等がございまして、この点につきましては、環境庁といたしまして、従来から廃棄物処理法に基づきます廃棄物の処分基準等の規制あるいは自然公園法等によります規制、さらには自然公園内におきます美化清掃活動の推進等、各般の施策に努めているところでございまして、ただいま先生お話しございましたとおり、環境庁といたしまして、この問題は極めて重要であると認識をいたしております。引き続き、これらの施策を一層協力に推進をいたしまして、自然環境の

保全あるいは水質の保全に最大限の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○林(幹)委員 ごみ問題はこれで終わりますけれども、とにかく環境庁にお願しておきたいのは、廃棄物問題に限らず、所管事項ではないから取り組みが消極的だという姿勢では、広範多岐にわたる環境行政の担い手として国民の期待にこたえることはとてもできないと思うわけでありまして、それを申し上げておきたいと存じます。環境基本法が仏つくって魂入れずにならないよう、くれぐれもお願をしておきます。

最後に、私が以前この委員会で広中大臣に質問したことについて、その後の報告をしていただきたいと存じます。

一点は、前細川内閣においてなかなか復活しなかった地球環境保全に関する関係閣僚会議について、ぜひ復活するよう要請したわけでありまして、けれども、今どうなっているのか。

そしてまたもう一点は、アジェンダ21国別行動計画の現状についてであります。昨年十二月に国連に提出したと聞いておるわけでありまして、けれども、概要の説明をいただきたいと存じます。

○澤村説明員 地球環境保全に関する関係閣僚会議につきましては、昨年八月の細川内閣発足時に一たん廃止されたところでございまして、地球環境問題の重要性に心がみまして、昨年十二月に再開されたところでございます。

この関係閣僚会議は、先生御指摘のとおり、地球環境問題に対応するために関係行政機関が緊密に連携を確保し、効果的かつ総合的な施策の推進を行う上で極めて重要な役割を果たすものでございます。今お尋ねのございましたアジェンダ21につきましては、昨年十二月に、アジェンダ21行動計画の形でこの関係閣僚会議で決定を行っているところでございます。今後とも、適宜開催をしていただくというのを予定しているところでございます。

それから、アジェンダ21の内容というお尋ねでございます。先生御案内のとおり、アジェンダ21

につきましては、アジェンダ21に示されたプログラム分野に沿って取りまとめをしているところでございますが、本行動計画では、我が国が重点的に実施していきたいとしております六つの項目に整理してございます。

まず第一は、地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、それから、国民のライフスタイル自体を環境配慮型に変えるための普及啓発等への努力が第一でございます。第二には、地球環境保全に関する実効的な国際的な枠組みづくりへの参加、貢献ということでございます。第三には、地球環境保全に向けて、地球環境ファシリテーターを初めといたします資金供与の制度の整備のための国際的取り組みに積極的に参加するということ。

第四には、環境上適正な技術移転の促進等の実施を通じて、開発途上国の環境問題対処能力の向上への貢献。第五には、地球環境保全に関する観測、監視と調査研究の国際的連携の確保、そしてその実施でございます。最後の第六番目が、中央政府、地方公共団体、企業、非政府組織等、広範な社会構成員の効果的な連携の強化ということになっております。

○林幹委員 ありがとうございます。時間が参りましたので、終わります。

○奥田委員長 谷津義男君。

○谷津委員 長官の所信表明につきまして、その中身についての質問をさせていただきたいと思っております。非常に高邁な考え方のもとに所信表明をいただいたわけでありますが、長官には一点だけお聞きをいたしたいと思っております。

実は水俣の関係でございます。長官は、この水俣病関係についてはどういう認識をお持ちですか。まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○浜四津国務大臣 水俣病に関しましては、公害問題の原点といたしまして、またこれによって苦しんでおられたたくさんの方々のことを考えますと、本当に一日も早い早期解決に向けて何とか努

力させていただきたいというふうに願っております。恐らくそれは関係するすべての方々の共通の願いであろうというふうに思います。これまで尽力されてこられた委員の方々、そしてまた関係者の方々、県あるいは行政、国、それぞれがそれぞれの立場でできる限りの解決をというふうに願って尽力されてきたことと思っております。

環境庁といたしましては、これまで公害健康被害の補償等に関する法律によりまして、二千九百四十六名の認定された患者の方々に對しまして、医学を基礎として公正な救済を推進してきたところでございます。

また、平成四年度からは、水俣病とは認定されない方々であっても健康に不安を持っていたら、治療手当を支給するなど、水俣病総合対策事業を実施するなどをいたしまして、行政としてはできる限りのことをしてきたというふうに考えております。

水俣病に関しましては、いろいろ経緯のある難しい問題ではありますけれども、環境行政の重要な課題の一つであるというふうに認識しております。私ども本当にできるだけの努力をさせていただければというふうに切実に願っております。

○谷津委員 長官は弁護士でもあられます。そういった面ではより法律的なことには造詣が深いわけでありまして、長い間争いが起きておるわけでありまして、既に被害者も大変な高齢化を迎えております。亡くなる方も出てきておるわけでありまして。

ただいまお話がありましたように、早期にこれに決着をつけなければならぬ、解決をしなければならぬというふうに考えるわけでありまして、そういう中では、示談をしたかどうか、和解をしたかどうかという話も出ておるわけでありまして、けれども、弁護士である長官は、どういうふうにしたら和解ができるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思っております。

○浜四津国務大臣 今先生から和解のお話が出

したけれども、私も弁護士の時代にはこうした事件にも携わってまいりまして、何とか国に和解をさせていただきたい、こういう申し入れをしたこともございました。そのときに国の方から大変厳しいという返答も受けたこともございまして、それは水俣病訴訟ではありまじいけれども、この水俣病に關しまして、おっしゃられたように今裁判が係属中である、また、五つの地方裁判所におきまして判決が出ておまして、その判決の内容がいろいろ分かれております。和解によって解決ができる事案というのはやはりある程度の状況が整ったときに進められるのではないかなというふうに弁護士としては考えております。

また、本件の裁判で問題になっております、また争われている争点というのが、国の責任に関する問題。これは、国に賠償責任があるのかどうかという点につきましては、国がどこまで国民の活動に、どの段階で介入すべきかという行政のあり方の根幹にかかわる問題であるというふうに考えておまして、この点について判断が分かれておる現状、そしてまた水俣病であるかどうかという点についての判断も分かれておまして、こうした状況下において、現状ではなかなか厳しい状況にあるかなというふうに考えております。

○谷津委員 今長官のお言葉の中に、和解について長官もそういう動きをしたことがある、実は私は長官が言わなければそういう質問は次にしようとは思っていませんが、今おっしゃられたからあえて質問をさせてもらいます。

これは、裁判において、状況は今二対二ですね。そして七月には大阪高裁ですが、この判決が出るだろうと思っております。しかし、それはそれとしまして、長官も長い間この問題に對しては携わってこられたこともあり、そして長官が就任されたときに、この長官のときにこれは話がつくかな、実は私はそういう期待を持っておる一人でございます。そういうときだけに、今お話がありましたように、この問題については早く決着をしなければならぬ。しかも、事が起きてからも余りにも長い時間

がかかっている。その間の被害者の精神的な苦しみあるいはまた肉体的な苦しみというものは大変なものがあるだろうと考えるのです。

そういうことを考え合わせますと、これは長官、在任中にこの問題については、ほかの省庁との関係もあるでしょうけれども、インシアチブをとって、これはぜひ何とか和解の方向に私は持つていつてほしい、もう一回その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。日ごろの長官の主張でありますから、それを実行に移していただきたい、こういうふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

○浜四津国務大臣 私、こうした苦しんでいらつしやる方々のことを思いますと、本当に早期解決というのは国にとつても一番の重要な課題であるというふうに思っております。歴代長官も本当にそれなりに一生懸命努力をされてきた難しい問題であるというふうに考えております。

私も個人的には本当に何とか一日も早い解決を願っておりますけれども、先ほどお話しさせていただいたようなさまざまな課題、そしてまた経緯もありまして、そうした経緯あるいはさまざまな問題、考え合わせながら、それでも私の立場で本当にできることがあれば最大限、一生懸命やらせていただきたいという気持ちは十分持っております。

○谷津委員 ひとつよろしくお願いをいたします。次に、環境白書が出ました。非常に画期的な環境白書であるというふうに私は思っております。今までどちらかといいますと、経済と環境というのは相対立するというような立場が多く語られてきたわけでありまして、これを「対立から統合へ」ということでございまして、非常に環境行政の中において大きな物の見方の転換というふうに思っております。

そこで、経済と環境、そして今規制緩和が行われようとしておりますが、その規制緩和と環境、こういう問題についてひとつお尋ねをしてみたい

と思います。

まず規制緩和と環境の問題でありますけれども、規制緩和は一方においては競争の激しくなる面も含まれておることにもなりますし、また個人の責任といえましょうか、企業の責任といえましょうか、こういうふうなものも大きくなってくるだろうというふうに思うのです。

そこで、森局長にお尋ねするわけでありますけれども、今アセス法も検討に入っているわけでありまして、アセス法というものは規制緩和の部類に入ってくるのか、規制の部類に入るのかというふうに考えると、大きな意味においてはアセス法というのは規制の部類に入るといって考え方を持っています。私に質問したいと思うのですが、その辺は間違っているでしょうか、どうでしょうか。

○森政府委員 アセス法につきましては今いろいろな形で、法制化も含めて、その制度のあり方というものを検討しておるところでございます。仮に、法制化という方向になった場合に、どういう内容になるかというのはこれからでございます。

ただ、今言われております規制緩和という観点からの御議論、行革審でもございますが、そういう御議論で行われている規制緩和というのは、いわゆる経済的な規制を緩めていくという方向のことであるかと思っております。そういう観点から見た場合には、今お尋ねのアセス、これについてはいろいろな形で規制を加えていくことになる形だろうと思えます。それから、お尋ねの点で考えますと、まさに規制緩和という方向と性質の異なるもの、それが一つのアセスという形になっていくのではないかと考えております。

○谷津委員 開発あるいはいろいろなものをつくる場合においてのアセス、事前のこういった協議というのは非常に大事でありますし、またやらなければならぬ。特に、今こういうアセス関係は地方自治体の方が先行しておるわけでありまして、国の方は内閣にその一端があるわけでありまして、まだ法規制としてはなかなかない

わけでありまして、それが今度基本法が成立したに基づきまして、当然アセスはやらなければならぬというふうに考えるわけです。

こういう中で規制を緩和しますと、企業におきましては自由な活動というの当然行われてくるでしょう。それと同時に、もちろん責任というのにもそれに加味して出てくるでしょう。そういう中で考えた場合に、例えば工場排水にしろ、いろいろなものにしましても、どちらかというと環境関係というのは、会社の利益を追求する面からいくとマイナス要素に働く面が多々あるわけでありまして、そういうマイナス要素に働く面、いわゆる利益を生まない投資というふうなものになってまいります。規制緩和によつて競争が激しくなってきた場合には値下げの動きも出てくる。できるだけ安くよいものをつくらう、それで競争に打ちかかっていくという意識が動くのは当然でありまして、当然経済行為の中で、そういうふうな方向に移っていくであろう。

一方では、そういうふうになりますと、環境に対する投資というものが、あるいは会社の中においても規制をされてくる。むしろ少なく、削減というか、節減ではないですね、そういうものに投資をするのを否定するような形のものも生まれてくるというふうには私は考えるのです。その辺の整合性をどういうふうにするかというのは、これからの規制緩和との間の大きな課題になってくるのではなからうかと私は思うのですが、環境庁はどういうふうにお聞きしたいかと思っております。○森政府委員 ただいまお尋ねの部分は大変重要な点をつけておられると思います。今回の白書でも述べておりますように、これまでの考え方、すなわち不況下であれば単純に環境投資を企業は抑制制をしていくということでは割り切れないといえます。そうではない部分が企業行動の中に既にあらわれているということを白書で述べております。

企業にいろいろ調査をいたしました。その結果

を見ますと、こういう状況下でも環境投資が必要である、そしてそれを実行しているという企業が我々が考えたよりも多うございました。これは新しい芽が企業の中にも出てきていることを指している。私は考えております。

そういう中で、これから進むべき道として、環境配慮というものを企業行動の中に組み込んでいくというのがまさに環境と経済の統合の考え方でありまして、その芽がはじけている、これをさらに伸ばしていくことが大変重要なことになってまいります。私どももいろいろな形でそれをどうやったらいいのか、経済的手法の導入というのはその大きな手法でもございましょうし、企業にどうしたらいいかという情報の提供すること、またまたその大きな手段になると思っております。一生懸命努力をしていきたいと思っております。

ただいまのお話は、これから先の我が国の環境、そして企業、国民、すべてののかかわりを考えていくときに大変重要なポイントとして、心して対処をしていきたいと思っております。

○谷津委員 今局長のお話の中に、経済的手法というお言葉がありました。これには今までのいろいろな環境税とか炭素税とかという一つの税制の問題もありまして、一方では、私は、こういう規制緩和との兼ね合いを考えた場合に、この経済的手法の中に、免税とか減税とかあるいはそういう環境的なもの施設に対しては損金扱いをするとか、いろいろなやり方がある。あるいは補助金を出すとかがありますけれども、企業の個々に補助金を出すとかがないのはなかなか出さじらい面もありまして、そういう面を差しおきまして、そういう経済的手法の中にもっと幅広いやり方と

か、あるいは損金扱いにするとかというふうな新たな面も出てくるのではなからうかと思う。

今でもそういう面ではもう既に免税措置あるいは減税されている面もありますから、そういう面をもっと幅広くやらなければならぬ面が出てくると思うのですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えおられますか。

○森政府委員 今度は経済的な助成措置という形で物を考えてまいりますと、これもまた大変必要な分野の一つでございます。

ただ、これをやっていく場合には、これまでの考え方にもございますような汚染者負担原則、こういうものにも十分配慮をしませんと、環境を守っていくという観点から、逆の問題も出てまいります。それを一つは回避するというような形は、まさに最悪のことでございます。そういうことにならないように十分考えながらやっていかなければならぬと思っております。環境基本法の中では、経済的手法として、その助成的な措置、これもまた重要な位置づけを持たせてございますし、それを十分考えながら、適切に対処をしたいと思いますと考えております。

○谷津委員

水道水源法を議論したときにも出てきた話でありますけれども、これは国の方もあるいはまた自治体も、それからその水を利用していろいろいろいろな負担の問題があったわけでありまして、そういう中で、特にいろいろな企業におきまして、こうした環境に対する投資というものもかなり理解が進んでまいりまして、最近では非常に積極的な動きも出てきておる。これは、環境庁を初め役所の指導あるいはまた国民の皆さん方の理解度が深まってきているということにつながるものであろうというふうにお考えのわけでありまして、問題は、今こういうふうな環境行政をやる中においては、環境庁だけではとてもできる状況にはないことは私も十分知っています。どちらかというところ、事業者といえましょうか、そういうところの考え方というののもあって、環境基本法をつくるときに

も大変な議論になったということは私も知らないわけでは無いのです。しかし、これから考えていくと、そういった事業省も含めて、これは役所だけの話で恐縮なのですが、相当な協力を得て、一方においては通産とかは規制緩和の方向にかなり動いているわけでありまして、そういうところと、一方環境庁、どちらかというと、まだ規制をいかなければならない問題が出てくると私は思う。相反するような動きでぶつかる場合がいっぱい出てくるのではなからうかということをおぼろげに思っています。

そういうときに、環境庁は各役所との整合性を図る、あるいはまたそういった面で規制緩和と環境行政の間でぶつかってきた場合、これは何としても環境を守る、あるいは環境というのを保全する、そういう面から見たときに、相当の頑張りが必要ならばこれはやっていくことはできないということをおぼろげに思っています。環境省に格上げをしていかなければこれはとてもやっていけないのじゃないかなという感じを強く持っているものから、ぜひ環境省に持ち上げるべきだという主張をずっと今日までやってきた一人なんです。

そういう立場に立つてみますと、今局長からお話がありましたもう一つはやっていくために、これから各省庁との整合性を図っていく上にも、こういう覚悟でやっていくこととしていくのか。今いろいろと各省庁の動きを見ておきますと、どうもまだまだ環境庁に対しては非常に厳しい立場で当たっているところと、感じられるものから、その辺の決意のところをひとつ局長に聞いておきたいのです。これから規制緩和の時代に入ってくる大変な時期になると思いますので、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○森政府委員 これから環境保全という政策全体を政府一体として進めていく、そういう中で環境庁の持つ役割というのは大変重要である、私自身身の引き締まる思いで受けとめてまいっているつもりでございます。

そういう中で、応援の意味を含めてと思います。環境庁に対して大変厳しい状況ではないかと今お話がありました。私も実は、環境基本法をつくっていく段階、そして今環境基本計画をつくっていく段階、この状況を各省との関係で見えてまいりますと、かつての状況とはかなり大きく変わってきているのではないかと。それは、各省庁の中に環境保全ということのみならず、そのもとでとらえて議論をする、それと、各省庁のやっていることと対峙していくというのではなくて、その中に、自分たちの行政の中に環境保全という観点を取り込んでいくという感覚が随分強くなってきたように思います。

これは今の日本の行政の仕組みから見れば大変進歩していると思いますし、これを大事にしななければならぬ。ただ、それそのままだと到底足りないわけでありまして、それを環境庁が企画し調整していく、そういう機能としてとらえることが最も重要になってまいります。

そういう意味で、大変厳しい立場ではあります。一生懸命やってまいりたいと私は思っております。私どものスタッフもまたその意気に燃えてやってきておられますので、ところどころでは各省とぶつかることもございます。しかし、またいろいろな話し合いをしながら、大きく進んでいくところもございまして、いましばらく私どもの努力に温かい声援を送っていただければ大変ありがたいと思っております。

○谷津委員 地球に優しい製品といましようか、いろいろな製品が最近つくられてまいりまして、環境問題については非常に寄与している面があります。これは日本だけじゃなくして、この前ドイツの国会議員とも話したときにも、ドイツなんかもうそういった面では非常に先進的な製品をいろいろつくって、環境汚染をしないようにしている。そこで、この問題とはちよつと離れた問題になるのですが、実は三月の終わりのころIPUという世界の列国議員会議というのがありまして、そこ

で私は一つの提案をしましたら、大変もてなものがあつた。それは、緑のPKOを日本でもやりたいと私は申し上げたのです。というのは、東南アジア等の熱帯雨林なんかの木材を日本はかなり輸入してしまつて批判を受けている面もありまして、いろいろな面で日本としても考えなければならぬ状況にあることは、もう御存じのとおりであります。

PKOといふ言葉は、自衛隊の問題等も含めて、国連との絡みでいろいろな議論をされているのでありますけれども、緑のPKO、単に地球環境基金等いろいろなお金を出すのも一つの方法ではあります。一方では、人を派遣することに

よつて、緑の保全もさることながら、植栽等、いろいろなそういうことも大事ではなからうかと思つて、今林野庁で何人か出して、タイあたりではかなりの実績を上げておられるのも私にも知らないわけではあります。こういう面をもっと積極的に環境庁あたりがひとつ提言をして、緑のPKO、これならば世界じゅう絶対に喜ばれるわけでありまして、それから、そういった面でもやってみたらどうかというふうな考へておられるのですが、この辺は長官の考へ方はいかがなものでしょうか。

○浜田四津国務大臣 緑のPKOという大変すばらしい御提案、感銘しながら聞かせていただきました。今私たちが抱えております地球環境問題、確かに、本場に私たち一人一人の意識を要するということとともに、特に各国でそれぞれ取り組まなくては行けない、そしてまた、日本がこれまで経験してきた公害を克服する技術とかノウハウとか、あるいは人材も派遣していかなくては行けない、そういう多様な幅広い取り組みによつて初めて解決できる問題だといふふうに思っています。

そういう意味では、特に人材を派遣したりあるいは人材を受け入れたら、環境庁としても外務省と提携しながら、協力し合ひながらやってきてはおりますけれども、こうした人の貢献、そして、開発途上国がそうした環境問題を克服できるだけ

の技術を日本から導入していく、こんなことを日本としてもしていかなくては行けない。そういう意味では、今おっしゃられた緑のPKOというのは、本場にすばらしい取り組みの一つであるといふふうに考えております。日本は世界的な経済活動を広く展開する中でこうした経済大国になつてきたわけでもありますので、今後は本場に世界のために、地球のために、環境に役に立つことを、お金だけではなくて人の面でも、また技術の面でも積極的に貢献していかなくては行けないという意味で、先生の今の御提案、本場に私もそのとおりだといふふうに思つております。

○谷津委員 この九月にカイロで、世界の環境と人口というところで会議が持たれることになっておるわけでありまして、それがために政府からも派遣をするというところであります。今、国会議員団もこれに合わせて行つたらどうかというふうな協議が続いております。こういう大事な時期だけに、こういうときに日本としてこういう提案をするのも日本の一つの大きなアピールにもなるし、実際PKO問題でいろいろ議論しているだけに、平和部隊といつてはなんでもすけれども、そういうものが出ていくということは、世界における日本の環境の姿勢を示す意味においても大事だろうといふふうに私は考へておるわけでありまして、最後に一点。

人口と環境、これは非常に大きなかわり合ひがあるものであります。日本は人口問題はもう大体、一時のあいつ急増時代からむしろ今人口が減りやしないかといふことの心配の方が先に行く状況になつたのですが、世界はそうではありませんで、まだまだじやんじやん伸びているときであります。そういう中で、環境と人口問題の中で一つ大きなテーマになるであろうといふのが食糧であらうといふように私は考へるのです。

その食糧、すなわち農業といふことになるわけでありまして、食糧は地球規模で考へた場合に、

とれるところと適さないところとありまして、全く砂漠地帯みたいなところは食糧というのはほとんどできないわけでありまして、食糧生産に適地であるところはじゃんじゃん食糧をつくって、十億人も飢餓にあるというふうにならざるを得ないわけでありまして、そういう面も含めて、日本としての対応というのが非常に大事になってくるだろうと思うのです。

当然環境庁からもこれは出席すると私は考えているわけでありまして、この辺について環境庁はどういうふうな考えを持って九月のカイロの会議に参加しようとしているのか、ぜひそれをお聞かせいただきたいと思います。既に準備に入っているはずでありますので、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○澤村説明員 人口のお尋ねでございますが、人口動態と人口の要素は持続可能な開発を考える上で重要な事項であると私も考えております。先生御指摘のとおり、世界の人口は開発途上国を中心に増加を続けております。その結果、過度の焼き畑移動耕作あるいは過放牧等によりまして、森林の減少でありますとか土地の流出、砂漠化が進行するなど、人口の問題は地球環境にとって大きな負荷となっております。

私もそういったしるしでも、こうした人口と環境の問題につきまして研究費の中で連携を進めているところがございますけれども、持続可能な開発開発という視点に立ちまして、環境庁といたしましてもこの人口の問題に今後とも関心を払ってまいり、また、カイロの会議に向けてさらに一層検討を進めていきたい、そのように考えております。

○谷津委員 どうもありがとうございます。

○奥田委員長 坂本剛二君。

○坂本(剛)委員 新党・みらいの坂本剛二でございます。初めて環境委員会に参りまして、いきなり質問ということでございますから、大変戸惑っております。ただいまの谷津先生のように名調子の質問もできませんので、その辺はひとつ御理解

をいただきたいと思います。なお、いろいろ今までの御質問のダブリも相当あるかと思いますが、初めてでございますので、その辺うまくよろしくお願いをいたします。

環境問題はもう既に地球的問題ではない、地球規模の問題とされております。最大の脅威は人類のすべてが影響している環境の破壊であって、これは人類の生息地であり大気である、こういうこととでございます。地球の肺臓ともいえる熱帯雨林あるいは海洋、水資源、空気である、こんなことも既に指摘されております。しかも、環境の保護と、人口が急速に増加する途上国の産業需給とのバランスも図っていかねばならない。汚染には通貨や情報と同じように国境がないと言われております。

先日の長官の所信表明の中でもお述べになっておられましたけれども、やはり日本の社会を環境負荷の少ない持続的発展可能な経済社会、すなわち環境調和型社会につくりかえていくことが大変肝要でありまして、世界に率先して地球社会、人類社会の発展に寄与することだと私は思っております。環境行政の目的について、改めて基本的なものをお尋ねいただきたいと思います。

○浜四津国務大臣 近年の環境問題は、従来の工場等を中心とする産業型公害、水俣病がその代表的なものでございますけれども、そうした産業型公害から都市・生活型公害、大気汚染あるいは水質汚濁など、こうした都市・生活型公害あるいは地球環境問題、こういう地球規模の環境問題へとその内容が複雑化また多様化してきております。それに対応いたしまして環境保全施策の内容も、環境庁設置当時は公害対策といったような、また規制等を中心とする手法をとってまいりましたが、問題の性格に応じて多様な手法を適切に活用するといった方向へ変化しております。

こうした状況を踏まえまして、昨年十一月に成立いたしました環境基本法の新たな枠組みのもとで、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境を享受できるように、ただいま先生おっしゃられました

ように環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築する、こういうことと、そしてまた、地球環境の保全を目指しまして、環境行政の積極的な展開に全力を挙げてまいりたいと考えております。

○坂本(剛)委員 ありがとうございます。今長官の述べられました目的、方向へ向かって順調に進んでいくことを願うものでございまして、そういう意味では、昨年成立しました環境基本法は大いに評価し、期待をいたしておるところでございますが、肝心なことは、この精神をどう具現化していくかということではないかと思っております。以下、四点について伺いたいと思います。

環境アセスメントの法制化は環境政策の実効性を確保に欠かせないと考えておりますけれども、法制化につきましても方針あるいは考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○森政府委員 環境影響評価につきましては、環境汚染を未然に防止をして、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していく、こういう目的の上では極めて重要な施策でございます。ただいまお話をいたしましたように、環境基本法の中でもその重要性というのを初めて法律として明確に定めたところでございます。そういう意味で、この環境基本法の持つ意味は大変重いものがございます。

これまで政府としては、的確な環境影響評価の推進というところは努力をしておりますが、これからは現行制度の適正な運用ということに一層努めていかなければならないと思っております。今お話をいたしましたこれを法制化するという点につきましては、ただいまのところ、内外の制度の実施状況等につきまして関係省庁が一体となつて調査研究を行い、その結果を踏まえて、社会経済情勢の変化などを勘案しながら、法制化を含めて所要の見直しを検討するということになっております。既に調査に着手をいたしておりますが、今年度以降、さらにその調査研究を深めてまいりたいと思っております。

○坂本(剛)委員 次に、環境NGOの支援を行う地球環境基金を一層充実していく必要があるのではないかと私は思っております。今日の多様な環境問題を解決するためには、国民的な行動力、あらゆる市民を巻き込んだ取り組みがまさに不可欠ではないかと思っております。そのような意味で、環境保全に取り組む民間団体、つまり環境NGOの役割が非常に重視されるべきものだと考えております。

環境NGOは、環境問題に熱意と関心を持つ人々が集まって、足元からリサイクルとか緑を育てるとかといった行動を起こしたり、あるいは、地球上でも環境の状況が大変厳しい開発途上地域などに出かけていって草の根の環境協力のために汗を流すといった、実に多様でかつ貴重な役割を担うことが期待されていると思っております。しかしながら、問題は、我が国の環境NGOが欧米諸国等に比べまして、資金面や事業規模の点で甚だ脆弱な状態にあるということが心配されるわけでありまして。

こうした中で、地域の環境を守るNGO活動の支援を目的として昨年地球環境基金が設けられたことは、これは新しい時代のニーズに対応するものであつて、我が国の国際貢献という面からも大変意義深いものだと考えております。しかし、小さな基金をつくったからといってそれで済む問題ではなく、地球環境基金をもっと大きくして、環境NGOへの支援を強化する必要があると考えておりますが、環境庁の所見について伺いたいと思っております。

○森政府委員 このしの白書ではいろいろな動き、すなわち企業、それから民間団体、政府、そういうような動きをかなり詳細に紹介をいたしております。その中でも、今お話をいたしましたNGOの動きというののも大変重要であつて、それに對するサポートの仕組みという点で地球環境基金というものの役割という点も評価をして記述をしたつもりでございます。ただいまお話をいたしましたように、昨年法律

いろいろな大変な制限があるかと思いますが、環境基本法も成立いたしましたし、また大変国民の皆さんの環境に対する関心も高まって追い風が吹いている、そういう状況であると思いますので、開発省庁に負けないように頑張っていたいただきたいと今後の御活躍を期待しております。

最初に私、環境庁もって頑張っていたいただきたい、そういう視点で質問をさせていただきたい、そのように思っております。

最初にまず、青森県でことし三月いろいろ報道されましたけれども、小中学校の校庭のグラウンドで製錬所から出た鉱石のかす、鉱滓をグラウンドの土のかわりに使っていた、そういうことが発見されて、国が土壌汚染の基準としています値を大幅に上回っている。鉛とか砒素などの有害物質が、国の指針から最高値三十八倍という大変な値が検出されたという問題がございました。

私、ここに詳しい資料を手元に持っているわけですが、これを見ていて、何とまあひどいことか、そのように思っております。この製錬所は昭和四十三年に創業いたしました、昭和四十五年から昭和の時代、平成の時代とたびたびこういうことを繰り返しているわけでございます、小中高の学校のグラウンドには十二カ所、公園、野球グラウンドに八カ所、民家とか企業に十五カ所、合計三十五カ所二十万トン以上の鉱滓を土がわりに使っていた、そういう状況でございます。

発覚してから、自治体と製錬会社が除去作業をやっているわけですが、一体これはどうしてこういうことになったのか。鉱滓の使用とか処理についてどの法律が、だれが取り締まるようになってくるのか。これは鉱山保安法で取り締まるのか、また廃棄物処理法で取り締まるのか。環境庁はどうとらえていらっしゃるかにについて伺いたいと思います。

○野中政府委員 御指摘の青森の八戸製錬所の鉱滓でございますけれども、これはこれまでさまざまな用途に有償で提供をされてきたといったよう

なことから、青森県では、これらは産業廃棄物に該当しないということで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の適用を受けないものであるというふうな見解を示しているところでございます。

環境庁としては、こういうふうなやり取りに伴います環境汚染を未然に防止いたすために、このようないふから、行政上の適切な措置を検討する必要があるというふうに考えて、六年度の予算案におきましても、関連する調査検討費等を計上しているという状況でございます。

○大野(由)委員 前環境庁長官の広中長官が、この問題が発覚をしました後に、早急に鉱滓再利用の実態を全国調査をいたしまして再利用の際の技術的なガイドラインをつくりたい、このように表明されているわけですが、全国調査が始まっているのかどうか、ガイドラインづくりの検討が始まっているのかどうかについて伺いたいと思います。

○野中政府委員 この問題に関しましては、問題が起これまして前大臣の指示を受けまして、私も、現在、調査の実施方法等につきまして検討を鋭意しておりますのでございます。

調査につきましては、平成六年度の政府予算に基づきまして実施をするということでございますので、平成六年度の予算が成立し次第、リサイクルの実態に関する調査等を速やかに実施をし、また、ガイドラインの作成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○大野(由)委員 ガイドラインをつくられるというのは大変一歩前進である、そのように評価をしているわけでございますが、しかしガイドラインというのは拘束力もございませんし、これでは不十分なのではないかと思っております。

今回、たまたま青森でこれが発見されたわけですが、鉱滓は非常に水はけがいいというふうなことで、ほかにもいろいろ道路の路盤とかゴルフ場の造成に使われているという実態があるようでございますので、青森県以外にも鉱滓がどのように使用されているかという実態の調査をまず

やっていたいただきたい。土壌の調査もやっていたいただきたいと思ひますし、また、単にガイドラインでとどまるのではなくて、法の整備、法の見直し、法の制定というものも含めて検討をしていただく必要があるのではないか、早急に検討会を発足させていたいただきたい、そのように思っております。

○野中政府委員 お話しのうちに、私もリサイクルに伴います環境汚染の未然防止を図ることが大変重要な課題であるというふうに考えているわけでございます、先生先ほどお話のございましたような実態調査をまず行いまして、それを踏まえまして、専門家の意見も聞きながら、ガイドラインの作成というのをとりあえず急いでまいりたいというふうに考えているわけでございます。

ただ、このガイドラインにつきましては、これを効果的に機能させていくための措置というのが当然必要になってくるわけでございます、これらについても検討をしてまいりたいわけでございます、すけれども、こうしたガイドラインを効果的に実施をしていくための措置の中で、お話しのような新たな法制度が必要かどうかというふうなことも含めて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○大野(由)委員 この問題で、自治体や製錬会社が学校の校庭に土のかわりに使おう、そういうふうな安全性を判断した根拠になっておりますのは、青森県の衛生研究所が出した溶出試験検査成績書と昭和六十三年にいたしました検査結果をもとにして安全だ、そのように認識したようでございますが、水に溶け出した有害物質の値をチェックするというのは、また、子供が遊ぶ校庭で鉱滓が飛散するというのは全く違うわけでございますし、そういう意味で非常に地方自治体の認識の甘さというものを痛切に感じているわけですが、環境行政は地方自治体に依存しているわけですから、要素が非常に高いと思ひます。こういう意味で、今後こうした問題にどのように対応していけるのか、地方自治体への適切な対応が必要ではないか、そのように思ひますので、この点について一言御見解を伺いたいと思ひます。

○野中政府委員 先生お話しのように、県の分析機関によります溶出試験の結果に基づいていろいろ説明がされたという報道があるわけでございますけれども、どういふような説明を現地でもなされたか私も承知をいたしていませんけれども、産業廃棄物の最終処分基準における判定基準値をもつて、鉱滓を学校の校庭等の造成に利用するに当たっての安全性の尺度というふうにするということは、適切なことではないというふうに考えているわけでございます。

この問題につきましては、お話しのように大変重要な問題でございます、私も、リサイクルを行うのに適当であるか否かの環境保全の立場からの判定基準というものは、リサイクルされるものの物理化学的性状、あるいはリサイクルの方法といたしたようなものを総合的に判断をしていく必要があるというふうに考えているわけでございます。

かような意味も込めまして、前大臣の御指示もございましたので、環境庁として、リサイクルに係る環境保全上のガイドラインをできるだけ早急に作業を指示、また同時に、その間に、都道府県に対します指導等も十分に行うてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○大野(由)委員 去る五月三十日、総務庁が環境庁に對しまして、水質保全対策に関する行政監察結果に基づき勧告を行っております。

環境庁や地方自治体が行っております水質保全対策についての行政監察結果でございますが、非常に不完全なままとまっているということで、地下水汚染が確認されながら半数のケースは汚染源の調査もしていなかったということが判明をした。その理由として、一つは調査に費用がかかる、もう一つは調査方法がわからない、そういう理由から地方自治体等で放置していた例が目立ったということが報道をされておりました。

また、その排水基準に繰り返し違反をしている

事業所に対しても、改善指導だけではたびたびやっているとすけれども罰則も適用してない、非常に環境庁の対策の甘さが見られたという報告をしておりますが、これについて環境庁の見解と、また今後どのように対応されるのかについて伺いたいと思います。

○野中政府委員 去る五月三十日付で、総務庁長官から環境庁長官に対して、水質保全対策についての行政監察結果に基づく報告が行われたわけでございます。これにつきましては、先生お話しのように、環境基準の類型指定あるいは地下水の汚染防止対策、工場への排水規制の指導といったような事柄に關しまして、いろいろな報告がなされたわけでございます。

環境庁としては、これらの問題につきましては、例えば第一に、地下水の汚染の状況の把握ということでございますけれども、水濁法に基づきます地下水の常時監視が開始されました平成元年度以降、毎年、都道府県で実施をされます地下水質の測定結果をまとめて公表してきていたといったようなことで、これまでも努めてきているわけでございますけれども、さらに報告の趣旨に沿いまして、汚染源の特定状況あるいは地下水の浄化対策の実施状況といったものについても取りまとめて公表をしてみたいというふうに考えております。

また、汚染対策につきましても、これまで国立環境研究所と一体となって調査研究をしたり、あるいは都道府県に対する指導といったようなこともやってきているわけでございますが、さらに新しい浄化技術等につきましても研究を進めまして、対策マニュアルの作成を行うなどの対策の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

その他、関連の事項、排水規制に関する規定の実施等々につきましても報告を受けているわけでございますが、これらにつきましても、私どもかねてより十分努力をしておりますというふうには思っておりますけれども、報告の趣旨に沿いまして対

策の充実が一層図られますように、都道府県に対する指導あるいは必要なマニュアル等の提供といったような事柄について努力をしてみたいというふうな考えをしております。

○大野(由)委員 時間が余りないのですが、最後に、北海道開発庁が進めていらっしゃる千歳川の放水路計画について伺いたいと思っております。

これは、石狩川と千歳川の合流のところに締め切り水門を設けて水を逆流させて、ふだんは締め切られておられるところのみ口水門を高水位時にはあけて放水路の水を流そうという大変大きな、大規模なプロジェクトであるわけですが、この問題について、まず建設省は今後これをどういう手順で進められるのか、環境庁にいつ御意見を伺われるのか、ちょっと簡単に答ええたいかと思っております。

○山田説明員 千歳川放水路計画につきましては、今先生おっしゃいましたような五十年、五十六年にございまして石狩川の大洪水、これを契機としまして、千歳川がほぼ二年に一度という大変な水害を受けておりますので、そういうことの抜本的な治水対策として進めておりますが、この放水路の詳細なルートを含む事業計画を決定するに当たりまして、今種々の調査を北海道開発局において行っているところでございます。

今後は、最終的なルートを含めまして、できるだけ早期に北海道知事から出されております要望への回答を北海道開発局の方から行うこととしておりまして、その後、環境影響評価を実施し、事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、今後とも北海道や関係自治体等の意見を十分尊重しながら進めてまいりたい、このように考えております。

○大野(由)委員 環境庁にいつ御意見を聞かれるのか、今お答えがなかったわけでございます。これは意見を聞いても聞かなくてもいい、そういう状況に今の法律の中ではなっているようにございしますので、恐らく建設省さんは明言を避けられた

んじゃないか、そのように思っております。

環境庁に伺いたいと思っております。

最後に大臣にもちょっと御意見を伺いたいと思っておりますが、この放水路の近くには大変な渡り鳥の生息地でありウツナイ湖もございまして、ラムサール条約の登録地でもございまして、また、我が国では鳥獣保護区の特別保護区になっている地域がございまして。今放水路も、地元の見で西ルートから中央ルート、また東ルートと、いろいろルートを考えられているようにございまして、いかにせんルートを多少変えられても、地下水の水脈を切るとか、ウツナイ湖にも影響は避けられないとか、いろいろなことがあるわけですね。環境庁はこのことをどのように思っているのか、伺いたいと思っております。

○森政府委員 千歳川放水路計画につきましては、事前に閣議決定要綱に基づきます環境アセスメントを行うということになります。環境庁は、それが実施された後に、主務大臣から意見を求められれば意見を述べるという仕組みにあることは御承知のとおりでございます。

このような仕組みは仕組まれたとして、環境庁としては、この千歳川放水路計画は、ラムサール条約の登録湿地でありますウツナイ湖などの自然環境の保全上の観点から、重大な関心を持っているところでございます。このような関心という点については関係省庁にも十分御理解をいただけるものと思っておりますし、私どももまた、御理解をいただけるようにしていかなければならないと思っております。

○大野(由)委員 中野・六道湖の淡水化事業のときに八百億円という大変なお金をかけて工事がなされて、そして住民の反対によってつくられた水門が結局使われなかった、そういうことがございました。最近では、長良川の河口堰も大変大きな問題になっております。そういう意味で、私は、この千歳川の放水路計画を、全面的に建設省から意見を求められてからというのではなくて、この環境基本法の十九条の中にもございます、また二

十一條の中にもあるのですけれども、いろいろと規制について必要な措置を講じなければいけないというふうなことがしっかり書かれているわけでございますので、この問題、大変な巨大プロジェクトでございますけれども、環境庁がもっと検討委員会を設けるとかしていただいて、そして積極的に洪水がないようにしなきゃいけない。それは当然でございますが、今多くの地元住民、またいろいろな団体も大変反対をしているという状況もございまして、環境庁の、今の御答弁でよくわかってくださると思えます。また、いかなる姿勢であってはいけないんじゃないか、意見を求められるのを待つというのではいけないんじゃないか、この巨大プロジェクトには積極的に環境庁がかかわっていくんだという、そういうふうな環境行政にぜひ転換をしていただきたい、私はそう思っております。

時間がなくてすくあれですが、最後にちょっとぜひ浜四津長官の御意見なり御決意を伺わせていただいて、終わりたいと思っております。

○浜四津国務大臣 ただいま先生がおっしゃられました千歳川放水路計画によりウツナイ湖及び美々川上流域の自然環境への影響につきましては、さまざまな議論がなされているということも十分承知しております。環境庁としては、ウツナイ湖というラムサール条約登録湿地の自然環境の保全という観点から考えまして、十分な検討がなされる必要があるというふうに考えております。

また、今お話がありましたアセスメント実施以前の段階での環境配慮でございますけれども、それにつきましては、従来から事業者によって適切に行うよう努力がなされてきたものというふうな理解しております。また、環境基本法の関係では、第八条で、事業者は、事業活動のすべての段階における環境保全配慮義務があるというふうな規定されておりますので、今後早い段階での自主的な環境配慮をさらに充実していただけるものというふうに期待をしております。

御指摘の計画につきましては、事前に閣議決定要綱に基づくアセスメントを行うことになる大規模な事業でありまして、事業者において環境保全の観点から十分な検討がなされるものと期待しております。

上田見解というのが示されたことがありましたけれども、これに示された配慮を環境庁としても求めている、また適切に対処したいというふうに考えております。

○大野(由)委員 ありがとうございます。

○奥田委員長 竹内議員。

○竹内(謙)委員 実は私、浜四津長官が御就任なさいましたときの長官の抱負と決意を聞きましたときに、大変に感動いたしました。そのときに長官が、生命の尊厳を守る仕事として全力で取り組んでいきたい、私たちの後に続く世代の人々の生命、暮らし、安全を守るべき環境行政の仕事をしたとき、その使命と責任の重大さを痛感して、すとのお言葉でした。私も京都の地元に戻ったときに、多くの御婦人の方々等から、大変にすばらしい決意でしたということで大変喜んでいただきました。生命の尊厳を守る環境行政というのはやはり一つの行政の哲学だというふうに私は思っておりまして、この魂の部分がないと、やはり環境庁というのが単なる調整官庁に終わってしまうんじゃないかな。そういう意味で、大変重要な哲学を持って生命の尊厳を守る、こういう至高の哲学を持ってこれからも本心に頑張っていたいただきたいというふうにまず念願しております。

それでは最初に、与党の立場として、環境行政の骨格部分についてちょっと伺いたいと思います。

環境基本法が成立をいたしましたので、環境基本法成立後の最も大きな課題の一つにやはりアセスメントの問題があるかと思っております。まず、この点につきまして長官の御所見をいただきたいと思っております。

○浜四津国務大臣 励ましのお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまお話しありました環境アセスメントにつきましては、環境汚染を未然に防止し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を築いていくために極めて重要な施策であるというふうに考えております。環境基本法におきましても、二十条におきましてその重要性を明確に規定したところであります。政府としては、これまで的確な環境影響評価の推進に努めてきたところであります。今後とも現行制度の適正な運用に一層努めていく所存でございます。

御指摘の環境影響評価の法制化につきましては、内外の制度の実施状況に關しまして関係省庁一体となつて調査研究を行い、その結果を踏まえて、経済社会情勢の変化等を勘案しながら、法制化も含めまして所要の見直しについて検討することとしております。このため、既に関係省庁一体となつてアセスメントに関する予備的な調査研究に着手したところでございまして、今年度以降さらに調査研究を深めてまいりたいと考えております。

○竹内(謙)委員 ありがとうございます。一歩でも二歩でも前進していくんだという非常に前向きなお話でございました。

私は、留意をしていただきたい点を要望事項として、一応やはり申し上げておきたいというふうに思っております。

それは、アセスメントの対象事業というものが事業規模で今規定されているわけですが、そういふものにかかわらず、環境への影響の懸念の度合いといふ点から、危険性の度合いといふ点から、そういう観点からも義務づける、あるいは考慮するといふ点から、アセスメントを考慮する、そういう配慮といふものを考えていただきたいというふうに思っております。

それから二つ目が、計画段階でのアセスメントの必要性といふものがやはり僕は大事だということに思っております。事業の最終段階になつてからやつたというのではなくて、やはり計画段階からやつていくということは重要な要素、ファクターであるというふうに思っております。

ターであるというふうに思っております。それから、計画の代替案による比較検討というものも御検討願いたいというふうに思っております。

そして最後に、事業実施後にこういうフォローアップしていくというアセスメントというものはやはり考えていかなければならないのではないかなというふうに思っているわけではございまして、なかなかそう急には、一遍には無理かもしれませんが、せつかくこうやって調査費もついていたが、まして内外のさまざまな制度を研究されているわけではございまして、そういうアセスメントの重要な精神の部分をやはり十分取り入れていただきたまして、今後の展開の非常に重要な一助としてもらいたいというふうに要望するわけでござい

○森政府委員 ただいま環境アセスメントの大変重要な部分についての御提言でございまして、私どもも、これまたアセスメントのあり方につきましていろいろなところからいろいろな御意見、御指摘をいただいております。これは学識経験者によりまして研究会を設けて、さらに深度ある検討を進めていくということにいたしておるわけでございまして、ただいまお話しがございました四つの点、これはまさに骨格といふ点で、大変重要なポイントをおっしゃいます。この点について十分留意をいたしまして調査研究を深めてまいりたいと考えております。

○竹内(謙)委員 ありがとうございます。ぜひともそういう観点からひとつよろしく御検討をお願いしたいと思います。

次に、環境基本計画についてまた御要望をいたしたいと思います。実は、ことしの一月十四日に環境庁の方から審議会に諮問されておられまして、大体十二月下旬ぐらいまでは答申を出して閣議決定をするというスケジュールになつておるわけではございますが、六月ぐらいには中間報告もしたいというふうに聞いております。

そこで、環境基本計画についての要望を申し上げておきたいというふうに思っています。その第一は、やはりあいまいな表現を避けて、できるだけ明確な言葉で表現して、国民が一読してわかるような内容としてもらいたいということですね。それからもう一つは、同じことですが、より具体的に、達成すべき目標とかそのための手段、施策といふものをできる限り明確に示していくことが必要なんではないかなというふうに思っております。まずこういう点が第一点。

それから二つ目が、アジェンダ21のときに、国民に公開して、NGOの皆さんとかいろいろ意見をとり入れられた。私どもも、非常に懐かしゅうな環境庁の皆さん、また関係省庁の皆さんが本当に一生懸命やられたわけでございまして、後からちよつと御意見も聞かれましたが、時間的余裕がなかったというような御批判もございまして、また、国民の意見が十分取り入れられたかどうかという点についても若干の疑義を示す向きもございまして、そういう意味で、今後、環境基本計画につきましても十分な意見の集約が図られるようにお願いしたいと思っております。

そして三つ目に、やはり環境行政の情報公開といふ点で、情報公開法というものを考えられておるわけですが、できる限り国民にオープンな形で情報を提示していくという点、そしてまた、意思決定とかその他さまざまな分野におきまして、やはり参加型の、住民参加の基本計画にしたいという希望がございまして、ぜひとも今後の検討の中でひとつ十分に検討していただきたいというふうに思っております。

○森政府委員 環境基本計画につきましては、ただいまお話しにもありましたとおり、環境基本法成立後直ちに中央環境審議会の委員の人選に入りまして、中央環境審議会でもことしの一月から精力的に取り組んでいただいております。既にこれまで会合を重ねて、毎週一回の大変きついペースでございまして、きょうもただいまの時間帯、ちよつと小委員会が開かれて鋭意審議が進められて

と

いう状況でございます。

こういう中の議論を私も事務局として拝聴をいたしております。ただいまお話しのごいまして、計画の記述はできるだけ明瞭な表現でわかりやすく、それから計画策定過程で国民の意見を聞くこと、あるいは住民参加、あるいは情報を皆さんにお知らせをする、こういう点について十分配慮をすること、こういう点は、それぞれの委員の御発言の中にも出てまいっております。

そういうことで、審議会全体といたしましては、ただいまお話し点については十分いろいろな形で御配慮がなされるのではないかと、私も期待しているところでございます。

特に、住民の意見を聞いてという点につきましては、アジェンダ21国内行動計画を例にとつて今お話ししてまいりました。これはなかなか手続的にもまだ確立した手法というのがあると思いません。前回のアジェンダ21のときには一つの試行錯誤、と言ふのはちょっと語弊があるかと思いますが、いろいろなことをやってみていろいろな形で御意見を集約していく手法を徐々に上り上げていく、そういう手法をとつてまいつたわけでございます。中央環境審議会での御議論を今聞いておりますと、中間報告をまず出して、そして国内の各地でヒアリングをやつてみたかどうかという御意見などが出ておまして、こういう手法を用いるがら広く国民の意見を取り入れていきたい、こういうお考えが強いようでございます。

○竹内(議)委員 ありがとうございます。よろしく御検討をお願いしたいと思います。

やはり非常に社会参加型の、リベラルで、そして民主的という意味でデモクラツツというのか、そういうやはり羽田政権の特徴を出してもらいたいというふうに思っております。

次に、私、実はいろいろ各地の皆さんから、最近いろいろなお手紙をたくさんいただいております。これは何かと申しますと、近隣騒音公害のお手紙でございます。いろいろな苦情等、また中には非常に大変な、不眠症それから鼻血とか、あ

るいは場合によってはノイローゼとか、そういう大変な病気になっておられる方もいらっしゃると思います。この近隣騒音の問題について最後にちょっとお伺いしたいと思います。

昔、カラオケとか、いろいろたくさんそういう問題があったわけでございますけれども、最近こういう近隣騒音公害が大変やはり広がっております。特に集合住宅とか、それからベトナムとか、さまざまな問題がございます。そこで私、この間東京都の消費者センターに設置されました騒音一〇番というところへ行きまして、被害を受けておられる方々のいろいろなお話を聞いてまいりました。

その中で、最近、実は低周波公害というのがございまして、これも近隣騒音の中で非常に難しい病気なんです。通常二十ヘルツ以下、音圧五十デシベルぐらいから下という、普通は聞こえないんですが、二十ヘルツとかあるいは一般的には百ヘルツ以下というのを低周波といっているみたいですが、こういう病気が多く出ておまして、京都でも、実は京都地裁で裁判がございまして、綿糸とかすくすくイタリイ製の何か大型乾燥機を隣で導入された。そこから出てくる音に悩まされて、音というよりは実は低周波だったんですが、そこで頭痛、食欲不振、耳鳴り、しびれ、不眠などの症状が出て通院を繰り返した。結局、地裁では百万円の損害賠償を認めているわけですが、この間の騒音一〇番でもそういう訴えがたくさんございまして、この集計を私のところに送つていただいたのですが、そういう大変難しい問題が出てきております。低周波の場合、これは単に音を小さくすればいいという問題ではなくて、低周波自体に潜む大変重要な問題、難しい問題があるわけですが、そういう意味で新しいタイプの公害として今後広がっていく可能性もあるというふうに思っております。

こういう近隣騒音というもののウェイトが高くなつてきて、今までは工場とか自動車とかカラオケとかというのが中心にあったわけですが、こ

ういう集合住宅の問題あるいはボイラー、エアコン、乾燥機、そういったものがいろいろところで最近あふれているわけです。二十四時間営業しているお店もたくさんあります。そういうところでもさまざまなそういう問題が出てくるわけございまして、新しいタイプの公害になる可能性もあるということで、ぜひとも環境庁には総合的な見地からいろいろ改めて実態調査、検討をお願いしたいと思っております。

○松田(朗)政府委員 お答えいたします。まず近隣騒音でございますが、これは騒音の問題がいろいろな苦情の中でも非常に多いございまして、その中でも、確かに先生御指摘のように近隣騒音というのは問題になってきております。近隣騒音の中でも、特に拡声器騒音とか深夜営業、こういうものにつきましては騒音規制法に基づきまして自治体で条例を設けて取り締まっております。

それから、もっと最近問題になっておる生活騒音の規制でございますが、これは規制に非常になじみにくいものでございまして、具体的にどういうふうなやつていられるかと申しますと、実は平成五年度から音環境モデル都市事業という、言いかえますと生活騒音対策モデル都市推進事業、こう言っておりますが、まさにこういう事業をスタートさせまして、そういう問題を抱えている幾つかの自治体をお願いしまして、市民に参加していただきまして、そして、その町でどういう静けさを維持すべきか、あるいは要らない音は何か、残すべき音は何か、そういうものを検討していただきまして、実際にそれを自治体で実行に移していただく、こういう市民参加型の事業を今進めております。

その中で、先生御指摘の低周波でございますが、これは環境庁といたしましては、我が国でも昭和四十年代からずっと問題になっております。これは耳にキャッチできない音でございます。すので、騒音というよりもまた別の角度の面もあります。今先生の問題にしなければいけないのは、今先生の御指摘のように、低周波というの

健康影響にどうなっているのか、これについても何年か前からいろいろな機会をとらえまして環境庁も委員会等によりまして調査をしているわけですが、現時点におきましては、低周波と言われるものの健康影響に対して、明らかにそういうことを証明するようなデータはないというのが現状でございます。

しかし、問題意識を持ちまして、健康影響に關しまして低周波がどのようなものかということについては、引き続き知見を集めて将来の対策に備えたいと思っております。

以上でございます。

○竹内(議)委員 五十九年に特に低周波については一度調査をされているわけですが、もうかなりたつております。現実にはパブルの時期を経て改めてそういう問題がいろいろ私のところに来ておりまして、数はほかの騒音に比べればまだまだ少ないかもしれませんが、やはり被害の状況といたしましては結構大きなものがあつて、裁判まであちこちで出ていられるわけでございますので、ひとつ再度、そういう観点から力を入れて、一度調査をお願いしたいと思っております。

長官がおっしゃるように、やはり生命の尊厳を守るという観点から、一律に基準がないからといって切つてしまふんじやなくて、やはり人の痛みのわかるそういう環境行政、温かな環境行政というものがやはり僕はこれからの時代に大事だといふふうに思っております。そういう意味で、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

先ほど局長がおっしゃられましたように、環境庁としては音環境モデル都市事業とか非常にユニークな事業もやっております。ただ、まだ余り有名になつていないだけで、これからぜひ我々もバックアップして予算もつけてもらつて、逆にそういう音を使つて騒音をうまくコントロールしていく、いい音を使つて騒音対策をやっていく、そういう発想だと思っております。ひとつこれからよろしく願います。ありがとうございます。

いました。

○奥田委員長 金田誠一君。

○金田(誠)委員 長官就任おめでとうございま

す。
きょうは大綱二点、質問をさせていただきたい
と思いますが、一点は北海道日本海側を中心に広
がっております焼けの問題、それとも一つ
は長良川河口堰の問題です。

まず河口堰の方からお尋ねしたいと思いま
すが、私、去年当選させていただきまして以来、二
河口堰に行つてまいりまして、やはり見ると聞
くとは大違い、目からうろこが落ちたという気持
ちを深くいたしております。国の金を使って、公
共事業費を使つて、三千億と言われておりますけ
れども、よくもこれほど環境破壊ができたものだ
という事で驚いてしまったわけでございますが、
が、公共事業に伴う環境破壊の原点とも言うべき
ものだと思うわけでございまして、長官、ぜひ一
度現地を御視察いただきたいものだと思つており
ますが、いかがなものでしょうか。

○浜四津国務大臣 今先生御指摘のように、長良
川河口堰の問題につきましては、いろいろな経緯、
そしてまたいろいろな議論があったということをも
つております。

この河口堰につきましては、平成二年十二月の
環境庁長官見解を踏まえた環境保全上の措置が講
じられることになっておりますが、環境庁といた
しましては、これらの措置が講じられることが重
要であるというふうに考えておりまして、現在実
施しております確認調査を含めまして、建設省と
十分連絡をとりながら対応させていただきたいと
いうふうに思っております。

私もさまざまな方の議論を聞かせていただき、
またこれまでの会議録も読ませていただきました。
て、あるいは新聞記事などからこの長良川問題に
関心を持って見てまいりました。現時点では関心
を持って見させていただくということで、現時点
で現地を視察させていただくことは控えさせ
ていただきたいと思います。

○金田(誠)委員 所信表明も何回も詳細に読ませ
ていただきましたが、公共事業に伴う環境破壊と
いうことに対する認識といたしまして、視点が全く
ないわけでございます。環境汚染とか環境破壊と
か地球環境問題、一般論としてはございしますが、
公共事業費年間六十兆とか、民間ベースも含める
と百兆を超えるとかいろいろ言われておりまし
て、埋め立てであるとか、ダムであるとか、今回
の堰であるとか、さまざまな問題を引き起こして
いる。そうしたことに對して、環境庁としてきちつ
とした認識を持つということには非常に大事である
し、それが欠けているのは非常に残念だと私は思
うわけでございまして。

そういう視点から考えていただいて、公共事業
の環境に及ぼす影響は極めて甚大である、深刻な
事態にあるのだ、原点が長良川であるということ
をぜひ御認識をいただければと思うわけでござい
ますが、いかがなものでしょうか。今、にわかに行く
行かないは別にしまして。

○浜四津国務大臣 今先生おっしゃられましたよ
うに、公共事業であれ、あるいは民間による事業
であれ、環境を破壊してはいけないという環境保
全の配慮が必ずなされなければいけないというの
は当然の原点であるというふうに考えておりま
す。

環境庁といたしましても、殊に公共事業に関し
ましては、他の省庁が各施策を実施する際には必
ず環境に配慮をさせていただきたい、こういうこと
を強く要請しております。これからは政府一体
として、この環境の問題は大変重要な問題と考
えているというふうに羽田総理も折に触れ述べられ
ておりまして、各省庁一体となりまして、環境を
破壊しない、環境を保全しながら両立できる施策
ということで、そのリーダーシップをとらせてい
ただきたいというふうに考えております。

○金田(誠)委員 公共事業というのは非常に規模
が大きいです。環境破壊もそれだけ大き
いわけでございまして、今後の所信表明にはぜひ
その点について触れていただけるようにこれから

御検討いただきたいと思います。長官もぜひ機会を
見てごらんになっていただきたい、御要望を申し
上げておきたいと思うわけでございまして。

建設省にお尋ねをいたしますが、先般、ゲート
を開けるといふ大変な暴挙が行われたわけでござ
いますけれども、その際に、経過がいろいろござ
いましたけれども、最終的に今後は民主的な話し
合いでということと一定のルールが合意をされ
た。それがそのとおり民主的に進んでもらいたい
ものだ。民主的に進む前提は、情報公開、民主
的な話し合い等、いろいろなルールがあるわけで
ございまして、それについて、この話し合
いが合意した四月十四日の時点で、私も社会党
の議員も含みます八人の衆参議員の方から建設
大臣に要望書が出されております。四項目にわた
る要望でございますが、大臣がかわられたわけで
ございまして、その後もこの四項目の要望
については尊重されて、これが実施に移されると
いうことで理解をしてよろしいかどうか、確認さ
せていただきたいと思います。

○坂本説明員 前建設大臣の指示に基づきまし
て、平成六年度一年間かけて、防災、環境、塩分
等の調査を実施しておるところでございます。こ
の調査は公開で行うとともに調査結果も公表する
ということにいたしております。そして、これら
の調査を科学的かつ客観的に行うため、二十一人
の学識経験者から成る調査委員会を設置し、その
指導助言を得ながら進めておるところでございま
す。

その調査委員会の御審議を得まして、四月一日
からゲートを運用しての調査を実施していただい
てございまして、四月七日に、全門を操作しての
調査を四月八日からするという時点におきまし
て、ゲート直下に反対派の方が船を着けられると
いうようなことで調査ができなかった事態が生じ
ました。それにいたしまして、建設大臣の方から
民主的に進めておる調査がこういうことでできな
いのはまことに遺憾であるが、それを排除するこ

とによってまた新たな阻止行動を生ずるようなこ
とを繰り返すことは非常に悪質なことでありとい
うことで、反対派の意見も聞いていただくことで、
建設大臣を含めて反対派の方々と話し合いをす
るといふ建設大臣のコメントが出たわけでござい
ます。

そのコメントが出されたときに、超党派の
国会議員の方から四項目にわたる要望書が出てお
ります。

一点目は、関係住民から十分に意見を聴取する
ということについてでございますが、現在行政側
が調査内容につきまして地元説明会を実施するな
どして地元住民の方々の意見を聞いておりまし
て、必要に応じて調査委員会にお伝えすることに
いたしております。

二点目の塩害についての調査を十分に実施すべ
きであるということにつきましては、調査委員会
に報告をいたしまして、調査委員会の先生方の御
意見をいただく予定といたしております。

三点目の水資源開発基本計画をその調査委員会
で検討することというところにつきましては、この
水資源開発基本計画は水資源開発促進法という法
律に基づきます所定の手続に基づきまして、関係
省庁において検討し、また関係都道府県の意見を
聞き、水資源開発審議会の審議を経たものでござ
いますので、本調査委員会でも検討する項目とは考
えておりません。

四点目に、建設省は漁業関係者の意見を、現地
の漁民と十分に話し合うという項目でござ
います。これにつきましては、現在までも熱心
に聞いてきたところでございまして、今後ともそう
いう方向で実施するということに考えておりま
す。

○金田(誠)委員 三点目だけ、木曾川水系水資源
開発基本計画そのものについての調査の再検討を
行うということを考えておられないということござ
いまして、この基本計画そのものが事の起ころ
でございまして、これを検討しないということとは

いかがなものか。これも含めた検討にならなければ実効は期待できないのではないかと思います。この三項目についても一度ぜひ御検討をいただきたいと思うわけでございます。あとの二、四についてはおおむね要望に沿った形で終わるというふうに理解をいたします。

そこで、調査委員会そのものがどのように運営されているか、という議論がされるかということが重要なわけでございますが、民主的な話し合い、ルールの前提には情報公開ということが必要なのでございまして、この調査委員会にオブザーバー出席を認めてほしいということでも市民会議の方から五月十七日時点で要望が出されていると思っております。このオブザーバー出席を希望する国会議員あるいは自然保護団体、反対する市民団体あるいは学会、こういう方がオブザーバーで調査委員会の審議の状況を見させていただくということについてはいかがでしょうか。オブザーバーを認めていただけると理解してよろしいでしょうか。

○奥田委員長 坂本さん、速記をとっておりますから、もう少し大きな声で。
○坂本説明員 五月十七日に市民会議の方から提出されました要望書でございますが、この五月十七日という日は、五月十九日から二十日、二十一日と三日間にわたりまして全門を操作して調査をするということについて地元の関係者の方々に御説明をいたした日でございます。その席上で要望書が出されたわけでございます。

この調査委員会でございますが、先ほど申しましたように、今回の調査を科学的かつ客観的に行うため、二十一人の学識経験者からなる調査委員会を設置して、その指導助言を得ながら進めたいところでございます。

調査委員会の審議の概要につきましては、座長という方、これはその委員会に出席された委員の先生方の中で互選で選定していただきまして、その委員の方が調査委員会の内容を、ブリーフィングと申しておりますが、要約してお知らせすると

いうことでございまして、報道機関に発表していただくところでございます。その際には、委員会に提出した資料も配付いたしまして、委員会の様子を委員の先生みずから御説明になっておるところでございます。このような方式は、調査委員会で議論されて現在運営されているものでございまして、御質問の、調査委員会へオブザーバー出席を認めてほしいという件につきましては、本委員会が科学的かつ客観的に審議を進めるという性格から考えまして、なじまないものではないかと考えております。

○金田(誠)委員 情報公開をされないところに今回のようなトラブルの原因がある。環境破壊、環境行政の根本といえますか、それを踏み外しておられるのではないかと気がいたしております。が、今のオブザーバー出席を認める認めないということとは、委員会に諮って今のような御答弁になっているのでしょうか。委員会が拒否をされたということなんでしょうか。いつの委員会でも議論されたのか、お聞かせいただきたいと思うのです。

○坂本説明員 先ほど申し上げました見解は行政としての見解でございますので、次回調査委員会が行われます際に、あるいは個別に委員の先生方に御意見を伺うというようなことをやってまいりたいと思っております。

○金田(誠)委員 それじゃ、委員会としてはオブザーバーを認めるかどうかまだわからない、これから委員会に諮って委員会が決めてもらうという理解でよろしいでしょうか。

○坂本説明員 行政としての意見は先ほど申し上げましたが、委員会に御報告をさせていただきます。

○金田(誠)委員 その行政としての意見がオブザーバーを認めないということになること自体が非常に問題だ。これは承服しかねますが、時間がございせんから次に進みますが、国民の税金を使つてやる事業ですから、ぜひ情報公開して民主的なルールが保障されるような形で進めていた

きたい。今の行政の意見などというのは非常に遺憾な意見であるということをお願いしておきたいと思ひます。

次に、いそ焼けの件でお尋ねいたしたいと思いますが、長官、いそ焼けという現象を、言葉としては御存じだと思ひますが、ごらんになったことはございせんか。

○浜四津国務大臣 いそ焼けというのは、沿岸地域におきまして海藻が枯れて死ぬ現象であるということとは知識として知っております。また、北海道東南部においていそ焼けの現象が見られまして、石灰藻と言われる藻類が一面に繁殖しているというところも聞いてはおります。ただ、残念ながら北海道におけるいそ焼けの現場につきましては、直接見させていただいたことはございせん。

○金田(誠)委員 環境庁の前にお並びの方で、いそ焼けの現場をごらんになった方はいらっしゃいますでしょうか。——いらっしゃらないということだと思ひますが、長良川と同じで見ると聞くと大違い、一回ごらんになったのであれば、本場にびっくりするような状況でございまして、岩盤一面が白いペンキを塗ったように、まさに海の砂漠化という状態が延々と広がっている。それが年を追って拡大をしております。そこは海藻も生えない不毛の海底という状況でございまして、ぜひ環境庁のどなたか責任ある立場の方が一度御視察をいただきたいものだと思いますが、いかがなものでしょう。

○野中政府委員 いそ焼けの問題につきましては、先生、以前の委員会でも御質問がございまして、私も写真等を取り寄せてみてそれで十分承知をいたしております。それからまた、担当の者が現場に行つて見させていただいておりまして、私自身については、まだ拝見はいたしておりませんけれども、機会があれば見てみたいと考えております。

○金田(誠)委員 地球の砂漠化ということについては文章としてもあるわけですが、海の砂漠化についても、海の底は日ごろ目に触れることは余りございせんけれども、持続可能な成長が阻害された状態、持続不可能になっている状態ではないかな。人の体に例えれば、がんに冒されているような状況、それがだんだん広がってきている状況だろと思うわけでございまして、もはや取り返しがつかない状況になっているのかどうかはわかりませんけれども、ぜひ重要な問題の一つということで御認識を新たにしていただきたいものと思ひます。

ところで、環境庁は藻場消滅調査というのを何年か置きにやっておりますが、この中でいそ焼けがどういう状況で拡大をしておりますのかというようことは調査されているものなんでしょうか。

○奥村政府委員 お答えを申し上げます。私も、自然環境保全基礎調査の一環ということで、平成元年度から三年度にかけて藻場の調査を行ひまして、昭和五十三年以降現在までに消滅したと判断される藻場の面積を把握しております。

先生の御要望とびたり合うかどうかわかりませんが、その状況を申し上げますと、昭和五十三年以降六千四百ヘクタールの藻場が消滅し、現存する藻場の面積は約二十万一千ヘクタールということでございます。その理由として埋め立て等があるわけでございますが、いそ焼けによるものというところで挙げられておるものが約九百九十九ヘクタール、これは消滅面積でございます。そういった調査結果が出ておるといのが現状でございます。

○金田(誠)委員 ところで、いそ焼けの原因でございますが、諸説あるようでございまして、その中で、陸上部分との関連といいますが、森林、河川、そこから海に流出するさまざまな要素というのですか、有機物あるいは無機物、そうしたものの関連があるのではないかと、河川を通して陸と海がつながっているということにならうか

と思いますが、河川の水量が昭和二十年代あるいは三十年代に比べて昭和四十年代以降、高度成長に入ってから激減しているということが言われておるわけでございます。

環境庁としてその原因についてどのようにお考えか、陸上部との関連ということについても原因の一つと認識をされておられるかどうか、お聞かせいただきたいと思うのです。

○野中政府委員 いそ焼けの発生要因あるいは持統要因につきましては、これまで水産庁等による調査も行われておりますけれども、私ども環境庁におきましても、平成五年度におきまして北海道、南西部等を中心に行っているいそ焼けについて調査を行ったところでございます。

その調査結果によりますと、いそ焼けにつきましては、水温あるいは塩分等の海況の変化、ウニ等の藻食動物類によります食害、あるいは窒素、燐、微量成分等の減少によります貧栄養化、石灰藻類の付着によります大型海藻類の着生阻害、こういったような、実は先生御指摘のようになさるような要因が関与しているものというふうに考えられたわけでございます。このいそ焼けというのは大変複雑な現象でございますので、今後これらの個々の要因の相互関連その他につきましまして解明をしていかなければならないと考えているわけでございます。先生御指摘の河川流量との関係あるいは陸上との関係、今回の調査で特に特定はされていないわけでございます。今後とも幅広く調査を行っていきいたいというふうに考えております。

○金田(誠)委員 水産庁などでも、海の中での調査といたしますか、陸上部に関係なくいろいろ調査されているようでございます。土地の古老の話などからしますと、河川が海に注ぐ部分、河口部分あたりが旧来は最も海藻の繁茂したところであった、その河口部の繁茂した状態もだんだん年を経るにつれて狭められてくる、しかし、周辺部にいそ焼けが広がっても河口部は割とそのいそ焼けの状況が見られない、したがって、河川と海との関係、河川

の上流部の森林と海との関係、これが非常に因果関係があるのではないかとというのが土地の古老の話。あるいは学者の説でそういう説もございませうけれども、そうした点に着目をして、ぜひ原因究明をしていただきたいものだ。

例えば、植林によって広葉樹が針葉樹に変わる、あるいはダムができて、砂防ダムができて、河川改修がされる、ゴルフ場ができる、宅地開発が進む、それが川に影響を与えて、川が海に影響を与える、この総合的な調査をしていただくのは環境庁においてほかにはないのではないかと考えているわけでございます。酸性雨による森林の消失などということでは、もちろんそれは山だから林野庁ということにはならないで、環境庁の重要な一つの柱になっているわけでございます。海の中での調査、海の中での調査という問題についても、環境庁の課題の一つとしてぜひ取り上げていただきたいものだと思っております。これはこれから概算要求等の作業もあるのではありませんか、今後に向けてのお考えをお聞かせいただきたいと思うのです。

○野中政府委員 いそ焼けの要因につきましては、先生御指摘のようになっていることも考えられるわけでございますけれども、現在水産庁の方で、まず第一番目といたしますが、一番考えられる要因でございます海の環境について直接的な調査をいろいろと実施されている最中でございます。私どもといたしまして、この問題は非常に重要な問題であるというふうに考えているところでございませうけれども、現在、水産庁でもそういう調査が鋭意行われているところでもございます。

今後、これらの関係機関と連携をしながら、環境庁としてもこのいそ焼けの要因に関する知見の収集、蓄積といったものに努めてまいりたいと考えております。

○金田(誠)委員 最後でございますけれども、それほど重要に考えておられないというふうに聞こえてきまして、やがて現地にいらなくなっていいないということがそういうお答えにな

るのかなと思つて残念でございますが、どなたか正式に現地視察といひますか、調査といひますか、そういうことをぜひお願いしたいものだ、これを改めて、前向きにひとつお答えいただきたいと思つておるわけでございます。

それと、水産庁等の関連では、陸上部に着目した調査というのには行われておられない。河川を通した影響ということについては、関係するものは例えば林野庁だ、建設省だ、あるいは運輸省だ、いろいろな省庁にまたがる話になるのではありませんか、そういうことをしていただくのが環境庁ではないのでしょうか。今のところ諸説言われておりますが、原因が特定できていない、したがって、対策も全く、何もなされてないというのが現状でございます。この中で環境庁サイドで取り上げていただきたいもの、これはお願い申し上げるのですが、再度お答えをよろしくお願いいたします。

○野中政府委員 私どもはこの問題を決して軽視しているわけではございませんで、先ほども申し上げましたように、現地の写真、資料等も取り寄せて検討し、また、担当者も現地へ出向いてよくその状況を把握しているつもりでございます。環境庁といたしまして、先ほども申し上げましたように調査をしたところでございます。こういう中で、陸上部を含めて調査をいたしておりますけれども、なかなか陸上からの影響というものが非常に把握しにくい状況でございます。現在、水産庁で詳細な調査が行われているものとは別に、私どもで独自の陸上部だけの調査というものもなかなか難しいなという感じを持っているのが率直なところでございます。

いづれにいたしましても、この問題は先生御指摘のようには大変重要な問題であるというふうに承知をいたしておりますので、関係機関ともよく連携をし、相談をして、環境庁なりに知見の収集、蓄積というように最大限の努力をさせていただきます。

○金田(誠)委員 どうぞよろしく申し上げます。

終わります。どうもありがとうございました。

○奥田委員長 田中昭一君。

○田中(昭)委員 社会党の田中でございますが、大臣の就任を心から喜び申し上げたいと思つて、よろしくお祈りを申し上げます。

きょうは、私に与えられた時間はわずか三十分でございますから、十分に意見を交換する時間はないと思つております。しかし、今後いろいろと長官とは議論をしなければならぬことがたくさんあるのじゃないかな、こう思つておりますので、三つの件について長官の基本的な考え方をきようはお聞かせいただきたい、こう思つております。

その第一は、環境問題や公害の問題に取り組む基本的な姿勢、考え方について少しお聞かせをいただきたい、こう思つております。

おとといの朝日新聞、ごらんになったと思いますが、とても努力が必要であつたと思つて、分厚い環境白書ができました、私もまだ十分読んでおりませんけれども、これに関連をいたしまして、「環境と経済」の三度目の変針」という社説がございまして、「環境と経済をめぐって、環境行政は三度目の変針のときを迎えている。」変針というのは変る針という字を使っているわけですが、私は、ここに記載されておりますように、環境行政が大きく針路を変えて前進をし始めたのは一九七〇年の公害国会、この指摘のとおりだと思つております。このころ、高度成長の関連を含めまして公害が非常に深刻化していく中で、ここにも記載されておりますように公害が深刻化する中で、環境行政に行き過ぎはないとして公害対策基本法から経済との調和事項を削つて、翌年七一年に環境庁が発足をしまして、経済活動への厳しい規制を次から次に出す、こういう状況。私も当時水俣におりました、そして、環境庁が発足したときには非常に喜んだわけですが、そういう意味では、これが日本の環境行政の一つの大きな節目であつた、こう思つております。

そして、その後、六年たち、七年たちますと、

初めの勢いがなくなつて、環境庁の姿勢が極めて消極的になっていくわけです。これは新聞では八五年前後だと。私は大体八〇年前後から、こう思うのですが、もう公害は終わったとする産業界からの風圧を受けて、環境アセスメントの法制化を環境庁が渋ったり、見送ったり、公害健康被害補償制度も縮小するというで、いわゆる環境行政が再びゆるゆる後退をしていく、こういう状況が続くわけです。公害の原点と言われる水俣病の問題も、七〇年代後半の七七年にいわゆる環境保健部長、そして七八年には環境次官の一方的な判断条件をかなり厳しくして患者を切り捨てる、こういう状況が出てくるわけです。

そして、この新聞の社説でいきますと、今度は三度目だ、こう言っているわけです。したがって、私は、環境庁は三度目の節目を迎えている、こういうふうな指摘をしているのではないかと。

しかし、この環境白書の中で明らかにしているのは、言っているのは、環境への影響の少ない経済活動に変えよう、こういうことを提起しているわけですが、この新聞の指摘もありますように、行政の姿勢というのは極めて及び腰ではないか、こういう指摘があるのです。今、環境基本法が昨年制定をされて、我が国も世界的に環境問題、公害問題のリーダーシップを発揮する先進国とならなければならぬ、こういう時期を迎えるというその時期に、環境庁はもっと力を発揮して、そして大胆に環境問題や公害問題に取り組むべきではないか、私はこういう気持ちを持っています。時あたかも朝日新聞が、三度目の変針の時期だ、こういう指摘をしているわけですが、長官、新しく就任されました、今後環境問題や公害問題についてどのような基本的な姿勢で対応していくこととされておられるのか、これをまず冒頭お聞きしたいと思います。

○浜四国事務大臣 先生が長年、水俣病を初めていたしまして、環境問題あるいは公害問題に献身的に取り組まれてきたというのを伺っております。

私は突然環境庁長官を拝命いたしましたけれども、これまでは特に環境行政に携わった経験があるわけではありませんで、一弁護士としてあるいは一議員として環境問題に関心を強く持ってきたというだけにすぎませんけれども、基本的にこの環境の問題、国内的な問題も、そして国際的な問題も、本当に人類の生存がかかっている、そのぎりぎりのところまで来ているという認識で、そういう問題意識を持っておりまして。

そして、環境庁長官を拝命いたしましたから、先輩の皆様がどういうことで取り組まれてこられたか、それからまた、環境行政がどういう取り組みをしてきたか、こんなことを、さまざまな資料を読ませていただき、議事録も読ませていただき、またいろいろな方にお話を伺わせていただいております。

今先生おっしゃられましたように、環境行政は幾つかの節目を経て現在まで来たというふうな考えております。公害問題の原点と言われました水俣病の問題、もう約四十年たちますが、残念ながらまだ最終的な解決には至っていない、こういう状況でございますけれども、確かに高度経済成長の時代にこうした公害問題の原点と言われている問題を起こし、それをまだ完全な解決ができないまま来ている、それも十分に認識しております。

そして、これからの環境行政あるいは公害行政に取り組む基本的な姿勢というお尋ねでございますけれども、この環境問題、地球的な広がりを持っている、また時間的、空間的の広がりを持っている、そういう大変緊迫した、また非常に重要な問題であるという基本的な認識は持っております。また、それに対応するためのにどうしたらいいかということ、その時代その時代なりに、これまで歴代長官を初めとしてこの環境委員会の委員の皆さんあるいは行政の皆さんもそれぞれの立場でそれなりに一生懸命取り組んできたのだらう、こう思います。

確かに一〇〇%完璧な解決というところまで至

らなかった、あるいは環境と開発、あるいは環境と経済、このバランスをどのあたりでとればいいのか、その辺もバランスのとおりが大変難しく、あるいは行き過ぎがあったりということもあつたかもしれないけれども、幸い昨年十一月に環境基本法が成立いたしましたので、その基本理念に従って、今おっしゃられましたように本当に日本が世界の環境問題にリーダーシップがとれるように、あるいは環境先進国と言われるような取り組みをどうしたらいいのか、真剣に、また一生懸命誠意を持って取り組ませていただきたいと思っております。

○田中(昭)委員 私がなぜ朝日新聞の「三度目の変針」というのを取り上げたかといいますと、当初環境庁がない時期には厚生大臣、たまたま今のさきがけの園田代議士のお父さんです。それからその後、三木武夫先生とか大石武一先生、あるいは石原慎太郎さんとか、かなり力のある政治家が環境問題の責任者になりました、まず水俣に來られた。患者と会ったり、現地を視察したりして、それは今おっしゃるとおり一〇〇%の解決はしていません、しかし、それなりの前進を遂げたと思っております。この第一期の段階ではそれなりの前進があった、私はこう思っているのです。

ところが、その後、長官にも申し上げたいのは、先ほど長官の問題で、現地視察については行かないという御答弁をされたようですけれども、長官が就任をされたときの記者会見ではこう言われているわけです。水俣訪問や被害者接見問題は問題解決にはマイナス、こういう見出しになっておるのです。水俣の訪問をする気はない、混乱を招く、と各社全部書いてある。水俣には行かぬ、全部書いてあるんです。そしておまけに、患者との接触もやらない、混乱を招く、それが大臣就任のごあいさつになつておるわけです。

これに対して、現地の水俣の市長は、混乱を招く要素は何にもない、来てから患者の意見をいろいろ聞いてください、我々も市民を挙げて解決の努力をしているんだ、こういう水俣市長の発言も

ある。私は、やはり現地に行くべきだと思います。患者と接触するべきだと思いますよ。当初は皆さんそうされた。その後、一切来られない。北川長官が一度来られましたが、ほかは全然来られない。だから水俣病の問題というのは、おっしゃる通りに四十年も解決をしないままになつていふんです。

水俣病の問題については、いろいろ言われる方がおられますけれども、私は、本気になつて解決をしようと思えば、水俣に二、三日来られて、三十軒か四十軒、患者の皆さんの家を歩いて患者の皆さんとひざを交えて話をすれば、この水俣病で一生懸命頑張っておられる方が本当にこの水俣病と言われるようににせの水俣病なのか、金欲しさにやっているのか、こんなこと一遍に吹っ飛びますよ。

だから、ぜひ私は長官には、水俣に行くべきである、患者と接触をすべきである、このことを、先ほど言ったように環境行政なり公害行政の変わり目に、四十年経過しているから私の時代に解決するのは無理だという消極的な姿勢ではなくて、積極的にこの問題に真正面から取り組む、こういう基本的な姿勢を明確に示していただきたいということを申し上げたいわけです。

長官も御存じのように、昨年環境基本法が成立をしたわけです。この第一条では、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」という書いてあるわけです。ところが、四十年も水俣病で、何にも悪いことをしていないのに病魔に侵されて仕事もできずに苦しんで、七十歳を超えてやがて死のうとしていふ、そういう患者がたくさんおる。これは、「健康で文化的な」「人類の福祉に貢献する」という環境基本法の第一条との関係はどういうふうな整理されるんですか。

それから、環境基本法三十一條では、「公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない」という書いてあるわけです。そして、この中で、「公害に係る被害の救済

のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。」こう書いてあるわけですが。私は、これを守ってほしいと思うのです。このことを私はまず環境庁長官に冒頭強く要請をしておきたい、こう思うのです。いかがですか。

○浜四津国務大臣 ただいま先生からお話がありました。現地を訪れることにつきまして、混乱を招くとかあるいはマイナスになる面もあるという記事が載ったということでございますけれども、私の説明の仕方が不十分であったかもしれないけれども、私自身、弁護士時代のあるいは議員としていろんな活動をさせていただいたときに、必ず現地にいくということを基本にしていまいりました。それはなぜかといいますと、問題の解決のためにそれがプラスになるのであれば、必ず現地を見なければならぬということを信念としてまいりました。

私は、長官を拝命いたしましたから、特に一番環境庁が抱えている、解決しなければならぬ重要な問題の一つとして水俣病のことを学び、いろいろ教えていただいたわけですが、これも、これまで確かに歴代長官の中で北川長官が現地に行かれた。おっしゃるようなその後何人も長官は、恐らく一人の人間としては、この水俣で苦しんでいらつしやる方を本当に早期に救わなくてはならない、これは人間としては当たり前のことだっただろうというふうに思います。その思いは恐らくみんな共通であろうというふうに思います。それで、現場に行くことが本場に解決に役立つかどうかであれば、現場に行きたいというの、恐らくみんな共通の思いだったろうというふうに思います。

経過を聞かせていただき、そんなこともあって、今大変残念なことに、まだ司法的判断は出ておりませんけれども裁判になっていく、こういう現状の中で、その一方当事者として現場に行くということがあるのか、こんな発言をしたのがそうした記事になってしまったかというふうに思います。

けれども、私も与えられた立場で、できれば、本場にでき得る限りのこのチツソの問題の解決、一日も早い早期解決というのは皆さんおっしゃるわけですから、本場に誠意を持ってこの早期解決のために少しでも前進するために何かさせていただければいいなという思いは歴代長官と同じように持っております。

○田中(昭)委員 時間が余りないので、今いろいろ言われましたけれども、早期解決の問題について、判決がはつきりしていないという意味のことを言われたわけですね。水俣病のこの判決について、今四つ出ているのです。御承知だと思いますが、水俣病の関係で地裁の判決が。新潟問題は別、一つありますけれどもね。

その四つのうち、熊本地裁二つは、国、県に国家賠償責任ありという判決が出ています。二つ、それから、京都地裁の判決も、国に賠償責任ありという判決が出ています。これは原告勝訴、この三つは。残る一つが、御承知と思いますが、東京地裁、これは国の国家賠償責任ないと言っている。しかし、あの判決をよく読んでください。国に国家賠償の責任ではないけれども、この水俣病の問題については国に責任がないということは言い

がたい、早期解決に努力をすべきである、和解による解決によって何とかしなければいけないという東京地裁の判決文をよく読んでください。四つの判決のうち三つが国家賠償責任ありという原告勝訴の判決、一つは国家賠償責任は問わないけれども、国に責任はないと言いがたい、早期解決に努力しろ、こう言っている。長官は弁護士ですから、これはよくおわかりだと思ふのです。

それから、そのほかの裁判の関係を申し上げますと、六つの裁判所と和解勧告が出されておるわけですが、これ以上この紛争を長引かせてはいけません、何とかしなければいけない、しかしこれは非常に難しい困難な問題でもあるので、やはり和解による早期解決以外にないではないか、これは前の細川総理もそう言ったんです。

裁判所も、福岡高裁が和解勧告をしていますね。

和解案の取りまとめがもうでき上がっているんだ、福岡高裁。東京地裁も和解を勧告した。熊本地裁も和解を勧告している。福岡地裁も和解を勧告している。京都地裁も和解を勧告している。大阪地裁も和解を勧告している。

四つの裁判所が判決で解決を国に求めておる。そして、今申し上げましたような六つの地方裁判所、高等裁判所が和解を勧告をしている。私は、三権分立の精神からしても、もつとこれらの司法の側の判断というのは謙虚に受けとめるべきではないか、こういうふうにも思っています。弁護士としての長官の御意見をお聞きしたい、これが一つ。時間がありませんから続けて言います。

それから、この新聞記事を読みますと、長官は、税金で支払うのだから国民の皆さんの理解が必要だというような意味の発言をされておる。しかし私は、四十一年のこの問題の歴史の中で、この問題は既に解決がされておると思ふのです。

私は、やはり国民の意思とか意見というのは、きちんとした主要なマスコミの主張などで整理されておる、常々そう思っております。御承知のように、朝日、毎日、読売など三大紙を初めあらゆる新聞が主張欄で、私は新聞の主張欄だけこんななにありますよ、とじたのが。すべて、国は和解勧告を受け入れてこの問題についてけりをつけるべきである、こういう主張をしている。いっぱい新聞社来ていますから、新聞記者の皆さん方はどうみなおっしゃるんだ。私は、市民権は得られておると思ふのです。先ほど言ったように、熊本県知事にしても水俣市長にしても、県民なり市民なりの意見をまとめて、和解による早期解決を国に何年間も強く求めている。これでも市民権は得られていないと言われるとすれば、どういふことなんでしょう。

それから、全国の東京、京都、神奈川などを含めまして、主要な知事さんが全部そういう要請をされている。すべてがもう整っている、私はこう思っているわけですが。あとは国がやはりこの問題の解決に踏み出す、そういう時期に来ている、このこ

とを長官はきちんと受けとめてほしい、こう思うのですけれども、いかがですか。

○委員長退席、(林幹)委員長代理着席
○浜四津国務大臣 この水俣判決につきまして、弁護士としてどう思うかというお尋ねでございます。私は、それと、先ほどお話をいたしましたこの和解のための解決につきましては、国の財政からという問題がある、そこに非常に難しい問題がある、こういう話をしたことは事実でございます。それはその部分だけが取り上げられませんでしたけれども、私は、長官拝命直後すぐにこの水俣の問題を聞かれました、私自身が実は国家賠償訴訟を手がけたことがありまして、そのときに国に対して和解を求めたことがありました。その際に、結果的には和解には応じていただけなかったわけですが、そのときの国の代理人という議論をする中で、なぜ和解に応じられないのか、こういう説明がありました。そのときの二つが、和解にに応じるといふことは、国の財政の中から和解金を出すということになる、その場合には明確な基準がなければいけないのだ、こういう話を、説明を受けまして、そのときは和解をしていただけないということについては大変不本意ではありましたが、お話ししながら、そんなことで、和解については非常に厳しい状況にあるように思う、こんな経過として話させていただきました。

今お話ありましたように、確かに地裁レベルで、新潟水俣を含みますと、国に責任があるという地裁判決が二つ、もう一つは国の責任が一割、そして国の責任がないというものが二つ、こういうふうにして、国の側からいいますと司法的判断が分かれている、こういう判断になるわけでございます。そんなことから、国の責任、法的な責任があるかどうか、それが一番の争点になっているわけですが、病像論というものが争点になっているわけですが、いいますけれども、そんなことが、一番争点になっているところについて司法的判断が分かれているという段階でなかなか和解に應じるといふことが

とを長官はきちんと受けとめてほしい、こう思うのですけれども、いかがですか。

とを長官はきちんと受けとめてほしい、こう思うのですけれども、いかがですか。

とを長官はきちんと受けとめてほしい、こう思うのですけれども、いかがですか。

とを長官はきちんと受けとめてほしい、こう思うのですけれども、いかがですか。

厳しいのかなということでお話をさせていただき
ました。

私は、おっしゃる通りに、本当に四十年もたつ
てまだ解決がつかないということにつきまして
は、恐らく歴代長官も、あるいは歴代総理も本当
に心を痛めながら、またどうしたらこれを解決で
きるだろうか、こんなことで取り組んできたんだ
ろうというふうに思います。

訴訟に関しては、そんなことで本当になかなか
最終解決に至らないということで大変残念には思
いますけれども、環境庁としては、この訴訟の
件以外につきましては、認定された患者さん方、
二千九百四十六名の方々に対しては救済を推進し
てまいりまして、また、水俣病とは認定されない
方々で健康に不安を持っていらっしゃる方々の支
援なども実施してまいりました。そんなことで、
おっしゃる意味もよくわかります。私自身も、何
とか本当に少しでも、半歩でも一歩でも前進でき
るような取り組みがされていただけたらどんなに
いいだろうかとというのが本当の心情でございます。

〔林幹〕委員長代理退席、委員長着席

○田中(昭)委員 時間がないので、私は、長官、
PPPの原則、御承知ですね、これを否定するつ
もりはないんです。しかし、国として、簡単に言
うならば、お金を借りることに手をかけてやるだ
けじゃなくて、PPPの原則を踏まえつつもやはり
踏み出さないと、私はこの問題の解決はできない
と思うのです。この問題は今後さらに引き続いて、
今INGですけれども議論を続けさせていたくださ
いと思います。いずれにしても、やはり早期解
決に長官は在任中最大の努力を行っていただきたい、
このことを申し上げておきます。

最後になりますけれども、当面するチソの金
融支援の問題。これは御承知のように、もう五十
三年の六月二十日に閣議了解がございまして、
チソ株式会社に対する金融支援措置というものが
決められて、ずっとやられておるわけですね。
これらの施策は国の施策であるということも明確

にしなから、そして熊本県あるいは地域振興な
どに混乱が起きないように国の責任で対応する、
こういうことがずっと引き継がれてきた。そして、
これは昨年の八月、九月、十一月の閣議会議でも、
一部措置はされた面もございまして、しかし
金融支援の、いわゆるこのチソの中長期的な
支援策などについては今のところまだ検討中のま
まになっておるわけです。これは去年の十一月か
らずっと検討中になっておる。半年過ぎているわ
けですね。

御存じのように、チソは九月には賠償金の支
払いなどもやらなければなりませんし、そして県
債発行の問題などについては熊本県の六月の議会
で議論もしなければならぬ、こういう非常に緊
迫した時期を今迎えているわけですね。したがっ
て、熊本県も、この関係閣僚会議におけるこれら
の問題が一体具体的にどう展開をされて、いつご
ろ明確な対応がされるのか、こういう点について
は非常に関心があるわけですね。

私は、これらの問題がきちんとならなければ、前
段申し上げましたような議論の展開はなかなか難
しくなってくるだろう、こう思っているわけです。
時間がありませんから詳しいことは申し上げませ
んけれども、関係閣僚会議の十一月段階の認識に
ついては御存じだと思いますから、それがどうい
う経過になって、今後どういうふうに関係する
かという点について、ぜひ長官の御意見を聞き
たいと思います。

○浜四津国務大臣 今お話がありました昨年十一
月の関係閣僚の申し合わせで、中長期的な支援を
どうするかということを検討する、こういうこと
になっておりまして、現在関係省庁事務当局で本
当に一生懸命検討しているところ、これが現状で
ございます。

残念ながら、まだ大変いろいろな難しい問題を抱
えているものですから、成果を得るに至ってない
というのが現状でございますけれども、何とかで
きるだけ早期に成果を得てこの中長期的な支援策
というものをまとめることができたいということ

で、現在検討中というのが現状でございます。

○田中(昭)委員 患者への支払いとかそれから県
議会の議論の問題とか、いろいろ問題がございま
す。そのほか、チソで働いている従業員の皆さ
ん方の春の賃金引き上げも今のところ決着がつけ
られないという状況がありますし、夏のボーナス
の時期なども参っておりまして、そういう意味で
はこの中長期的な支援策が、チソの会社あるいは
水俣病の患者の皆さん、それからそこで働く従業
員の皆さんには大変な関心のあることで、重
要な問題なので、一日も早く結論を出していただ
くようにお願い申し上げたいと思います。

時間が参りましたけれども、きょうはわずか三
十分ですから十分な議論ができませんでした。私
は、やはりこの水俣病の問題というのはことしぐ
らいが大きな山だと思っております。福岡高裁にお
いて判決路線に切りかえられた後という処理の
仕方があるのかということも考えた場合には、
「生きていくうちに救済を」という立場からすれ
ば、ことしが大きな最終的な場面を迎える時期だ
ろうと思っております。そういう意味では、その
時期に就任された長官の最大限の御努力を心か
らぜひお願いを申し上げます、終わりたいと思
います。

○奥田委員長 岡崎トミ子君。

○岡崎トミ子委員 まず、浜四津長官の御就任、心
からおめでとございます。

大臣になられますときに、羽田総理から、環境
は命にかかわる問題なので女性の視点を生かして
頑張ってくださいというふうにお話されたというこ
とです。昨年の暮れ国連に提出いたしましたア
ジェンダ21、この行動計画は、策定の際に市民個
人と団体から御意見と御批判をいただきました。
それを一部取り入れ追加修正をされました。省庁
だけでなく、ここで国会の私どもも入りまして作
業をしたということは、環境政策に市民感覚を取
り入れたということで、危機の地球環境を回復さ
せるためには、特に私たち一人一人の暮らしのあ

り方からあるいは企業、自治体、学校、労働組合
そして市民組織、こういった理解と行動が決定的
に重要であることを訴えております。中でも、女
性のための行動の中では、経済的あるいは政治的
意思決定に女性がいかに関与するかが重要な役割を果
たすのだというふうに書かれてございます。長官
もこの点を踏まえてぜひ頑張ってください。

それではまず、環境権について伺います。
環境基本法については、百二十六国会の環境委員会、
第三条にある環境の恵沢の享受の解釈は権利と
言っても違和感がないというふうに答えられてお
ります。川崎市の基本条例や東京都の公害防止条
例には既に環境権が明記されておりますし、こと
し三月に施行されました大阪府の環境基本条例に
は、前文の中で、「良好で快適な環境を享受する
ことは、府民の基本的な権利であり、ここに、人
のこのろがかよひあふ豊かな環境の保全と創造に
向けて、府民の総意としてこの条例を制定する。」
このように書いてあります。

このように、自治体で環境権が条例の中で盛り
込まれる動きがありますけれども、これは市民の
皆さんに環境保全への努力と良好な環境を享受す
る権利への目覚めが生じつつあるのではないかと
いうふうに思います。環境庁としても、このよう
な流れを受けとめて、より一層の環境行政を進め
ていただきたいと思っておりますけれども、いかがで
しょうか。

○森政府委員 ただいま東京都の公害防止条例あ
るいは川崎市の環境基本条例、さらに最近の新し
いものとして大阪府の環境基本条例という中
で、例えば、すべて都民は健康で安全かつ快適な
生活を送る権利を有する、これを環境権、こうい
うふうに今表現されたのだらうと思うのでありま
すが、これらはいずれも、人間が健康で文化的な
生活を送るためには良好な環境は欠くことができ
ないものである、こういう考え方に立って条例と

しておつくりになったことだと思ひます。

先生よく御承知のとおり、昨年の環境基本法の審議の段階でもこの点は大変大きな論議がございました。環境基本法の中には「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものである」と、こういうことを明定したしているわけでござい

ます。こういうような動きもございまして、今のお話は環境の保全に対する住民の関心が大変高まっている、こういう機会をとらえて一層環境行政を進めていくべきである、こういう御主張と承りま

した。私もまさにそのとおりだと思っております。これから先、地方公共団体がいろいろな形で環境に関する動きをしてまいりたいと思ひます。国会の御修正で、公共団体との連携も十分図りながら事を進めなさいということ、あえて御修正をいただいたわけでございます。そういうことにも十分意を配りながら、公共団体との一層の緊密な連携強化を図りながら環境行政を力強く進めていき

たいと思っております。

○岡崎(ト)委員 今お答えいただきましたように、将来に向かっては一つ一つ具体策を示して実行すること、意識改革と同時にやるのが大事だということに思ひます。

先月の五月二十五日から行われました環境自治体会議でも、三年前にはたつた三つの町村から始まったのですが、こしは六十二の自治体に参加するまでに成長したということで、さらに大きな潮流になっていくというふうに思われます。環境先進自治体から学ぶということもあると思ひますので再度申し上げるけれども、どうぞ環境権というものが認められる方向で進めていただきたいと希望しておきます。

次に、建設省の環境政策大綱についてお伺いたします。

これを拝見いたしますと、理念、推進方策、推進体制と、実体化されましたら本当にすばらしいと思ひますが、環境基本計画とどのような整合性を持たせるのでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○馬渡説明員 お答えいたします。

建設省の環境政策大綱は、作成に当たりまして、現中央環境審議会委員長の近藤先生や、その後昨年十一月の環境基本計画の基本理念を踏まえながら作成いたしましたものでございまして、環境基本計画が環境基本法に基づくものであります以上、基本的にはそこの認識を踏まえております。

○岡崎(ト)委員 環境基本法ができた後でということですから、踏まえられているということとはよくわかりました。

これまで建設省には、開発による利益と環境破壊による不利益を比較してほしいというようなことを私も随分言つてまいりましたけれども、考え直すべき公共事業も随分あると思ひます。海岸をつぶした道路だとか護岸工事、あるいは水辺を台なしにしてしまった護岸工事、あるいは環境を顧みない工事をまかり通らせて、腐敗構造を助長する土壌をはぐくんできた面を否定できない面もあるというふうには思ひます。今環境政策大綱をつくられたということは、今までの建設省の姿勢から一歩も二歩も先に進んだ環境政策が環境基本計画のもとに推進される、このように受けとめてよろしいでしょうか。

○馬渡説明員 お答えいたします。

環境政策大綱の中では、環境が建設行政の本来目的の一つであるということ、環境の内部目的化という表現で示しております。つくりまして直ちにその効果というところではございせんけれども、これからいろいろな工夫をしながら、環境が建設行政の本来の使命であるということ、環境が建設行政の一人一人が認識しながら、よい環境づくりを建設行政として進めていきたいと認識しております。

○岡崎(ト)委員 今二万人というふうに向つて、本当に安心いたしました。幹部だけの勉強ではなくて、本当にすべての職員の方々の皆さんたちの内部目的化されるということですから、期待をしたいというふうに向つておりますので、よろしくお願

いたします。

ところで長官、建設省など複数の省庁の調整、協力が必要な場合は環境庁の役割をどのようにお考えでしょうか。かつて長官は環境省への格上げを唱えていらつしやいましたけれども、長官になられてその考えはいかがでしょうか。

○浜田国務大臣 先生おっしゃられましたように、私は、かつて、環境庁ではなくて環境省にするべきだ、こういうことを主張させていただいておりました。また、先生にもいろいろお教えいただきながら、御指導いただきながら、いろいろなことに取り組ませていただいております。

他省庁との関係ということになりますと、環境行政に關しましては環境庁が企画調整機能、そしてまた環境の視点を国のすべての施策の中に入れていただくという意味でリーダーシップをとるべき庁である、こういうふうに向つております。政府全体の環境保全施策を総合的、計画的に進めるための基本的な中核的な役割を担う、それが役割かなというふうに向つております。

環境庁を環境省にするということにつきましては、環境庁だけで決められる問題でもございませんで政府全体の問題になってまいりますので、今の立場になりましたら何とも申し上げられませんが、まず現実的にとり得る立場といたしましては、実質的な機能を強化させていただいた、予算についてもぜひよろしくお願ひしたい、また本当に環境の施策を十分に実施するための人員についてもぜひとも確保させていただきたい、そんな実質的な面から少し前進させていただければというふうに向つております。

○岡崎(ト)委員 長官、この立場を得られて、今まで提唱なさつたことの現実に一歩でも力強くという思いで私はお伺ひしたかったわけですから、そういう意味でもぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

次に、所信表明の中で、大気環境の保全についてはディーゼル排気微粒子対策などを進めると述べられておりますけれども、これまで浮遊微粒子状

物質の対策を含めて、有効性のある対策には御苦労なさつてきたと思ひますが、具体的な改善の見通しについて御説明をお願いします。

○松田(朗)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のディーゼルの排気微粒子、これは従来浮遊物質対策の一環として進めておつたわけでございますが、最近とみにディーゼルの排気微粒子が問題になってきております。

そこで、環境庁といたしましては、そのDEP対策といたしましては、従来黒煙を中心に自動車単体規制を実施してきたわけでありましたが、平成元年に中公審の答申でディーゼルの排出微粒子物質につきましても問題だとされ、そこで短期目標が示されましたので、平成五年度から黒煙に加えてディーゼル車から排出される微粒子物質、すなわちDEPにつきましても規制を開始しております。ただ、これは短期目標でございまして、今申しました答申では長期目標も定められております。

したがいまして、この長期目標につきましても、既に昨年八月、ディーゼル車の一部の車種については平成九年ごろに目標達成できるだろうというめどを立てていただきましたので、それにきましては将来なるべく早い時期に告示を改正するなとして対応いたします。残りまして一部のディーゼル車の車種につきましては、さらに評価、検討を加えまして、なるべく早く長期目標を達成できるように時期を明示していただくというふうに向つておる次第でございまして、以上でございます。

○岡崎(ト)委員 このディーゼル車排出微粒子が肺がんを発生させるというメカニズムがわかつたわけですから、ディーゼル車の増加とともに肺がん死も急増している。実際にどの程度の危険度があるか、これは早急に研究が待たれるわけですから、

そしてまた、食生活とこのDEPの関連を調べるために行つたところ、脂肪のとり過ぎを避けて野菜類の摂取を心がけるといふ食生活の工夫に

の有無にかかわらず、調査の実施はできると私どもは理解いたしております。

我が国の南氷洋ミンクジラの捕獲調査は、南氷洋のミンクジラの増減傾向を把握し、また、資源状況がよいミンクジラと、そのほかの大型ヒゲクジラとの鯨の種類間の競合等の生態系のモニタールのためにも重要でありますので、今回の総会の科学委員会でも出されました、資源推定方法の改善を図るべし等の建設的なコメントを取り入れた上で、このような調査を継続して行うことが重要だと認識をしているところでございます。

○笹山委員 一九九〇年の六月に、ある大手の月刊誌がその調査捕鯨の問題を取り上げまして、藤原英司さんという環境科学文化研究所の方が調査捕鯨のコメントを出したんですね。それに対して、その二ヵ月後に有名な島さんが反論を出しました。しかし、その反論の中に、藤原さんが提起された問題のうち、答えてない部分があるのです。と、いいますのは、抽出調査でとられた鯨の調査後の鯨体が、鯨類研究所を通じて市場に流れているということなんです。学校の生徒が理科の実験に使ったウサギを肉屋に売るようなものだと考えればいいのでしょうか。

これは、国際世論からいいますと、調査捕鯨というのは疑わしい商業捕鯨じゃないかという世論もありますので、この辺のメカニズムはブラックボックスにしないで明らかにしてほしい。しかも、その価格の決め方がどうであるのかとか、あるいはその辺の流通がどういう経路になっているのかというように、ことごとく、市場の鯨体の単価というのは今物すごく高いですね。五メートル百五十万とかいうものもありますね。その辺の市場の価格と垂直離とか、あるいは売った鯨類研究所の支出の処理がどういうふうになっているのか、どういう伝票が残っているのかわかりませんか、そういうのをひとつ明らかにしたいだけなんです。

○森本説明員 今先生の、調査後の鯨肉の流通の状況といいますが、実態いかに、このような御質問

間違ったと思えますけれども、国際捕鯨取締条約の第八条の規定によりますと、調査で得られた鯨については、実行可能な限り加工し、その取得金については政府の発給する指令書に従って処分しなければならぬ、このように規定されておるところでございます。

そこで、この国際捕鯨取締条約の規定に基づきまして、調査副産物の有効利用を図るという観点から、調査実施主体であります財団法人日本鯨類研究所は、商業捕鯨モラトリウムが発効する以前、過去の都道府県別の鯨肉消費量の比率に応じまして、指定価格で各県の中央卸売市場に放出をいたしております。そういうことで、国民各層に公平に行き渡るように措置を講じているところでございますが、そのほかにも、従来から特に鯨肉に依存しております宮城県、秋田等の地域の地方自治体であるとか、あるいは学校、病院等へ特別に配分する等の配慮を行ってきるところでございます。

なお、副産物の処分により得られた取得金の使途でございますけれども、これにつきましては、この捕獲調査事業に経費がかかるわけでございますので、その調査資金に充てているところでございます。

それから、先ほど市場価格が非常に高く売られているのではないかと、このような御指摘でございますけれども、調査捕鯨を開始いたしまして既に七年経過をいたしておりますので、当初有識者から成る販売委員会というものを設けまして、どの程度の市場価格、指定価格で卸したいかというところを検討いたしまして、できるだけ公正、かつ特定の人たちに独占的な利益が生じないように配慮をして決定いたしているところであります。

一般的に言いますと、指定卸売価格に對しまして末端小売価格は約三倍くらいになっている、これは詳しい調査はございませんでわかりませんが、一般的に赤身の一段の値段というものが標準価格ということになっておりますけれども、大体

指定価格の三倍ということが末端の価格というふうな我々は考えているところでございます。

○笹山委員 これ以外にアイスランド等の調査捕鯨の鯨肉の輸入もあるわけですね。これは商社ベールスで入ってくるわけですか。それと、荷受け以降は一般の肉類といいますが、鯨肉と同じとみなすわけですね。そういう輸入物とのバランスはどうでしょうか。

○森本説明員 我が国の鯨肉の輸入の状況でございますけれども、鯨肉の輸入は貿易管理令によりまして管理されておまして、これはIWCの決議に従って当時国内措置を設けた面もございまして、IWCの非加盟国からの輸入は禁止いたしております。それから、IWCに加盟しておりますけれども、加盟している捕鯨国から輸入する場合でありますけれども、事前承認を要する、このような措置を講じているところでございます。

最近の状況でございますけれども、我が国の輸入実績は、商業捕鯨モラトリウムの実施後急速に減少いたしております。平成三年にアイスランドから八百二十トンが輸入されたのを最後といたしまして、平成四年以降輸入の実績はございません。

御指摘の、ミンクジラの調査でとった肉と輸入物がどのように差別されるのかということでございますが、私もいたしましては、南氷洋のミンクジラの流通につきましては、少なくとも卸の段階までは、パッケージに南氷洋とった肉であるという識別がきちとつくような格好で流通をさせておりますので、末端までそれがどのようなになっているかというのとは十分把握しておりますけれども、可能な限り、例えば輸入肉が混同されて価格がつけられるということがないように指導しているところでございます。

○笹山委員 一種の規制品目が、荷受け以降は突如として今度は投機品目になってしまうわけですかね。その辺の価格三倍というのは高いか安いかわかりませんが、これは私は高いと思いますけれども、これからは

情報公開してちゃんとした値決めの公開をしていただかないと、ますます国際世論が厳しくなりまうから、その辺はひとつ注意していただきたいなと思います。

それと絡みまして、次は、鯨に限らず、公海での環境問題と二百海里以内の環境問題。日本は公海での環境問題にさらされているというハンディが非常にあります。これからクロマグロの問題も出てくるわけでございますので、その辺の考え方、資源管理をどういうふうにして考えるかというのをこの際ちゃんとおかなければいけないのじゃないかと思っておりますが、ワシントン条約の京都会議で問題になりましたクロマグロの問題、今どういう状況でございますか。それ以後、自己規制したり、また輸入品につきましては産地証明をしたり、いろいろ自主的な努力をされておりますけれども、これからの規制等の見直し、ワシントン条約の対象の見直しといたしまして、そういう動きはどういうふうになっておりますか。

○杉浦説明員 お答えいたします。クロマグロにつきましては、一昨年三月に京都で開催されました第八回の締約国会議におきまして、スウェーデン政府から大西洋クロマグロ条約の規制対象にするという提案が行われた経緯がございます。しかしながら、これにつきましては、大西洋クロマグロについては絶滅のおそれがないということ、それからさらに、ICCAT、大西洋まぐろ類保存国際委員会において適切に管理されているというふうなことから、我が国、米国、カナダ等が反対を述べまして、このような提案が撤回された経緯がございます。本年の十一月にワシントン条約の第九回会議というのが米国で開かれる予定になっております。水産庁といたしましては、クロマグロを含む水産物についての提案の動向につきまして現在鋭意情報の収集に努めているというふうな状況にございます。これまでのところ、クロマグロを規制対象にすべしという提案は出てきておりません。そういうふうな承知しております。今後とも一層そ

の情報の収集に努めるとともに、クロマグロが採決の規制対象にならないように全力を尽くして努めてまいりたいと考えております。

○笹山委員 水産業と環境の問題は非常に微妙でございまして、例えば、混獲という問題一つとってみても、マグロまき網、はえ縄等でウミガメがかかっていたり、アホウドリ、イルカ、チョウザメはどうか知りませんが、混獲の場合、その中には絶滅種が入ってしまうわけですね。そうしますと、その絶滅種を保護するという概念を広げると、混獲をするそもそのマグロ漁が悪いのだ、そういう問題に波及しつつあるわけですね。その辺の見通しといいますか、ひとつ環境庁と水産庁の両方にお聞きしたいのです。どういことなんでしょうか。

○農林政府委員 お答えをいたします。絶滅のおそれのある種の国際取引を規制しておりますワシントン条約でございますが、これは、その取引が動植物の種の存続に影響を与え、ということに着目して取引を規制する、そういう条約でございます。

したがって、先生御指摘のような混獲に関連していろいろな議論があるわけでございますが、その場合に、その絶滅のおそれのある動植物の方ではなくて、主たる漁業対象種の方をワシントン条約により規制しようというよう一部の意見があるわけでございますけれども、こうした考え方は条約の趣旨からいって、少しなじまない議論ではないだろうかと思っております。むしろ、漁法等についていろいろ工夫されて、そうしたことが起こらないような対応がされるべき問題ではないかと考えております。

御指摘のありましたマグロはえ縄漁業によるアホウドリなどの混獲の問題については、こうしたことが起こらないように防止装置の工夫が行われ、それが効果を上げておるといふふうに聞いております。

○笹山委員 一九九三年七月にストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種に関する国連会議と

いうものが開かれました、ことしの秋にでもその辺の報告といえますか、そういうものがなされるような見通しと聞いておりますが、その辺のことはいかがでしょうか。

○田中説明員 ただいまお話のありましたストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種に関する国連会議の件でございますが、この会議は、平成四年の六月にブラジルで開催されました環境と開発に関する国連会議での合意を受けまして、昨年の四月、七月、また本年三月、これらの保存管理のあり方について協議する国連会議が開催されたわけでございます。

これまでの会合におきましては、公海上の資源に対しても沿岸国の特別の利益が及ぶとするカナダ等の沿岸国と、これらの資源についてはすべての関係国が平等の立場で参加した地域機関を通じて科学的知見に基づいた保存管理が行われるべきとする我が国あるいはEC等の公海漁業国の意見が対立し、現在合意を得るに至ってはおりません。本会合は、本年八月に開催されまして、本年秋の第四十九回国連総会に結果を報告するという予定になっております。

我が国といたしましては、我が国と立場を同じくする関係国と協力して、漁業資源の持続的開発と保存の重要性について世界各国の理解を求めつつ、合理的な結論が得られるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○笹山委員 それでは水産庁の方、もう結構でございますので、お帰ってください。

環境基本計画の策定状況等につきましては、今まで御質問がございましたし、また、きょう建設省さんもお呼びしたので、先ほど岡崎先生から環境政策大綱の話が出ましたので、省略させていただきます。

私の考えは、この前の質問にも言いましたように、他省庁との連携をとる場合、環境インフラについて三つの考え方があろうか。一つは、既存のインフラへの環境参加、環境インフラ化。もう一つは、新たな環境インフラの創造。そして

三つ目は、環境インフラの増大を可能とするソフト策とか規制緩和、あるいは税制上、財政上のインセンティブの拡大。この三つをもつて一つの環境社会資本の構築が可能であるというふうに私は思っているのですけれども、その線に沿いまして、建設省さんもち早く一月に環境政策大綱を出しましたし、また運輸省さんは三月に港湾環境政策というものを樹立されました。さきの予算折衝時、財政審のＣランクに位置づけられた港湾、漁港それから農業インフラ、こういうようなものも、一つの既存のインフラを環境資産化することによって財政審におけるそういう指摘をクリアできるんじゃないかと私は思うのです。

そこで、農水省さんにお伺いしたいのですけれども、まさにＣランクに位置づけられたそういう農業インフラを多く抱える農水省さんこそ、この環境基本計画に基づき、農政の新戦略としての農業農村環境政策大綱なるものを早急に確立する必要があるんじゃないかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

〔委員長退席、林（幹）委員長代理着席〕

○拓植説明員 農林水産省は先生御案内のとおり、環境と極めて密接な関係がございまして、環境との調和が不可欠な産業でございます。基本法の基本的な理念にもございまして、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて取り組むべきこととございまして、私も、農林地等が持つ国土保全機能とあるいは環境保全機能を維持増進しつつ、かつ環境に優しいあるいは環境保全への負荷の低減を図るべく、十分配慮して産業振興を図っているわけでございまして、今先生御指摘ありま

したような、ソフト、ハード、特にハードのような、インフラ整備のような御質問があったわけでございまして、そういう基本的な柱の位置づけの中で、今後とも対応を強化していきたいというふうに考えているわけでございます。

○笹山委員 身近なせいか、何か一番おくれいているような感じが私はするわけでございますので、ひとつ早急な確立をお願いしたいということでございます。

運輸省さんせつかくおいででございますので、ちよっとエコポートの話でもお願いしたいと思っております。

○井上説明員 お答えを申し上げます。

港湾行政におきましては、従来からこの環境の分野につきましては、公害防止対策事業でありまして、環境アセスメントあるいは緑地、プロムナードの環境施設の整備などを実施してきたところでございますけれども、先生御指摘の、環境をめぐる要請の高まりにこたえていくために、総合的な取り組みが不可欠になってまいりましたというふうに認識をしております。去る三月に、環境と共生する港湾、エコポートと称しておりますが、その形成を目標といたします新しい港湾環境政策を策定いたしました。具体的には港湾環境計画の策定でありますとか、現在進めております環境アセスメントの充実あるいは港湾環境整備の推進など、港湾環境の保全と創造への取り組みを一層強化するというふうにしたところでございます。

御質問のエコポートのモデル事業というものにつきましては、本政策に基づきまして、この実現をより促進するために、事業効果が極めて高く全国的模範となる港湾におきまして、干潟、海浜あるいは緑地あるいは海域の底質浄化、景観の形成など、港湾環境インフラの整備を重点的、先行的に行うというものでございます。

私も運輸省といたしましては、本モデル事業に加えて、港湾整備によるモーダルシフトの推進でありますとか、増大します廃棄物に対応する海面処分場の整備でございますとか、建設発生土の有効活用など、リサイクルの推進などに今後とも一層努力をしてまいります所存でございます。

○笹山委員 港湾はたしかＣランクでございますが、たから、財政審にそんなこと言われぬようにひとつ一層頑張りたいと思っております。

も述べられていますし、また環境庁の方でも「公共事業による環境保全対策の経済波及効果について」というようなペーパーも出してありますけれども、こうして白書のあいう記事やなんか見ましても、意識とか意欲は非常にあるんだけれども、どうもインセンティブなりそういうものが整わないものだから、神学論争と言っているのはないけれども、一つの概念論に終わっているのではないかな。やはり実のあるものをつくるためには、税制上、財政上のインセンティブをどうするかということとか、あるいは環境税を打ち上げるのは簡単なんですけれども、それを租税体系の中でどう位置づけるのかという一つの体系的な考え方を伴わないと、あるいは規制緩和についても、環境行政の中の規制緩和とは何だというものをやはり考えないと、こぶしを振り上げるだけの感じがするので、その辺の中身をもう少し煮詰めてほしいなというふうに私は思っているわけでございます。

規制緩和の一つの例として、許可取得にかかわる規制として、これは厚生省さんの担当なんでしょうけれども、例えば一般廃棄物処理業の場合、市町村ごとの許可可基準にばらつきが見られる、そして業務の標準化がなかなか進みにくい、せめて都道府県ごとの許可にすべきというふうな、一種の規制緩和ですね、そういう要望もあるわけです。ですから、そういうことも考え合わせながら、環境ビジネスの円滑な確立とか環境投資の円滑な遂行というものを、側の方からやはり整えていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

私きょう取り上げますのは、RDFのごみ発電ということでございますけれども、これは自治省さんも自治体に対して非常に熱心に勧められておりまして、また地方債等の財政支援もする。また、通産省さんの方は、環境調和型エネルギーコミュニティ事業の一環としてこれも強力に推進している。環境ビジネスといいますが、やはりごみ発電、特に固形燃料化のごみ発電というのが有

力な一つの分野になると私は思うのですけれども、いかがでございますでしょうか。

○三本木説明員 御指摘のRDFの推進につきましては、厚生省としましては、この平成六年度の予算、正しくは平成五年度から既に一部始めているわけですが、このRDFの製造施設について国庫補助の対象にするというふうなことで対応してきております。

また、このRDFの一つの変形でございます、ごみの持つエネルギーを、いわば焼却をしながらそのエネルギーを積極的に活用していくということ、これは普通は発電に回すとか、あるいはまた出てきた蒸気なり熱を周辺に供給していくというふうなことも必要でございます。こういったことにつきましても、通常のこういうごみの焼却施設に對しましても既に国庫補助の制度を確立してきております。

なお、参考までに、RDFにつきましては既に数市町村で実施しておりますし、またこれを広域的に進めるといふ観点もございまして、このような方式でのプロジェクトも企画している、そういった県もございまして。

厚生省といたしましては、それらの対応策について検討してまいりたいというふうに考えております。

(林幹委員長代理退席、委員長着席)

○坂田説明員 お答え申し上げます。

RDFにつきましては、貯蔵することができるといふ特徴を持っておりまして、また輸送にも適しているというところで、今まで発電施設を設置することができませんでしたが、小規模なごみ処理施設でも、ごみを集めて発電をするというふうなことが可能になるわけでありまして。

自治省といたしましては、未利用エネルギーの有効活用を図るといふ観点から、ごみ固形燃料を用いて行います発電事業につきまして、新たに平成六年度から電気事業として位置づけまして、地方公共団体の方に積極的に利用していただくというところで、地方債計画に計上いたしております。

関係省庁とも連携を保ちながら事業促進を図ってまいりたい、このように考えている次第でございます。

○笹山委員 地方中小都市のエネルギー発電、ごみ発電には非常に有力な手法でございますので、ひとつバックアップをしていただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、製紙工場のダイオキシンの測定につきましては、従来AOX、吸着可能有機ハロゲンの量とダイオキシンの量というのが一定の相関関係にあるということで、製紙連合会等がAOXの量によって一つの基準を設けているわけでございますけれども、しかし日本の基準はダイオキシンそのものの測定である。果たしてAOXの量によることに根拠があるのかどうなのか。その辺の正確性と、もう一つは、北米等におきましてはAOXの基準そのものも非常にレベルが上がっているというふうな情報も入っておりますけれども、その辺の動向、いかがでしょうか。

○野中政府委員 ダイオキシンにつきましては、日本では日本製紙連合会が平成二年十二月二十日にダイオキシン対策指針というのを定めまして、排水中のAOXの自主目標値として、平成五年末までに排水中に含まれる有機塩素等の量をAOX測定値でバルブートン当たり一・五キログラムとするような取り組みを行ってきたところでございます。同日本製紙連合会が本年三月に発表した結果によりますと、その目標は全工場で達成をされているというふうな聞いておるわけでございます。

アメリカのEPAにおきましては、先生御指摘のように、昨年十一月に紙パルプ工場からのダイオキシンの含有有害物質等の排出について規制強化の提案を行っているわけでございます。この規制強化案におきましては、排水中のAOXについて大幅に削減するために、排水中のAOXについてバルブートン当たり〇・一五六キログラムとする基準が提案をされているわけでございます。ただ、これはまだ現在提案の段階でございます。

実施に移されておりません。我が国としても、この米国の状況などにつきまして十分情報の収集を今後行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○笹山委員 ありがとうございます。

○奥山委員長 小泉農一君。

○小泉農一委員 政権交代がされまして、環境関係では奥田委員長のもとに二つの新法が成立してまいりました。一つは環境基本法であり、一つは水源法でございますけれども、市民の周知度を高めるために私の事務所所独自に四月十八日から五月十三日にかけて五百二十名の市民の方々にアンケートを実施したわけですが、その結果を見ますと、基本法については六三％、水源法については七二％の市民が法律名そのものも知らない、こういう結論が出ました。この回答結果を見まして、私なりに感想は持つわけでありまして、長官の感想など聞けたらと思っております。

○浜田津國務大臣 私は、今先生のお話を伺っております。五百二十名にアンケート、基本法六三％、水源法七二％、知っているという結論が出てくるのかと思いましたが、知らない方がこれだけいらっしゃるということで、実はちょっとショックを受けたところでございます。

環境庁といたしましては、さまざまな手段によりまして広報活動に努めているところでございまして、今現実にはその数字を示されまして、なかなか知っていただくことは厳しいことだなどというふうな感じております。これから情報提供体制、一生懸命強化を図ります。また、なるべく多くの皆様に知っていただくように、本国民の皆様お一人一人に非常に関係の深い法律でございますので、十分知っていただくように最大限努力してまいりたいと思っております。

○小泉農一委員 その以前には、リサイクル法というのもし行われているわけでありまして、法律ができて国民もその気になって一生懸命集めた、しかし資源の価格は暴落、集めたものも利用の方法がいま一つはつきりしない、そういう

中で大衆国民の方は疲れていらつしやるというのが私の受ける感じでありますけれども、環境基本法の中で、これらの実効ある豊かなプランが実際に盛り込まれてくるのかどうか。

そしてあわせて、さきに環境庁でも発表されましたけれども、この経済的行為から生まれた環境やごみ問題は、経済的手法の解決の糸口とすべきだといふような検討会からの報告書が配られてまいりました。こういった意味で、その中に書いてあります天然資源課徴金、パーシタックス等について、何か新しい運用のシステムについての見通しが立ってきているのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○森政府委員 ただいまのお話でございますが、正直なところ、これからいふような形で本格的に検討を進めていく、こういうところであらうと思っております。

今お話し、具体的に何か出てきているかというところでございますが、議論の素材がばつばつといふような形で顔を出してきており、私もそれはそれを環境として経済的手法という形でとらえ、そしてそれを環境に優しい社会をつくるべく、持続可能な社会をつくるべくしていくために結びつけていく、そういう努力に今まさに入ったところでございます。

○小泉(農)委員 ぜひその辺については、多くの国民の英知を結集していただきたいというふうな重ねてお願いをしたいと思っております。

もう一つ、今高齢化・少子化社会というようにことで、福祉財源の確保の問題、また税の直間比率の問題、いろいろ各勉強会が進んでいるわけでありまして、一方で従来型の社会資本投資、最近でも三十兆円を超える投資がなされたけれども、一向に豊かな社会の実現の効果が現れてこないというふうな言われております。

私は、自分自身、動脈産業に對しまして静脈産業がしっかりと国の中で息づいていない国家は豊かな社会とは言えないという持論で運動と活動をしてきたわけでありまして、やはり動脈だけ

でない、静脈だけでない、新しい産業が日本に必要ではないだろうかといふような意味を込めて、肝臓や腎臓の働きを持った新しい産業興しを環境庁が新たに国民に提案すべきだといふふうに考えております。

先ほど資料をお配りさせていただきましたけれども、それは私の私的研究会といたしまして、肝臓や腎臓の働きを持った産業、肝腎産業フォーラムといふのを今提唱しているところでございまして、ぜひひとつそういう観点から質問をしたいと思っております。

今まで福祉といふと、山の中腹に三千坪のフラットの土地をつくって、そこで福祉施設を建てる、あるいは病院施設を建てる、そこにアクセス道路三・五キロを、取りつけ道路をつくる。その社会総投資と、逆に、海に浮かぶフロートイングホスピタル、フロートイング福祉号、フロートイングリハビリ号みたいな観点でとらえたときに、それは環境庁から新たな方法として提案してもいいのではないかとこのようにも高齢化社会へ向けて思うわけですが、長官の御感想を聞きたいと思っております。

○浜四津国務大臣 先生は長い間リサイクルの活動に携わってこられて、また、今肝腎産業という大変変な富むお話をいただきました。御指摘のような環境関連産業の成長というのがこれからのリサイクル社会、大量生産、大量消費型社会を転換して循環型社会をつくるべく、そうした環境に優しい社会をつくるべくしていくためには非常に有効な、また必要なものかなというふうに考えております。

こういう環境関連産業につきましては、環境問題の質的な変化あるいは空間的な広がり、こういうニーズの多様化に伴う対象分野が拡大しているといふことによりまして、その範囲もまた規模も拡大しているといふふうに考えております。また、今この資料をいただきました、勉強させていたいただきながら、こうしたリサイクル社会をつくっていくためにいろいろ分野から、またさまざまな視

点から取り組まなくてはいけないといふふうに考えておりますので、また御指導いただきますようによろしくお願いいたします。

○小泉(農)委員 ちょっと話は変わるのですけれども、実は小田急線の複々線化についてひとつ御質問をしたいと思っております。

私も、議員になって以来、小田急線に住んでいられることもございまして、沿線の方々からいろいろお話がございました。高架方式で現在事業計画が進んでおり、けさの新聞では、突然のように認可がおりたといふような記事が載っているわけでありまして、私も、「反対押し切り、発車」といふような見出しでもあるわけでありまして。

この高架方式、そしてまた都市の複々線化、それから通勤緩和、こういったことを考えますと、この事業をとめるということではなく、住民参加の中で納得のいく都市づくり、国づくりの一環として進めなさいといふという観点から、一番、工事決定のシステムについて問題がなかったか。二番、高架式四車並列一層開閉式工法あるいはまた二線二層シールド工法、これらそれぞれについて積算が行われた結果、今日の高架式が間違いないという結論になったのかどうか。三番、住民への情報公開、理解、合意のあり方について問題点がなかったのか。その辺のことについて運輸あるいは建設の方にお伺いをしたいというふうに思っております。

○藤森説明員 小田急小田原線の複々線化事業につきましては、都市計画事業として施行される既設線の連続立体交差事業と、輸送力の増強を目的とした線増工事、この二つを一体的に行うことで計画されております。

この路線につきましては、大部分が高架方式で昭和三十九年に都市計画決定され、小田急電鉄ではこの都市計画に基づきまして高架複々線化の用地買収を行ってきたところでございます。

この高架方式の採用に当たりましては、地形条件あるいは計画条件あるいはその経済性等を総合的に考慮して決定されたものでございますが、御

質問の建設費につきまして、東京都の試算によりまして、二線二層の地下方式案は約三千億円、それから四線並列の高架方式、これにつきましては約千九百億円といふふうになっておるところでございます。なお、この試算は昭和六十三年以降に必要となる事業費について行ったものであるといふふうになっておるところでございます。

この二線二層地下方式案については、シールド工法等の新しい技術を採用して検討しているところでございますが、それにもかかわりませず三千億円もかかるということは、二線二層式の場合ですと上部に緩行線、いわゆる各駅停車のトンネルを施工することになります。このトンネルは電車の留置線とかあるいは駅とか相対的に費用のかかります開閉工法で施工することが必要な部分がございまして、シールド工法が全面的には使えないといふことや、既設線を生かしながら地下化するといふことでございまして、線路や駅を下から支えながら施工するといふ必要性がございまして、こういったことから、通常と比較して工事費がかさむといふふうになっておるところでございます。

○小泉(農)委員 私の持っている情報とは数字の上で多少の違いがありますが、またの機会に御質問をしたいと思っております。

また、この大型公共事業の長期のプロジェクトにつきましては、後ほど高見議員の方が続けて質問をするというところでございしますので、よろしくお願いたします。どうもありがとうございます。

○奥田委員長 高見裕一君。

○高見委員 長官、御就任おめでとうございます。新長官に初めて御質問させていただきます。

その前に、長官は、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会の構築に向けての新たな取り組みの展開が必要といふふうにおっしゃってられますが、建設の是非についていろいろと議論の的になっている長良川河口堰建設事業、まさに社会の発展のためには環境への負荷をかけてでもつくらなければならないのかどうか問われておる

問題でございます。そこで、少々この長良川河口堰の問題について質問をさせていただきます。存じます。

第一回目の試験灌水が行われることになった際に、長良川河口堰反対派の人たちがゲート直下で船上ストライキを行いました。これに関して前建設大臣五十嵐さんと私を含む超党派議員が話し合いを行ったことは御存じのことと思いますが、このとき、四月十四日付で私も八名が連名で出した要望についてぜひ実現を図っていただきたい。要望は次のとおりでございますので、ちょっと委員長、配付の許可を求める次第でございます。

○奥田委員長 どうぞ。

○高見委員 ありがとうございます。

少々読ませていただきます。

建設大臣 五十嵐広三殿

要 望 書

本日、長良川河口堰建設事業に関し、下記の事項を要望する。

記

1. 長良川河口堰調査委員会は、調査に先立ち、建設現地の伊勢湾台風等の被災の歴史的体験、関係住民の長良川河口堰の危険性への懸念等、十分に意見を聴取する。

2. 調査委員会は、浸漬により発生する塩害の有無と規模を調査し、想定される被害状況のシミュレーションを行い、それに基づき代替案を含めて、各種塩害防止対策についての費用対効果及び費用便益分析を行う。

3. 調査委員会は、長良川河口堰建設事業を含む木曾川水系水資源開発基本計画そのものの検討も行う。

4. 建設省は、現地漁民との十分な話し合いを行う。

以上の四点を要望させていただいております。私どもが先ほどの要望書を前建設大臣に出さなければならなかったのは、今回新たに発足された調査委員会に次のような視点が欠けていたからでございます。別紙で添付してございますが、二月

一日建設省発表の「調査内容」には、防災面では現地長島町が地質学上、地震学上どういいう地帯であるかを調査する視点が全くない。これは極めて危険なことであると存じます。

先日も調査委員の河村三郎先生たちが現地を視察されたことになっておりますが、現地にはわずか十分の三十分だけであり、しかも建設省の話を聞いただけだと、地元の方たちは大変遺憾に思っておられます。しかも、河村先生が座長の防災関係のワーキンググループで、海抜一・三メートルまで灌水しても大丈夫だとの見解を出しておられる。こうしたことは、調査のあり方としてはおかしいのではないかとこの疑念を抱く次第でございます。

大事なことは、こうした調査をするに当たって、地質学的、地震学的、科学的な調査はもとより、地元のこれまでの災害の歴史や人々の罹災の体験や河口堰ができることに対する住民の不安などについて十分に聞き取り調査をし、住民の納得のいく形で行うことではないでしょうか。科学的に地域の特性を調査する必要があるという点と同時に、この点について建設省の意見をぜひ伺いたいと思っております。

○坂本説明員 まず、四月十四日付で前五十嵐建設大臣に出された四項目の要望についてでございますが、まず第一項目の調査委員会は関係住民から十分に意見を聴取するという点につきましては、現在行政側が調査内容について地元説明会を実施するなどして意見を聞いておりまして、必要に応じて調査委員会にお伝えすることとしたしております。

二番目の塩害についてでございますが、調査委員会に報告し、調査委員会の先生方の御意見を伺う予定でございます。

三点目の水資源開発基本計画の検討についてでございますが、これは水資源開発促進法という法律に基づきまして内閣総理大臣が関係省庁に協議するとともに、関係知事の意見を聞き、水資源開発審議会の議を経て決定されておるものでござい

まして、本調査委員会での検討項目とは考えておりません。

四項目の、建設省は現地住民と十分な話し合いを行うということにつきましては、これまでも関係の漁業協同組合等と話し合いを続けてまいりましたが、今後とも続ける予定でございます。

次に、現地及び周辺地域に起きた災害、地震その他の自然的災害などが将来の可能性等についての調査が不十分ではないかという指摘でございますが、堤防の地震時における安定性や長良川河口堰の耐震設計などにつきましては、過去に起きた地震や地震面の詳細な検討を行っており、十分な安全性を有しますことを、平成四年四月に「長良川河口堰に関する技術報告」として公表をいたしております。これらの結果につきましては、平成四年七月に、この分野の専門的な知識を有する学識経験者から成ります土木学会から出された長良川河口堰にかかわる治水計画の技術評価」において妥当と評価されております。

また、先ほど現地視察が不十分であるというお話がございましたが、この件につきましては、いわゆる大臣コメントが出されることとなりまして、全門を閉じての調査ができなくなったことにより、端を発しまして建設大臣と反対派との話し合いが行われた際に話題になりました堤防からの漏水の有無についての件につきまして、改めて調査委員のいわゆる防災ワーキンググループという方々にお願いをいたしました。四月二十三日、土曜日でございましたが、現地を見ていただきました。従来からの資料等を解析していただいたわけでございます。四月二十六日に防災ワーキングの会議が行われました。そのときに、現地での視察状況あるいは調査データというものを基きまして、防災ワーキングとして試験灌水を行っても危険はないというコメントをいただいたものでございまして、十分な検討がなされたものと考えております。

○高見委員 同じく調査項目中の「塩分」という部分について質問をしたいと存じます。建設省は、いわゆる建設省自身で発行しておら

れるこの青パンと呼ばれるもので「塩害」と言っておられたにもかかわらず、この調査項目表中では「塩分」というふうに言いかえておられます。これは、塩害がこの事業に対して持つ意味合いをさらに矮小化する意味ではないのかと、あえてこのような字句の変更を行われる意図を伺いたいと思っております。

○尾田説明員 ただいま先生御指摘の調査項目として「塩分」という言葉をどうして使っておるか、こういうことでございます。

私も建設省及び水資源開発公団は、長良川河口堰の管理に向けまして平成六年度、今年度いっぱい一年間をかねまして、防災、環境、塩分等について調査を行うことにいたしました。つまり、塩分につきましては、河口堰のゲート操作に伴います河川の塩分濃度や地下水の塩分濃度がどのように変化するかということ調査を実施したいと考えておるところでございます。

御指摘のとおり、塩害につきましては既にこれまで調査を実施いたしております。長良川河口堰に関する技術報告」として平成四年四月に公表をしておるところでございます。今回の調査におきまして堰の操作に伴います塩分の変化を調べよう、こういうことでございまして、調査項目としては「塩分」、こう挙げさせていただきますところでございます。塩害と塩分を使い分けておれどこうしようという気持ちには毛頭ございません。

○高見委員 建設省の主張によれば、大規模塩害が発生するから河口堰が必要だということになっておりますが、このことに対して多くの疑問があるとして問題になっているわけでありまして、建設省は、もつと真剣にこの問題に対して調査をして、科学的なデータを示すべきではないかと存じます。現在行われている調査の中にそうした視点がないのは、極めておかしいのではないかと存じます。

建設省の主張では、塩害は水稲、北伊勢工業用水、地下水の三点であるから、これらについて個

別に現状と対策の有効性を検討するべきでありまして、そうした観点からも大規模塩害の発生の可能性についてもしっかりと調査をするべきではないか、私はこう存じます。見解をぜひお願いを申し上げます。

○尾田説明員 ただいま御指摘の長良川のしゅんせつによります塩水遡上とそれに伴います地下水の塩水化に關しますシミュレーション及びこれに伴って新たに発生を考えると考えられます塩害と、これを防止するために河口堰を含めた代替案の比較を既に実施をいたしております。先ほど申し述べました平成四年四月にまとめました「長良川河口堰に關する技術報告」として公表しているところでございます。

長良川河口堰等々の対策を講ずることなくしゅんせつを行いますと、新たに発生が予測をされる塩害をいたしましては、河川から直接取水をすることに対する障害、これは今先生からも御指摘がございました北伊勢工業用水から取水をしております約六十社、約七十工場、長良川用水がかりの約三千ヘクタールの農地、約二千六百戸の農家に影響を与えることとなります。また、周辺の地下水の塩水化により地下水利用が困難になる高須輪中の大江川より東の約千六百ヘクタールの地域にある多数の井戸に影響が与えられる。これは予測と申しますか、そういうシミュレーションに基づきます予測でございます。そういう結果が出ております。

また、この塩水の地下浸透によりまして、高須輪中の大江川から東の約千六百ヘクタールの地域では農業被害が与えられるということになるわけでございます。さらに、地下水の塩水化及び土壌が塩分化するということによりまして、将来の土地利用に制約を与えるというようにことが予測をされるわけでございます。

それで、この対策を講ずることなくしゅんせつをした場合に想定されますそういう被害を防ぐべく代替案の検討を行っております。具体的方法としては、河口堰を建設する案、

マウンドを残す案、潜り堰を建設する案、アオ取水、これはいわゆる表層の水をとるのをアオ取水と呼んでおるわけでございますが、そういうアオ取水をする案、あるいは取水施設を上流に移設する案等々、これまで十分に比較検討を行ひまして、河口堰を建設することが最も効果的かつ現実的な方法であるというふうに考えておるところでございます。

また、これらの私が今御説明をさせていただきました内容に關しましては、平成四年七月、土木学会社会資本問題研究委員会から出されましたレポートでも、妥当であるとの評価をいただいております。

○高見委員 導水事業についてもあわせて質問を行います。

河口堰本体は実質的に九四%できてしまったという現実がございますが、事業全体としてはこれから行われる導水管事業などを考えると、まだ三分にも満たない。したがって、水需要に關するフルプランを検討し直すことも調査の項目としては最も重要なはずでございます。それを今回の調査に含めないのは大変おかしい。こうした視点が調査の項目として、あるいは調査が最終的に果たす役割として欠落しているのは遺憾でございます。

また、調査委員会での調査結果、特に塩害及び水需要に關する調査結果によつてはこの事業の推進そのものを見直すこともあり得るのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○尾田説明員 水資源、水需給関係でございますが、木曾川水系につきましては、「木曾川水系における水資源開発基本計画」というものが昨年、平成五年三月に閣議決定されたところでございまして、この計画は、水資源開発促進法にのっとりまして、内閣総理大臣が関係行政機関と協議をするとともに、関係県知事及び学識経験者から成ります水資源開発審議会の意見を聞いて作成されたものでございます。

このように水資源開発基本計画そのものは、法律に定められました所定の手続に基づいて策定されたものでございまして、今先生から御指摘がございました建設省並びに水公団が実施をいたしておりますこの一年かけての防災、環境、塩分等の調査に關しまして指導助言をいただいております調査委員会の調査項目としては当たらないかと考えておるところでございます。

○高見委員 二点目の私の問いにも答えていただきたいと存じます。

調査委員会での調査経過、特に繰り返しですが、塩害や水需要に關する調査というものをやらないうとこの調査の意味がない、ぜひやるべきである、そして、その結果によつてはこの事業の推進そのものを見直す、つまり、堰完成後の堰運営の是非に關して、お答えをいただきたい。

○尾田説明員 ただいま申し述べさせていただきましたように、水需要の必要性につきましては、昨年策定されたばかりの木曾川水系におきまして水資源開発基本計画においてその必要性が認められておるところでございます。これをこの調査委員会が検討するということは筋違いだと認識をいたしております。

そして、塩分の調査につきましては、これは先ほどの開発課長からの御答弁でも申しましたとおり、先ほど提出をされました四項目の中の二項目でございまして、調査委員会の方に報告をさせていただいて、委員の先生方の御意見をいただくというようにいたしておるところでございます。

○高見委員 ですから、しゅんせつによつて三千ヘクタール余りに影響が及ぶとする根拠や被害予想額及び減反面積など、それに対する幾つか考え得る代替案というふうなことに對する証明がこの委員会の中でできるといふことは、まだこれから課題なわけでしょう。そこで、できなかったこの河口堰はこれ以上推進するのにふさわしくない、こういう結論が出たらどうするかとお聞きしているんだ。

○尾田説明員 この一年をかねまして調査をいたしておるところでございますし、二十一名の専門の先生方から構成されます調査委員会の御指導、御助言を得ながら調査を進めておるところでございます。そういう中で、その調査の結果がどうなるかというのを私がここで申し述べるとは大変失礼なことではないかと思っております。

○高見委員 極めて遺憾な答えでございますが、調査というものは、本来、その事業の推進あるいは中止というものは、根本を見詰めたものでない、その調査の意味がない、私はこう思います。水は余っているというデータは山ほどございます。そして、その上で導水事業を行うということに關してのナンセンスさというのは当事者が一番よく御存じではないかというふうに思います。これは大変な税金のむだ遣いになるのではないかと。この件に關してはもう一度機会を改めて御質問をさせていただきます。

最後に、先ほど金田議員がおっしゃっていただきましたが、現在行われている調査委員会をより公正、公平に国民にとつて開かれたものにするために、国会議員や自然保護団体あるいは異議を唱えている学会、各種の市民団体などのオブザーバー出席を認めてほしいとお願ひをすると同時に、塩害や水需要に關する調査など、調査の充実のためにお願ひをする次第でございます。

あわせて、金田さんの質問について、委員会を科学的、客観的に運営したいので出席は認められないというふうな趣旨のことを建設省はおっしゃったようでございますが、これは一体どういうことでございますか。どうしてオブザーバーが聞いていると非科学的、非客観的になるのか。まさにこれは暴言と言わざるを得ないと思ひます。そして、それに対する回答を委員会に諮りませんが、お役人がそういう答えをするのも大変筋が違ひ、このように思ひますが、いかがでございますか。

○坂本説明員 まず、オブザーバー出席の件についてお答えをいたしたいと思います。

前建設大臣の指示に基づきまして、平成六年度一年間かけて防災、環境、塩分等の調査を実施しておりますところでございますが、調査そのものは公開で行うとともに、調査結果も公表することといたしております。これらの調査を科学的かつ客観的に行うために、二十一名の学識経験者から成る調査委員会を設置しまして、その指導助言を得ながら進めておるところでございます。

調査委員会の審議の概要につきましては、その都度座長というものを委員の中で互選をされまして、委員会終了後の報道関係者へ、ブリーフィングと申しておりますが、審議の概要を委員のその座長が御説明になっておられます。また、その際には委員会に提出をした資料も配付をして公表しておるところでございます。

このようにして現在調査委員会を運営しておりますわけでございますが、御質問の調査委員会へのオブザーバー出席につきましては、先ほど先生お話がございましたが、科学的かつ客観的に検討を行うという調査委員会の性格から見ても望ましくないものではないかというふうに私も考えております。しかし、以上は事務局としての見解でございますが、そういう要望がありましたことについては、委員の先生方の御意見も伺いたいと思っております。

次の、調査委員会の委員を追加したらどうかというところでございますが、この長良川河口堰調査委員会の委員の選定に当たりましては、環境、防災、塩分等の各分野にわたりまして、専門的な知識により幅広くかつ公平な検討が実施できることを基本として委員の選定に当たらせていただきました。最大限客観的な構成となるように努力したつもりでございます。現在の先生方で環境、防災、塩分等の各分野について十分な検討ができる構成になっていると考えております。

○高見委員 審議会を公開しない、調査委員会を公開しないというようなる種の閉鎖性というものが行政に対する不信を非常に大きなものにして

いる。この河口堰ももとはそういう行政の姿勢そのもの、よく言われるところの知らしむべからず、よらしむべしというようなその姿勢そのものが根本的な原因になっているという反省に立つて、積極的にオブザーバーの出席を逆に皆さんの方からお願いをする、その姿勢がなければ、日本の建設行政に限りませんけれども、行政というのはなかなか変わっていかないのでないか。そして、情報公開等も今随分言われるようになってまいりましたが、それこそが自主的に行っていく情報公開の第一歩ではないか、このように私は考える次第でございます。

建設省の皆さんに関しては、よくその辺をお考えただいて結論を出していただきたい、このように思う次第でございます。

続きまして、環境基本計画というふうなものがたまたま策定中でございますが、環境基本計画の閣議決定に当たり、各省庁の政策統合が十分行われることが期待をされております。その中で、本年一月に建設省が環境基本計画の策定を待たずに環境政策大綱を定めたのは、私には必ずしも望ましい姿勢とは思えません。このようなことが頻発すれば、環境行政のまとまりというものがつかなくなり、統制が困難になる。その上、ライジングをする中で国民向けのスタンドプレーにはなるかもしれないが、反面、環境庁が非常に訂正をさせにくくなる。環境行政の調和を乱し、かつ、ある意味では免罪符の役割を果たそうとする意図があるものではないかという疑いもございまして、その辺はいかがでございますでしょうか。

○森政府委員 建設省がごし初めに環境政策大綱というのを定めて公表されておられます。実は、この策定段階で私どもの方にもあらかじめお話がございました。私もその内容を拝見した上で、

といたします。私もその内容を拝見した上で、たまたま、建設省にもこの策定をお勧めをした経緯がございまして、これはむしろ私どもの考えでは、政府全体が積極的に環境政策に取り組んでいく一

つの流れをつくっていく、その一つのものではないかという考え方がございました。

一方、私も、今環境基本計画を策定すべく中央環境審議会において鋭意御審議を賜っております。その場にも実は建設省もヒアリングの一員として御参画になりまして、ただいまの建設大綱についても十分御説明がございました。それらを踏まえて、環境審議会の方では、それらを包含するような計画づくりということに向かって進んでいくということになるかと思っております。

○高見委員 環境基本計画は国家、日本国としての環境計画であり、環境政策大綱は建設省としての大綱でございます。もし両者の間にそごが生じることがあれば、環境基本計画が優先されるべきであると考えますが、いかがなものでございましょうか。これは環境庁、建設省、両方からお聞きしたい。

○森政府委員 環境基本計画は、政府全体の計画として閣議決定をもつて定めるという仕組みをとっております。それから、建設大綱の方は、建設省の政策としてお考えでございます。したがって、閣議決定をする段階では当然建設大臣も御参画になるわけでございます。その間にそごがあるようなものにはならないかと私も考えております。

○馬渡説明員 お答えいたします。

ただいま環境庁から御説明のあったとおりでございます。建設省といたしましては、この環境基本計画の策定に当たりましては、環境大臣の御指導をいただきながら積極的にその策定に参画をいたしていきたいと考えております。

○高見委員 続いて、フロンの問題をちょっとお尋ねいたします。

現在、環境問題が地球的な規模で問題になっております。その中の一つにフロンガスの問題がございまして。気象庁では現在四カ所の観測地点を設けて紫外線の量を測定しておりますが、観測地点において紫外線の量が増加傾向にあるという結果は出ておりませんか。

○推野説明員 お答えいたします。気象庁におきましては、筑波、札幌、鹿児島、那覇におきまして有害紫外線の観測を行っております。その結果によりますと、紫外線の量が増加しているという傾向は現在のところは認められません。

○高見委員 フロンガスの問題というのは、一九七四年六月にローランド教授とモリナ教授によりフロンガスのオゾン層破壊への影響に関する仮説が発表された。一九八四年にはジョージ・ファーマン氏が南極上空のオゾンの減少を指摘した。少なくとも南極のオゾンホール発見から十年が経過してまいります。南極のオゾンホールはさらに拡大をしていくにもかかわらず、残念ながら日本の観測体制というものはこの国の力に比して極めて貧しいものがある。

今後、紫外線量の増加が普通に考えられ予想されるようなものであります。九一年の環境影響パネル報告概要でも明らかに、UV-Bの方の紫外線の増加によってオゾンの量が一〇％減少することによって、白内障の発症例が世界的に百六十から百七十五万件増加するというふうに予想されております。これはもちろん数字が大きくなっているけれども幾何級数的にふえていくものでございます。また、皮膚がんの発症例が二六％も上昇すると予想されております。このように、人体に大きな影響の出る事項であるにもかかわらず、全国にたった四カ所しか観測地点がないということ自体が非常に問題ではないか。もっと観測地点をふやして正確なデータの把握に努めるべきではないかと思っております。いかがなものでしょうか。

○推野説明員 お答えいたします。オゾン層の破壊に伴います有害紫外線の増加は地球規模の問題でございます。世界気象機関は全球観測システムの充実に努めているところでございまして。我が国におきましては、これにこたえるために国内四カ所を設けて観測を行っているところでございまして、全球的に見まして我が国の観測システムが少ないという認識は持っております。

○高見委員 審議会を公開しない、調査委員会を公開しないというようなる種の閉鎖性というものが行政に対する不信を非常に大きなものにして

せん。

なお、観測成果につきましては、世界に先駆けまして世界紫外線データセンターへ提供する等の国際的な協力も行っているところでございます。

○高見委員 観測をするということには、ただ単なる科学的見地だけではなく、国民の皆さんに対する啓蒙的な見地というものも十分に踏まえて考えなければならぬと思います。また大気中に大量のフロンガスが残っており、今でもまだ垂れ流しが続いているわけでございます。紫外線量の増加が確実に予想される、それはイコールそのことでありまして、早急に予算措置を講じて、より充実した観測体制を強化をしていただきたい、このように思う次第でございます。

また、紫外線増加に関するデータのネットワークの構築や世界的な情報提携というふうなことも、今も取り組んでおられるようでございますが、ますます充実をしていただきたいと思っております。

そして、これはちょっと農水省絡みになるかもしれませんが、UV-B、有害紫外線が非常に増加してきた場合、植物あるいは生物に与える影響の研究というのはなされているのでありまじょうか。特に、人体もさることながら、主要農作物に対する影響評価というものはどうなっているのかをお尋ね申し上げます。

○榎野説明員 お答えいたします。

この種類のいわゆる有害紫外線が増加することによって影響を受けます諸問題につきましては、主として、私の理解によりまして環境庁さんを中心に行われているというふうに理解をいたしております。

○高見委員 それでは、環境庁の答弁をお願いいたします。

○澤村説明員 先ほど先生から紫外線の人の健康、それからたまたま生態系に与える影響はどうなっているかということでございますので、私の方からあわせてお答えを申し上げますので、私の環境庁におきましては、平成二年度より四年度

まで、二億三千万円を投じて、国立環境研究所、それから国立がんセンター研究所を初めいたしまして七つの試験研究機関におきまして、紫外線が人の健康それから植物、植物プランクトン、海藻に及ぼす影響に関する研究を実施してきております。

平成五年度から七年度までの三カ年におきましては、これまで得られました研究の成果を踏まえまして、さらに人の健康それから植物に及ぼす影響に関する研究を引き続き進めるとともに、新たに動物プランクトンそれから森林植生に及ぼす影響に関する研究を加えまして、生態系に与える影響に関する研究の一層の充実を図っていくということになっております。

○高見委員 私、各省庁随分訪ねて、こういって調査がないのかということでお尋ねをしました。が、実際極めて微々たる調査しか行われておられないというのが実態のようにお見受けいたします。国民生活にとって非常に重要な問題でございます。あるいは、人間が生きていくということにおいて重要な問題でございます。浜四津長官の指揮のもと一層御精励いただければと存じます。

○奥田委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 私は、長官の所信表明の中でも述べられている大気汚染対策について伺いたいと思っております。長官も所信表明の中で大気環境の保全の推進を述べておられますので、その点に期待をしてお伺いしたいと思います。

私は多摩の地域に住んでいます。私の住んでいるすぐ近くが交差点です。とても排気ガスがひどいんです。いつもそこを通るときはハンカチを鼻に当てて通るわけですから。それから、車で多摩の地域を活動しておりますけれども、今の時期だと窓をあけて風を入れた方がいいのですけれども、物すごい排気ガスを出しているトラックなどを閉めてクルーザーをかけるわけじゃない。これも省エネにならないし、健康にも悪いし、本当に

こうした自動車の公害問題というのは大変だということをお感じをいたしております。

東京の大気汚染については、大気汚染測定運動東京連絡会というところが、これは毎年やっているんですが、ちょうど今行っているところですが、昨年十二月のデータですが、都内一万七千四百四十カ所です。二酸化窒素を平均で測定しました。調査結果を見ますと、都内全域のNO₂の平均値が〇・六八ppm、区部が〇・七二ppm、多摩地域全体では〇・〇六ppmでした。でも多摩地域のワーストワンは、調布市の四百三十九カ所の平均値が〇・〇七三ppmで、幹線道路沿いでは〇・一ppmに達しています。そのほか、府中市が〇・〇六三、福生が〇・〇六四、日野が〇・〇五九などとなっております。多摩地域の汚染も深刻になっております。

その点について、東京で活動されておられる長官も多分そういう問題について共通認識ではないかというふうに思うのですけれども、長官のお考えを伺いたしたいと思います。

○浜四津国務大臣 ただいま岩佐先生からお話を伺いました。私も多摩地域に住んでおりますけれども、この東京都の大気汚染の現状につきましては、直近の調査結果であります平成四年度の大気汚染の状況報告によれば、二酸化硫黄そして一酸化炭素につきましては近年良好な状況が続いてはおりますが、二酸化窒素につきましては、環境基準を達成していない局の割合は減ったものの、環境基準の達成状況は依然低い水準で推移しているという報告になっております。

また、浮遊粒子状物質あるいは光化学オキシダントにつきましては、残念ながら依然厳しい状況で推移しているという現状を認識しております。今後、より一層この大気汚染の対策を強力に推進していく必要があるというふうに認識しております。

○岩佐委員 環境基本計画づくりが、六月中にも中間的な取りまとめが行われて、年末までには最終答申という方向で進んでいると聞いています。

自動車のNO_x対策としては、車種規制などによる総量削減対策、脱硝装置の実用化による局地汚染対策、軽油とガソリンの価格差の是正、東京など大都市への一極集中の是正などが必要だと思っております。また、SPMについても、汚染のメカニズムなどについて調査をして総合的な対策を実施することが必要だと思っております。

とりわけディーゼル排気微粒子、いわゆるDEPについては、重点的に対策を実施することがこの環境基本計画で期待をされているというふうに思いますが、環境庁のお考えを伺いたしたいと思います。

○松田(朗)政府委員 お答えいたします。今先生御指摘のように、大気汚染の問題、特に都会においては深刻な状態だと認識しておられるわけでございますが、その中で、今先生御指摘のDEP対策についてはまず申し上げたいと思っております。DEP対策につきましては、従来はSPM対策の一環という形でSPM対策を中心に行ってきたわけでございますが、しかし、その中で特にDEPが重要だということになりました。私もとしましては、これは、対策が重要だと認識しております。

具体的には、このDEPにつきましましては、従来黒煙を中心にしておりました単体規制を、平成元年の公害審の答申に基づきまして、短期目標がそこで示されたわけでございますが、その短期目標に基づきまして昨年からDEPの規制を開始したということでございます。さらに、長期目標につきましまして示されておりますが、これにつきましては、昨年の八月の評価委員会の報告に基づきまして、一部のディーゼル車については、平成九年ごろには目標を達成できるという見通しが立ちましたので、これについての所要の手続をこれから続けていくということでございます。

さらに、御指摘の大気汚染の問題につきましましては、やはりSPM全体についても重要だということでございます。これにつきましてはやはり現在測定局等々の問題がございますので、これにつきましても、数の問題あるいは配置の問題につい

でも検討を進めたいというふうに考えております。

○岩佐委員 その際に、DEPのいわゆる指針値、これを設定して総合的、計画的に実施をしていくということが必要だと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○松田(朗)政府委員 先ほど申しましたように、DEPはSPMの中に含まれているものでございす。従来、そのSPMというのは十ミクロン以下の大きさの粒子ということで来たわけでございす。その中のDEPというのはさらに小さな粒子だと。具体的には二ミクロンぐらいのものというふうに言われておるわけでございす。これににつきましては、これだけを測定するという技術がまだ開発されておられません。したがって、私も、まずそのDEPに焦点を合わせた測定法の確立をするということが大事だと考えております。

それから同時に、DEPについてのいろいろな健康の問題があります。それについては、具体的にDEPの中にどのような有害な化学物質があるかということと突きとめるような研究を進めていきたいというふうに思っております。

○岩佐委員 早く分析技術というものをきちんとして、それで指針値を決められるように進めていただきたいと思います。

自動車NO_xの削減目標値ですけれども、「特定地域において、二酸化窒素に係る大気環境基準を平成十二年度までに概ね達成すること」としてあります。「概ね」とは、特定地域にある測定局の九割で達成するとされております。この「概ね達成」という表現は、あたかも例外的な地点を除き達成できるかのような幻想を与えますが、実際に東京の幹線道路沿道にある自動車排気ガス測定局では、その半数が達成できない状態ではないでしょうか。その点についていかがでしょうか。

○松田(朗)政府委員 お答えいたします。御指摘のようにNO_x法の施行に基づきまして、現在NO_xの環境基準、これを達成しないと

ころをおおむね九割達成するんだということになっておるわけでございす。

この趣旨は、今先生の御指摘されたような特定の道路沿道とか交差点とか、特定の地域はこれは非常に難しいんじゃないかということもありまして、最初から一〇〇%という目標は掲げていないわけでございす。しかし、そのところについては、NO_x法に基づいてというだけではなくて、やはりそれに並行しまして、先生が最初申しましたような例えば脱硝装置の開発とか、あるいは交差点等における交通の問題とか、いろいろな総合的な対策をNO_x法の推進に並行してやりまして、そのおおむね九割の達成にプラスアルファということを目指したいと思っております。

○岩佐委員 しかし、その達成の裏づけというのは甚だ乏しいわけですね。例えば総量削減計画では、平成十二年までに、東京都が五万二千トン、三万三千トンに、埼玉では二万四千七百三十トンを二万二千五百トンに、千葉県が一万八千二百二十トンを一万五千二百二十トンに、神奈川県が三万百トンを二万一千七百トンに削減させるという目標を示しているのです。

しかし、この目標達成の根拠として挙げていることが、例えば物流の合理化とか環状道路の建設、それによって都内平均走行速度を上げるとか、あるいは電気自動車など低公害車を首都圏で二十万から二十五万台普及するなど、こういうことを挙げているわけですが、一つ一つ見れば必ずしも実効性の高いものとは言えません。

さらに車種規制も、二・五トン以上の車種を副室式ディーゼルのみとする。そうすると、五トン以上の車種は直噴式ディーゼルでいいということになっていきますから、五トン以上の直噴式ディーゼルにみないくんじやないか、大型化に拍車をかけるんじゃないか。そういう点で、よくなるのかどうかということも疑問があります。それに加えて、直噴式、例えば二トン車への適用というのは最高十二年まで猶予をされるとか、適用猶予だ

とか除外などとか、削減効果については本当に一つ一つ考えていくと、どうもやれるんだらうか、疑問だという思いがしてくるわけですが、その点についてはいかがですか。

○松田(朗)政府委員 お答えいたします。

今先生御指摘の、NO_x法に基づいていろいろな対策を打ち出すということで、特定の地域におきましては、NO_x削減計画というものが既に今御指摘の中心部でございました。

これによりまして、先ほどの、九割目標になっておりますが、それを実現するためには先生おっしゃるようないろいろな、本当にできるのかという御指摘があるのは事実でございます。

ただ私も、例えば今御指摘のディーゼル車の買いかえにつきましても、この猶予期間につきましても、これはいろいろな調査によりまして、大体買いかえの時期はどのくらいだろうかということも考慮しながら決めたものでございまして、私もこれはこの車種規制についてはかなり期待をしているというところでございす。

それから、ただあえて申しますれば、その中で一応私も重要な位置づけをしております低公害車の普及というものが、これが一番重大といえますか。難問じゃないかというふうに考えておりました。こういう低公害車の普及をさらに推進するということが一層の努力、むしろ最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

〔委員長退席、林(幹)委員長代理着席〕

○岩佐委員 大変すばつと適切ないい、そうかよくなるのかという自信が持てるようなどうも回答では余りないような気がいたします。

おおむね達成できるとみなされている測定局についてちょっと伺いたいと思うのですが、沿道環境の達成率を評価するのに全くふさわしくない測定法の仕方がされております。青梅街道の天沼自排局は高さ二十九メートル、道路からの距離五十メートルの位置にあります。明治通りの向島自排局は高さ十六メートル、距離八十五メートルの位置にあります。そして甲州街道の日野自排局は高さ

三・四メートル、距離三十メートルの位置にあります。東京都内で、道路から二十メートル以上離れている測定局が十二カ所、十五メートル以上の高さにある測定局が四カ所あるなど、道路沿線一般市民が通常の生活をしている場所と言える、道路から五メートル、地上二・五メートルの位置にはほど近い状況となっております。現在の測定局の位置を道路五メートル、地上二・五メートルの位置に修正したとすれば、これらの大部分が環境基準を超過するのではないかとというふうに思うのでございます。その点いかがでしょうか。

○松田(朗)政府委員 お答えいたします。

先生今御指摘の大気汚染測定局で、特に自動車排出ガス測定局の問題であると思っております。この自動車排出ガス測定局、いわゆる自排局と言っておりますが、これの配置につきましては、自治体に対しまして、交通頻繁な道路または交差点の周辺であつて、人が常時生活し活動している場所、またはこれに近接した場所を選定する、こういう形で配置を決めるようにというふうなことで指示をしているわけでございす。このように文書で自治体の判断が非常に影響しまして、先生御指摘のように、全国ベースで見ますといろいろな設置のされ方がされている現状でございす。

そういう御指摘も踏まえまして、ことしの三月でございますが、自排局の配置等に関する検討会というものを設置いたしまして、この場におきまして、今先生御指摘のような問題、すなわち自排局の適正な配置のあり方について検討をしていきたいというふうに考えておるわけでございす。

○岩佐委員 東京都の監査委員会の報告書でも、一般大気測定局三十九局、自排局三十二局のうち、測定位置が高過ぎるもの二十五局、自排局を沿道に設置すべきなのに道路に設置されているもの二局、道路から離れ過ぎているもの五局、高さ、距離とも適合しない自排局が四局となつておるのです。九一年に監査委員会から指摘をされていても、依然として改善されていないのです。今言われた環境庁の原則として地上二・五メー

ター以上十メートル以下の高さで行うという通達
は、七三年に出ているのです。本当にそれから
随分たっているのですけれども、放置をされてい
る。三月に検討会が設置をされたということだ
から、大いに期待をしたいというふうに思います
けれども、一体どのぐらいのめどでこのことをさ
ちんとやっていけるのか、お伺いしておきたい
と思います。

○松田朗 政府委員 今申し上げました検討会、
このメンバーの中には東京都の環境保全局の方
にも入っていただいておりますし、ほかの自治体
でも特にそういう問題を考えている方の御意見を
聞く仕組みになっております。したがって、その
検討の中身については、先生の申されたような
問題点が十分に議論されているというふうに考
えております。

したがって、発足がことしの三月でござい
ますから、私もとしては少し早くというふう
に考えておりますが、やはり今年度じゅうい
っぱい検討しまして、来年度というふうに考
えております。

○岩佐委員 環境基本計画に、先ほどの議論
で、おむね達成ということでありませうけれど
も、これはもう本当に裏づけに乏しい目標だとい
うに思います。達成するための削減目標を明確に
する、抜本的な規制の強化や自動車メーカーの排
ガスデータの情報公開を盛り込むこと、そして、
何よりも沿道の住民、とりわけ公害患者の救済の
方策を示すこと、このことがとても大事だとい
うふうに思います。

ことし、全国的に大きな影響を与えましたけ
れども、三月二十三日、岡山地裁の倉敷公害訴訟判
決で、NO₂と健康被害との因果関係を明確に認
めました。自動車の排ガスも汚染源に加えたとい
うことは大変重要な意義を持つものだというふう
に思います。環境庁として、NO₂と健康被害と
の因果関係を認めたこの判決をどう受けとめてお
られるのか、伺っておきたいと思っております。

〔林（幹）委員長代理退席、委員長着席〕

○野村（陳）政府委員 お答え申し上げます。

ただいま委員から、ことしの三月の水島訴訟、
倉敷の訴訟の判決についてのお尋ねがございま
した。そこにおいてNO₂と健康影響との因果関係
が認められたというように御指摘になったわけで
ございまして、よくよく私もこの判決を読ませ
ていただきました。昭和三十年代から四十年代に
かけては、二酸化硫黄並びに二酸化窒素の関係
もあつたわけでございまして、これらが総合的に
健康影響があつたというように判断をしていると
いうふうな考えられるわけでございまして、五十
年代における大気汚染が健康影響があつた、要す
るにNO_xが健康影響が個別にあつたというよう
には判断してはいないというように私は理解し
ております。

○岩佐委員 それはちよつとおかしいのではない
ですか。この判決は、自動車の排ガス、これをそ
の汚染源に加えて、そしてその健康被害との因果
関係を認めるという内容になっているわけですか
ら、その点について、何か判決を真つ正面から受
けとめないということになると、これはもうえら
く大変なことになるといふふうに思いますけれ
ども、どうなのですか。

○野村（陳）政府委員 繰り返しお話し申し上げ
わけでございますけれども、NO_x関係の汚染が
問題になりましたのは五十年代以降でございま
した。この倉敷訴訟の原告の方々が発症等いたしま
したのは三十年代から四十年代にかけてでござい
ますので、したがって、この判決におきまし
ても、五十年代におけるNO_xと健康影響との関
係を論じたものというように私は理解してい
ないというところでございまして。

○岩佐委員 そのところは、私たちは、自動車
の排ガスというものを汚染源に加えたということ
ですから、三十年代、四十年代で、だつて別に工
場だけではなくていろいろ自動車の排ガスもある
でしょうし、五十年代以降ひどくなったから、そ
れがそういう患者でないから排ガスが入ってない
んだというような理屈にはならないというふう

思いますので、そこは本当にしっかりとこの判決
を受けとめていただきたい。そういうこと
でないと、これから環境庁の大気汚染公害に対す
る対応というのが非常に変わってくるというふう
に思うのです。

それで、これはもう前から議論しているところ
ですけれども、八六年の中央公害対策審議会専門
委員会の報告で、NO₂と健康被害の関係は否定
できないというふうにしていた委員会報告ですけ
れども、これを環境庁は健康への被害はないとい
うふうに読んで、そして八七年に指定地域を解除
をしたわけですね。

ところが、ことし一月の川崎公害の訴訟で、八
六年の報告書づくりに関わってきた福富和夫国
立公衆衛生院の研究員は、報告書は関係ありを意
味したという証言を行っているのです。これはも
う随分古くから議論してきているところですけれ
ども、これももうまさに環境庁が、そういう健康
への被害が否定できないというものを、被害はな
いというふうに言つたと解釈をしている。こうい
うことでいくと、本当にこれからの対策が危ぶま
れるということになるので、その点しっかりと受
けとめていただきたいと思います。

○松田（朗）政府委員 先生御指摘のNO_xの健康
影響についてでございますが、中公審のかつての
専門委員会でもさし御指摘のような報告がありま
して、私もその報告の中から、やはりNO_x
というのは健康にとつて重要なファクターとい
いますか、を持っているというふうに感じておりま
す。

したがって、これに基づきまして、あるい
はこれをもとにしまして裁判関係ではいろいろ解
釈がなされておりますが、私もNO_xとい
うものについては、裁判でどういふ結果が示され
ましようとも、NO_x対策をより強力に進めてい
きたいというふうに思っております。

○岩佐委員 この八七年に指定地域が解除された
以降、東京都の公害認定患者数というのは、十八
歳未満が対象ですけれども、八一年に四万一千百

九十五人だったものが、これは全国の半数くら
いに当たるのですけれども、九二年には六万六千二
百五十五人にもなっているわけです。ですから、
指定地域を解除したからといって、患者さんが減
るわけじゃなくて、むしろふえているということ
です。今お答えがあつたように、NO_xと健康影
響については、本当にもうこういうデータ的にも
はっきりしてきているのです。

それから、九一年八月の東京都衛生局の大気汚
染保健対策に係る健康影響調査でも、あるいは同
年十二月の環境庁の大気汚染健康影響継続観察調
査などの結果でも明らかになっているわけです。

ちよつと何か新聞にあれこれ出ていましたけれ
ども、ディーゼル車の排ガス微粒子が、国立の環
境研などでのマウス実験で肺がんの発生を裏証し
たと、これがことしに入つて五月の新聞記事で見
られますし、それから東京都の例について言うと、
これはマウスでなくて人の調査で、「ディーゼル
排ガスと関係か」ということで、「がん死の肺に
あやしい物質」「肺がんが死亡した人の肺には、
ほかの原因で死亡した人の肺に比べ、ディーゼル
車の排ガスなどに含まれる炭粉やベンツピレンな
どの物質が多く蓄積されていることが、東京都衛
生研究所の調査でわかった。」というような事態
になっております。

ですから、先ほどから話があるように、SPM
の問題あるいはDEPの問題、こういう問題に重
点的に取り組む必要があるという自覚のもとにや
られておられるんだと思えますけれども、同時に
私は、先ほど申し上げたように、八七年に指定地
域を解除をするということをやったわけですが、
その後こういうふうな患者さんがふえている、そ
してこれからもふえる、そういう状態が危惧をさ
れるわけです。

あの当時やりとりをされましたけれども、もし
そういう事態になれば環境庁として指定地域の解除
は見直すんだというふうな、そういうことを中曾
根総理大臣が答弁をしているわけです。この点に
ついて環境庁としてどう考えられるのか、お答え

をいただきたいと思ひます。

○野村憲一 政府委員 お答えを申し上げます。

御指摘いただきましたが、公健法の旧指定地域にかかわる地方自治体の中には、小児ぜんそく患者の健康回復等さまざまな目的で、それぞれの要件のもとに、ぜんそく等の患者を対象として医療費の自己負担分の助成等の措置を独自に講じているところもあると私も承知をいたしております。

そこで、先生、大気汚染の深刻化によってこの患者の増加があったというようにお話ししたいわけですが、一つには、現在の大気汚染の状況というのは、昭和六十一年の中央公害対策審議会の答申におきまして言われていることと一致いたしますけれども、大気汚染がぜんそく等の疾病の主たる原因となすものとは考えられないとされた汚染の状況と現在が基本的な変わりがないということが一つでございます。

それから、二つには、先生も御案内だと思ひますけれども、ぜんそく等の疾病と申しますのは、大気汚染だけではなくて、例えばダニでありますとかカビ、あるいは喫煙等の習慣によっても発症するわけでございます。そういう観点からすれば、いわゆる非特異的な疾患であるということも言えるわけでございます。こういうことから、たとえ先ほどお話しになったような自治体独自の制度による対象者が増加をいたしたといたしまして、大気汚染が深刻化したことによつてこの患者さん方がふえたということはなかなか解釈としては難しいのではないかと考えております。

なお、公健法の第一種地域の再指定ができないのだからかという御質問でございますけれども、先ほど触れましたが、現在の大気汚染の状況というのは、昭和六十一年の中央公害対策審議会の答申におきまして、当時の大気汚染の状況ということになりますけれども、ぜんそく等の疾病の主たる原因となすものと考えられないとされた状況と現在とは基本的に変わらないと認識をしております。

して、第一種地域の再指定が必要というように私ども考えていないところでございます。

しかしながら、私ももともといたしましては、今後とも大気汚染防止対策を一層推進いたしますとともに、健康被害予防事業の実施でありますとかあるいは予防のための調査研究の推進等、総合的な環境保健施策を推進することによりまして、大気汚染による健康被害の予防に万全を期したい、そのように考えているところでございます。

○岩佐委員 環境庁、依然として頭が痛いというふうに思ひます。

東京でいえば、移動発生源が汚染の大体七割を占めているという状況です。そういう中で先ほどの東京都の十八歳未満のぜんそく患者がふえている。その間にダニとかそのほかの要因がふえてふえたというふうなデータがあるわけではなくて、むしろ大気汚染がひどくなっている。それはもうはつきりしているわけですから、時代がどんどん進んでいて、そしてDEPの問題だつて最近になってこういうふうな研究が進んできているわけですから、本当に国民の健康を守るという立場できちんと環境庁としてやってもらいたいと思うのです。

公健法の改悪のときに私もかかりましたけれども、企業がトータルで一千億円のお金を出すとしようというところで、もうたまたまというふうなそんな背景もあつて、公健法の指定地域の解除というふうなことがされたという背景もあります。そのお金を出すのがたまたまのだったから、そうでない方法ですね、汚染を減らしていくというところにむつと方向を向けていくのが本当だと思ひます。そういう点で、環境庁としてそういう方向に向けていく役割というものがとても大事だと思ひます。この点について長官のお考えをちょっと伺つておきたいというふうに思ひます。

○浜四津国務大臣 ただいまお話がありましたように、大気汚染の防止というのは国民の健康にかかわる重大な課題というふうな認識をしております。

私としては、大気汚染による健康影響の生じないように、今後とも自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進、また、自動車のNOx法の効果的な実施に特に力を入れるほか、工場に対する規制も行う等によりまして、大気汚染防止対策の推進に全力を尽くしてまいりたいと思つております。

また、今お話がありましたように確かに、車等の移動発生源が原因の汚染が七割というお話がございましたけれども、近時のこの都市型あるいは生活型環境問題、産業のみならず私たち国民一人一人の日常生活から広くその原因が生じている。時には私たちが被害者になり、あるいは同時に加害者になる。車を運転することもある、あるいはその被害を受けることもある。そんな意味もありまして、こうした環境問題解決のためには、本当に各層各主体、国民の皆様、そしてまた事業者、そしてまた地方公共団体、あるいは国が本当に力を合わせて取り組まなければ本当の解決はできないというふうな考えをしております。

いづれにいたしましても、環境庁として、先ほど申し上げましたような施策の推進に全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

○岩佐委員 最後に、先ほど同僚議員から質疑がされましたけれども、青森県の八戸製鉄所の鉱滓問題について一言伺ひたいと思ひます。

八戸製鉄は、これまで鉱滓を百三十五万トンも出していながら自社の処分場を持たないという異例の企業です。とてもお行儀が悪いという感じがするのですけれども、これでは到底事業者の企業責任を果たしているとは言えないと思ひます。それだけ皆さん、ちゃんと企業として自社の処分場を持ちながらやっている。外注する場合もあつても、全く自分がやらないというところは珍しいわけですね。

いづれにしても、先ほど、リサイクルのガイドラインづくりがされるということですが、これこそした鉱滓問題がこれから全国的にも大きな問題になっていくということで、ぜひリサイクルの

国のガイドラインを早くつくつて、きちつとしていただきたいというふうに思ひます。

個別問題について、八戸の製鉄所の問題で一つだけ確認をしておきたいのですけれども、六戸町金矢というところで八戸製鉄が無届けで鉱滓堆積場を持っているわけですね。無届けで捨てたということですね。十二万トンそれがあるのです。直ちにこれを撤去をするよう、県当局とか八戸製鉄を指導する必要があるというふうに思ひます。

聞くところによると、鋼矢板を打ち込んで排水路をつけた。そういうことでこのまま行つてしまつと、永久にそこに保管をするというか、そこに居座つてしまつてというような危険もあるような気がいたしますので、ぜひそういうことがないように指導していただきたいというふうに思ひます。

厚生省にも来ていただいておりますので、厚生省、環境庁それぞれ御答弁いただきたいと思ひます。

○飯島説明員 御説明いたします。

先生御指摘の金矢の堆積場の鉱滓につきましては、廃棄物として見るか、あるいは有価物として見るかどうか議論のあるところでございます。特に、この鉱滓が今後においても有価物として販売、利用できるかにつきましては、さらに検討する必要がありますかと考えられますので、排出事業者の今後の鉱滓の販売計画などをよく県に審査してもらつて、有価物としての扱いが適当かどうか判断する必要がありますと思ひます。

仮に廃棄物であると判断される場合には、廃棄物処理法に基づきまして適正な保管、安全な処理、処分、これが行われる必要がございます。その旨、県を指導してまいります。また、廃棄物ではなくて有価物と判断される場合でも、必要に応じて関係部局と連携して、環境保全に支障が生じないよう対応するよう、環境庁とも連絡をとりつつ青森県を指導してまいりたいと思ひます。

○岩佐委員 環境庁から答弁をもらう前にちよつ

と。余りにもひどいものだから。

先ほど同僚議員からも指摘があったと思いますが、八戸製錬は売れないから、もうただであちこちに、校庭なんか持っているって、そこを処分場みたいにしたことからこの事件が発しているわけですね。大体、販売先なんというのは求められるはずもないものだというふうに思います。そういう点で、厚生省のそういう、企業の肩を持つて、いつまでもそこにいらつしやいみたいな考え方というのは本当におかしいと思うので、大抵期限も切らないわけでしょう。有価物として、何十年先になるかわからないけれども、販売いたします、いたしますと言っている間置けるということになるわけですから、とんでもないことだと思えます。そのことを、答えをもうと時間がかかるかもしれないので、申し上げて、ちょっと環境庁の考え方を伺いたいと思います。

○野中政府委員 御指摘の六戸町の金矢堆積場に堆積されました鉱滓でございますが、これにより周辺の公共用水域あるいは地下水等の汚染が生じないように適切に処理することは、先生御指摘のとおり極めて重要なことであるというふうに私も考えているわけでございます。

青森県におきましては、こういう観点から事業者に対する指導が行われておりまして、現在、汚染防止対策も講じられていくわけでございまして、また同時に、県によります継続的な環境モニタリングというものも実施をしているところでございます。

したがって、環境庁といたしましては、こうした対策が確実に実施されますように、その実施状況を見守りながら、青森県に対して必要な指導あるいは助言といったようなものを行ってまいりたいというふうに考えております。

○岩佐委員 この十二万トン、もう置いたら置き得ないな、捨てたら捨て得ないな、そんなことにならないように、環境庁それから厚生省、相談をしていただいて、ぜひしっかりと対応していただくことをくれぐれも要望しまして、質問を終

わりたいと思います。

○奥田委員長 次に、内閣提出、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。浜四津環境庁長

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○浜四津国務大臣 ただいま議題となりました絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

野生動植物は、人類の生存基盤である生態系を構成する基本的な要素であるとともに、人間生活にさまざまな恵みをもたらすものであり、絶滅のおそれのある種の保存は喫緊の課題であります。このため、政府においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、国内に生息する国内希少野生動植物種について、捕獲及び譲り渡し等を規制するとともに、生息地の保護等を図り、また、国際的に協力して保護を図るべき国際希少野生動植物種について、輸出入及び譲り渡し等を規制してきたところであります。

現行法による譲り渡し等の規制の対象は、希少野生動植物種の生きている個体及び個体全体の標本またははく製であります。これらの種を取り巻く状況にかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引の適正化を図り、これらの種の保存に万全を期するためには、個体の一部分やそれらの加工品にまで規制の対象を拡大することが課題であります。なお、この旨は、現行法の御審議の際にも、検討すべきとの附帯決議をいただいたところであります。

本法は、こうした状況を踏まえ、希少野生動植物種の個体の特定の器官及びその加工品の流通を適正化するための所要の規定を整備し、これらの種の保存の一層の推進を図ろうとするものであります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、絶滅のおそれのある野生動植物の譲り渡し等に係る規制の対象を、希少野生動植物種の個体に加え、その器官及びこれらの加工品に拡大いたします。これに伴い、現行法における個体の所有者の義務、譲り渡し等の禁止、輸出入の禁止、陳列の禁止等の規定を、希少野生動植物種の器官及び加工品に対しても適用することといたします。

第二に、これらの器官及び加工品のうち、人工繁殖させたもの等適法に入手されたものについては、個体の場合と同様、登録を受けた譲り渡し等ができることとし、本邦内で原材料として使用されているものについては、一括して事前登録の手續にすることができるといたします。

第三に、原材料として使用されている器官等については、その譲り渡し等を伴う業務を行う事業者に対して、届け出及び記帳を義務づけることとすると、事業者がこれを分割した場合に、管理票を付して譲り渡し等を行うことができることといたします。

第四に、このような適正な経路を経て製造された製品については、適正に入手された原材料に係るものである旨の認定を行うとともに、これを証する標章を発行する制度を設けることといたします。

なお、この法律案につきましては、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたします。

以上が、本法の提案理由及びその内容の概要であります。

○奥田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る七日火曜日午後三時十分理事會、午後三時二十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十一分散会

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「個体の取扱い」を「個体等の取扱い」に、「個体の所有者」を「個体等の所有者」に、「譲渡し等」を「及び個体等の譲渡し等」に、「個体の登録」を「個体等の登録等」に、「第四節 特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制（第三十条―第三十三条）」を「第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制（第三十条―第三十三条）」に、「第五節 適正に入手された原材料に係る製品で第三十三条の二―第三十三条の五のある旨の認定等（第三十三条の六―第三十三条の十四）」に改める。

第十四 第六条第二項第三号中「並びに個体、卵及び種子の加工品で、政令で定めるもの（第三十条第二項において「加工品等」という。）を含む」を「であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。」及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づき種の保存のための措置を講ずる必要がある、かつ、種を容易に識別することができないもの）であつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。」並びにこれらの加工品（種を容易に識別すること

ができるものであつて政令で定めるものに限る」に改める。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「個体」を「個体等」に改める。

第七条の見出し中「個体」を「個体等」に改め、同条中「希少野生動植物種の個体」の下に「若しくはその器官又はこれらの加工品以下「個体等」と総称する。」を加え、「その個体」を「その個体等」に改める。

第八条中「個体」を「個体等」に改める。

第二章第二節の節名中「譲渡し等」を「及び個体等の譲渡し等」に改める。

第十二条第一項各号列記以外の部分及び第二号中「個体」を「個体等」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「個体」を「個体等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「個体」を「個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「個体」の下に「若しくはその個体の器官又はこれらの加工品」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合

第十二条第二項中「前項第五号又は第六号」を「前項第六号又は第七号」に改める。

第十三条第一項中「個体」を「個体等」に、「第六号」を「第七号」に改め、同条第三項第二号中「個体」を「個体等種の保存のため」に改め、同条第四項中「引取りに係る個体」を「引取りに係る個体等」に改める。

第十五条及び第十六条中「個体」を「個体等」に改める。

に改める。

第十七条中「希少野生動植物種の個体」を「希少野生動植物種の個体等」に、「特定国内希少野生動植物種の個体」を「特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等」に、「個体及び」を「個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品」に、「国際希少野生動植物種の個体」を「国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等」に改める。

第十八条中「個体」を「個体等」に改める。

第十九条第一項中「個体の取扱い」を「個体等の取扱い」に、「譲渡し等」を「若しくは個体等の譲渡し等」に、「個体」を「個体等」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「個体」を「個体等」に改める。

第二章第三節の節名中「個体の登録」を「個体等の登録等」に改める。

第二十条の見出し中「個体」を「個体等」に改め、同条第一項中「個体」を「個体等」に、「繁殖させたもの」を「繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品」に改め、「政令で定めるもの」の下に「以下この章において「登録要件」という。」を加え、同条第二項中「以下この節及び第五十九条第三号」に改め、同条第四項中「個体」を「個体等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（原材料器官等に係る事前登録）

第二十条の二 一年間につき政令で定める数以上の登録要件に該当する原材料器官等（特定器官等を除く。）の譲渡し又は引渡しをしようとする者は、あらかじめ、その譲渡し又は引渡しをしようとする原材料器官等の種別、数、予定する入手先その他の事項で総理府令で定めるものについて環境庁長官の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 次条第六項の規定による返納命令を受けた日から起算して二年を経過しない者

2 前項の登録（以下この節並びに第五十九条第三号及び第四号において「事前登録」という。）を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に事前登録の申請をしなければならない。

3 環境庁長官は、事前登録をしたときは、その申請をした者に対し、総理府令で定めるところにより、事前登録に係る原材料器官等の数に応じた枚数の事前登録済証を交付しなければならない。

4 前条第五項の規定は、第二項の総理府令の制定又は改廃について準用する。

（事前登録を受けた者の遵守事項等）

第二十条の三 事前登録を受けた者は、事前登録をした事項に適合する原材料器官等の譲渡し又は引渡しをしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その譲渡し又は引渡しをする原材料器官等ごとに前条第三項の事前登録済証（以下この節及び第五十九条第四号において「事前登録済証」という。）に必要な事項の記載をし、これをその原材料器官等に添付しなければならない。ただし、事前登録を受けた日から起算して一年を経過した日以後においては、その記載をしなければならない。

2 事前登録を受けた者は、総理府令で定めるところにより、三月を経過するごとに、その間に譲渡し又は引渡しをした事前登録に係る原材料器官等に関し環境庁長官に必要な事項を報告しなければならない。

3 事前登録を受けた者は、事前登録を受けた日から起算して一年を経過したときは、総理府令で定めるところにより、その間に第一項本文の規定により記載をしなかつた事前登録済証を環

境庁長官に返納しなければならない。

4 環境庁長官は、事前登録を受けた者が、事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第一項本文に規定する記載をし、若しくは虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をし、又は事前登録に係る原材料器官等若しくは事前登録済証に関し次条第一項から第三項まで若しくは第二十二条第一項の規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、第一項本文の規定により記載をすることを禁止することができる。

5 環境庁長官は、事前登録を受けた者が前条第一項第一号に該当するに至つたときは、その者に対し、その事前登録に係る事前登録済証の返納を命じなければならない。

6 環境庁長官は、事前登録を受けた者が第四項の規定による命令に違反した場合において必要があると認めるときは、その者に対し、その命令に係る事前登録に係る事前登録済証の返納を命ずることができる。

7 環境庁長官は、この条の規定の施行に必要な限度において、事前登録を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。

第二十一条の見出し中「登録個体」を「登録個体等」に、「登録票」を「登録票等」に改め、同条第一項中「登録を受けた」を「登録又は事前登録（以下この章において「登録等」という。）に係る」に、「個体」を「個体等」に改め、「登録票」の下に「又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証（以下この章において「登録票等」という。）」を加え、同条第二項中「登録を受けた」を「登録等に係る」に、「個体」を「個体等」に、「登録票」を「登録票等」に改め、同条第三項中「登録票」を「登録票等」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第四項中「登録を受けた」を「登録等に係る」に、「個体」を「個体等」に改め、「引取りをした者」の下に「事前登録を

受けた者から、その事前登録に係る原材料器官等に
に係る前条第一項本文の規定により記載をされた
事前登録済証とともにその原材料器官等の譲受け
又は引取りをした者を除く。」「三十日」の
下に「（事前登録に係る原材料器官等の譲受け又
は引取りをした者にあつては、三月）を加える。
第二十二条の見出し中「登録票」を「登録票等」
に改め、同条第一項中「登録票（を）登録票
等（に）」、「三十日」を「登録票にあつては三十
日、事前登録済証にあつては三月」に改め、同
項第一号中「登録票」を「登録票等」に、「個体」
を「個体等」に改め、同条第二項中「個体」を「個
体等」に改める。

第二十三条第一項中「前三条」を「第二十条か
ら前条まで（第二十条の三第四項から第七項まで
を除く。第五項において同じ。）」に、「個体」を「個
体等」に改め、同条第三項中「個体」を「個体等」
に改め、同条第五項中「前三条」を「第二十条か
ら前条まで」に改める。

第二十九条第一項第一号中「登録」を「登録等」
に改める。

第四節 特定国内希少野生動植物種の個体の
譲渡し等に係る事業の規制を「第四節 特定国
内種事業及び特定国際種事業の規制」に改める。
第二章第四節第三十条の前に次の款名を付す
る。

第一款 特定国内種事業の規制

第三十条の見出し中「特定事業」を「特定国内
種事業」に改め、同条第一項中「個体」を「個体
等」に、「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、
同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」
に、「加工品等」を「加工品」に、「特定大臣」を
「特定国内種関係大臣」に改め、同条第三項中「特
定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第五
項中「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改
める。

第三十一条の見出し中「特定事業」を「特定国
内種事業」に改め、同条第一項中「特定事業」を
「特定国内種事業」に、「個体」を「個体等」の

に改め、同項第一号中「個体が繁殖させたもの」
を「個体等が繁殖させた個体若しくはその個体
の器官若しくはこれらの加工品（次号において「繁
殖に係る個体等」という。）に、「採取されたもの」
を「採取された個体若しくはその個体の器官若し
くはこれらの加工品（第三号において「捕獲又は
採取に係る個体等」という。）に改め、同項第二
号中「個体」を「個体等」に、「繁殖させたもの」
を「繁殖に係る個体等」に改め、同項第三号中「個
体」を「個体等」に、「捕獲され、又は採取され
たもの」を「捕獲又は採取に係る個体等」に改め、
同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」
に、「個体」を「個体等」に改め、同条第三項中「特
定事業」を「特定国内種事業」に、「特定大臣」
を「特定国内種関係大臣」に改める。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「特定事
業」を「特定国内種事業」に改め、同条第二項中
「特定事業」を「特定国内種事業」に、「個体」を
「個体等」に改め、同条第三項中「特定事業」を「特
定国内種事業」に、「特定大臣」を「特定国内種
関係大臣」に改める。

第三十三条第一項中「特定事業」を「特定国内
種事業」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特
定国内種事業」に、「特定大臣」を「特定国内種
関係大臣」に改める。

第二章第四節第三十三条の次に次の一款を加
える。

第二款 特定国際種事業の規制

（特定国際種事業の届出）

第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で
定める特定器官等であつてその形態、大きさそ
の他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政
令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引
渡しの業務を伴う事業（以下この章及び第六十
一条第二号において「特定国際種事業」という。）
を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる
事項を、環境庁長官及び特定器官等の種別に応
じて政令で定める大臣（以下この章において「特
定国際種関係大臣」という。）に届け出なければ

ならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行
うための施設の名称及び所在地

三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定
器官等の種別

四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣
及び特定国際種関係大臣の発する命令で定め
る事項

（特定国際種事業を行う者の遵守事項）

第三十三条の三 前条の規定による届出をして特
定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業
に関し特定器官等の譲受け又は引取りをするこ
ときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏
名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人で
ある場合にはその代表者の氏名を確認すると
ともに、その特定器官等に第三十三条の六第一項
の管理票が付されていない場合にあつては、そ
の譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手
先を聴取しなければならない。

2 前条の規定による届出をして特定国際種事業
を行う者は、内閣総理大臣及び特定国際種関係
大臣の発する命令で定めるところにより、前項
の規定により確認し又は聴取した事項その他特
定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載
し、及びこれを保存しなければならない。

（特定国際種事業を行う者に対する指示等）

第三十三条の四 環境庁長官及び特定国際種関係
大臣は、第三十三条の二の規定による届出をし
て特定国際種事業を行う者が前条の規定に違反
した場合においてその特定国際種事業を適正化
して希少野生動植物種の保存に資するため必要
があると認めるときは、その者に對し、同条の
規定が遵守されることを確保するため必要な事
項について指示をすることができる。

2 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、第三
十三条の二の規定による届出をして特定国際種
事業を行う者が前項の指示に違反した場合にお

いてその特定国際種事業を適正化して希少野生
動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと
認めるときは、その者に對し、三月を超えない
範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に
係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全
部又は一部の停止を命ずることができる。

（準用）

第三十三条の五 第三十条第三項の規定は第三十
三条の二の規定による届出をした者について、
第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定
による届出について、第三十三条第一項、第三
項及び第四項の規定は特定国際種事業について
準用する。この場合において、第三十条第三項
中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種
事業」と、「農林水産大臣」とあるのは「特定
国際種関係大臣」と、同条第四項中「総理府令、
農林水産省令」とあるのは「内閣総理大臣及び
特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十
三条第一項中「農林水産大臣」とあるのは「特
定国際種関係大臣」と読み替へるものとする。

第二章に次の一節を加える。

第五節 適正に入手された原材料に係る 製品である旨の認定等

（管理票の作成及び取扱い）

第三十三条の六 第三十三条の二の規定による届
出をして特定国際種事業を行う者は、その特定
国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当す
る場合には、内閣総理大臣及び特定国際種関係
大臣の発する命令で定めるところにより、特定
器官等（次条第一項の製品の原材料となるもの
に限る。）の入手の経緯等に関し必要な事項を
記載した管理票を作成することができる。

一 その個体等に係る登録票等とともに譲り受
け、又は引き取った原材料器官等の分割によ
り得られた部分である特定器官等の譲渡し又
は引渡しをする場合

二 その特定器官等に係る管理票とともに譲り
受け、又は引き取った特定器官等の分割によ
り得られた部分である特定器官等の譲渡し又

は引渡しをする場合

三 前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

2 前項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しは、その管理票とともにするものとする。

3 第一項の管理票の譲渡し又は引渡しは、その管理票に係る特定器官等とともにするものとする。

4 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業を行う者が第一項各号に掲げる場合以外の場合に同項の管理票を作成し、又は虚偽の事項を記載した同項の管理票を作成した場合において必要があると認めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その者が同項の規定により管理票を作成することを禁止することができる。

(適正)に入手された原材料に係る製品である旨の認定

第三十三条の七 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、原材料器官等を原材料として製造された政令で定める製品(登録等を受けることができるものを除く。)の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすることができる。

2 前項の認定は、次に掲げる場合に限り、することができる。

一 申請者が、その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関し前条第一項の規定により作成された管理票とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

二 申請者が、その製品の原材料である原材料器官等を、その原材料器官等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

三 前二号に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

3 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、第一項の認定をしたときは、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その申請をした者に対し、申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標準を交付しなければならない。

4 前項の標準は、その標準に係る認定を受けた製品以外の物に取り付けてはならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の認定及び第三項の標準に関し必要な事項は、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

(指定認定機関)

第三十三条の八 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境庁長官及び特定国際種関係大臣の事務(以下この節及び第六十三条第一号において「認定関係事務」という。)を、民法第三十四条の規定により設立された法人でその認定関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境庁長官及び特定国際種関係大臣がその申請により指定するものに行わせることができる。

2 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)をしてはならない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち次のイ又はロのいずれかに該当する者があること。

イ この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 第三十三条の十一第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3 指定を受けた法人(以下この節及び第六十三条において「指定認定機関」という。)がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「環境庁長官及び特定国際種関係大臣」とあるのは、「指定認定機関」とする。

(指定認定機関の遵守事項)

第三十三条の九 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境庁長官及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく)環境庁長官及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境庁長官及び特定国際種関係大臣に提出しなければならない。

4 指定認定機関は、環境庁長官及び特定国際種関係大臣の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務等)

第三十三条の十 指定認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その認定関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認定関係事務に従事する指定認定機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定認定機関に対する監督命令等)

第三十三条の十一 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し監督上必要な事項を命ずることができる。

2 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関の役員が第三十三条の九若しくは前条第一項の規定に違反する行為をしたとき、第三十三条の九第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、又は前項の規定による命令に違反する行為をしたときは、指定認定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関が第三十三条の八第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

4 環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関が第三十三条の九の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項又は第二項の規定による命令に違反したときその他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

(指定認定機関がした処分等に係る不服申立て)

第三十三条の十二 指定認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境庁長官及び特定国際種関係大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をする

ことができる。

(手数料)

第三十三条の十三 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、指定認定機関の収入とする。

(準用)

第三十三条の十四 第二十三条第三項及び第四項の規定は指定について、第二十四条第五項及び第六項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について、第二十六条第五項の規定は第三十三条の十一第三項又は第四項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定中「環境庁長官」とあるのは「環境庁長官及び特定国際関係大臣」と、第二十四条第六項中「総理府令」とあるのは「内閣総理大臣及び特定国際関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

第五十一条第二項第三号中「個体」を「個体等」に改める。

第五十四条第二項中「第六号」を「第七号」に、「個体の譲渡し等」を「個体等の譲渡し等」に改める。

第五十九条第二号中「又は」を「、」第二十条の三第四項から第六項まで、「に」、「の規定」を「、第三十三条の四第二項又は第三十三条の六第四項の規定」に改め、同条第三号中「第二十條第一項の」を削り、「登録」の下に「又は事前登録」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十條の三第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者

第六十条中「第二十五条第一項」の下に「又は

第三十三条の十第一項」を加える。

第六十一条第二号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十三条の二」に、「特定事業」を「特定国内種事業若しくは特定国際種事業」に改める。

第六十二条第七号を同条第十一号とし、同条第二号を同条第十号とし、同条第五号中「同条第二項」の下に「及び第三十三条の五」を加え、「同条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 偽りその他不正の手段により第三十三条の七第一項の認定を受けた者

九 第三十三条の七第四項の規定に違反した者
第六十二条第四号中「同条第五項」の下に「及び第三十三条の五」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第二十條の三第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者

五 第二十條の三第二項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十三条中「指定登録機関」の下に「又は指定認定機関」を加え、同条第一号中「第二十四条第四項」の下に「又は第三十三条の九第四項」を、「登録関係事務」の下に「又は認定関係事務」を加え、同条第二号中「第二十七条第一項」の下に「（第三十三条の十四において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

絶滅のおそれのある野生動植物種の個体の特定の器官及びその加工品の流通を適正化して、これらの種の保存を推進するため、これらの特定の器官等の譲渡し等を許可又は登録を受けた場合等を除き原則として禁止するとともに、そのうち製品の原材料として使用されている国際希少野生動植物種の個体の器官等については、簡易な事前登録の系統によりその譲渡し等を行うことができることとするほか、それから製造された製品が適正に入手された原材料に係るものである旨の環境庁長官等又は指定認定機関による認定を行う等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年六月二十日印刷

平成六年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局